

B. 町の条例・協定等

a. 町の条例等

1. 播磨町防災会議条例

播磨町防災会議条例

制 定 昭和40年8月2日条例第11号

最終改正 平成25年6月4日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、播磨町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 播磨町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づく水防計画の調査審議に関すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に、事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 兵庫県警察の警察官
 - (2) 副町長及び町長の事務部局内の職員
 - (3) 教育長
 - (4) 消防団長
 - (5) 各水利組合委員長
 - (6) 漁業協同組合代表理事組合長
 - (7) 加古川市消防長
 - (8) 兵庫県知事の事務部局内の職員
 - (9) 指定地方行政機関の職員
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (12) その他町長が必要と認める者

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前条の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、防災会議に諮つて会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月10日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月3日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月2日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月11日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(播磨町水防協議会条例の廃止)

2 播磨町水防協議会条例(昭和54年条例第14号)は、廃止する。

附 則 (平成17年6月9日条例第19号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月7日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月4日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成26年9月30日までの間において、改正後の播磨町防災会議条例第3条第5項の規定により新たに委嘱、又は任命された委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱、又は任命された日から平成26年9月30日までとする。

2. 播磨町防災会議運営規則

播磨町防災会議運営規則

制定 平成25年3月27日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、播磨町防災会議条例（昭和40年条例第11号。以下「条例」という。）第6条の規定により、播磨町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条第4項の会長があらかじめ指名する委員は、播磨町副町長とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 播磨町情報公開条例（平成12年条例第26号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の経過の概要

(委員の代理)

第5条 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3. 播磨町防災会議傍聴要綱

播磨町防災会議傍聴要綱

制定 平成25年3月27日要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨町防災会議運営規則（平成25年規則第7号）第3条第2項の規定により、播磨町防災会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、10人とし、先着順に受け付けるものとする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、この要綱の規定に同意したうえで、傍聴申込書に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴席に入ることのできない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、映写機、写真機の類を携帯している者。
ただし、撮影又は録音をすることについて会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製のサンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帶びていると認められる者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語又は談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(会長の指示)

第8条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならぬ。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならぬ。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

4. 播磨町災害対策本部条例

播磨町災害対策本部条例

制定 平成25年6月4日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、播磨町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、災害対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させ、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第5条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 前項の現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、播磨町地域防災計画に基づき、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5. 播磨町危機管理監設置規則

播磨町危機管理監設置規則

制定 平成25年3月27日規則第8号

最終改正 令和4年9月14日規則第52号

(設置)

第1条 播磨町（以下「町」という。）に、危機管理監を置く。

(職務)

第2条 危機管理監は、町長の命を受け、町の危機管理政策全般に対しての全体調整を行う権

限を持ち、播磨町地域防災計画及び播磨町水防計画（以下「播磨町地域防災計画等」という。）

の定めるところにより、災害発生時の応急対策、平時の予防対策の実施を監督する。

(任命)

第3条 危機管理監は、危機管理担当部長をもって充てる。

2 危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監が欠けたときは、播磨町地域防災計画等の定めるところによりその職務を代行する者を決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月14日規則第52号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

6. 播磨町地域防災計画検討委員会設置要綱

播磨町地域防災計画検討委員会設置要綱

制 定 平成7年4月28日要綱第10号

最終改正 令和4年8月31日要綱第70号

(設置)

第1条 播磨町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の見直しを行うため、播磨町地域防災計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 現行の地域防災計画の見直しに関すること。
- (2) 震災対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、危機管理監をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (幹事会)

第5条 委員会は、その所掌事務を補助させるため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、危機管理監をもって充てる。
- 4 副幹事長は、防災担当部長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(作業部会)

第6条 幹事会は、個別の事項を検討させるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、職員をもって充てることとし、検討内容に応じ、委員長の承認を得て幹事長が指名する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防災担当課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日要綱第6号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日要綱第10号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月13日要綱第20号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月11日要綱第14号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月27日要綱第32号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

附 則（平成19年1月4日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月9日要綱第8号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月29日要綱第30号）

この要綱は、平成22年10月1日より施行する。

附 則（平成24年8月28日要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年5月2日要綱第20号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月22日要綱第43号）

この要綱は、平成29年10月1日より施行する。

附 則（令和4年2月17日要綱第5号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年8月31日要綱第70号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長

部長

会計管理者

別表第2（第5条関係）

企画課長
危機管理課長
総務課長
税務課長
債権管理課長
協働推進課長
産業環境課長
住民課長
保険課長
健康福祉課長
こども課長
都市計画課長
営繕課長
土木課長
会計室長
上下水道課長
教育総務課長
地域学校教育課長
議会事務局長

7. 播磨町被災建築物応急危険度判定要綱

播磨町被災建築物応急危険度判定要綱

制定 平成21年3月9日要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その迅速かつ的確な実施を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定 地震被害により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度を判定し、その結果の表示等を行うことをいう。
- (2) 被災建築物応急危険度判定士 判定業務に従事する者として、兵庫県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき県知事が認定した者及び兵庫県以外の都道府県の知事が定める者をいう。
- (3) 応急危険度判定コーディネーター 被災建築物応急危険度判定の実施にあたり、播磨町被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）、集中的に被害を受けた地域において本部と同等の事務を行う拠点及び兵庫県被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）と被災建築物応急危険度判定士との連絡調整に当たる県市町職員及び判定業務に精通した建築関係団体に所属する者をいう。

(震災前の対策及び体制整備)

第3条 町は、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会及び東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会に参画し、県及び他市町と協力しながら、町内の判定実施体制の整備を図る。

- 2 町は、町内の被災建築物応急危険度判定士に対し、被災建築物応急危険度判定に必要な技術習得のための講習会への参加を促し、県が行う被災建築物応急危険度判定士の養成に協力する。
- 3 町は、町職員及び町内の被災建築物応急危険度判定士に対し、被災建築物応急危険度判定コーディネーターとして必要な知識を得るために講習会への参加を促し、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成に協力する。
- 4 町は、建築関係団体の協力を得ながら、東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会における民間判定士の連絡体制整備に協力する。

(災害の予測)

第4条 町は、震災前において次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 被災後の迅速な対応を実現するために災害予測を行うこと。

- (2) 災害予測に基づき、兵庫県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル等を活用し、被災建築物応急危険度判定の実施に必要な事項に関する震前対策を行うこと。
- (3) 県及び他市町と災害予測に必要な情報交換を行うこと。
- (4) その他災害予測に関すること。

(兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会における協議)

第5条 県及び町は、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会において次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 判定実施のためのマニュアルに関すること。
- (2) 判定実施方法及び判定結果表示方法に関すること。
- (3) 判定実施機材の調達及び備蓄に関すること。
- (4) その他判定実施に必要なこと。

(判定の実施)

第6条 町長は、建築物が被災した場合で、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに被災建築物応急危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(県との連絡調整等)

第7条 町長は、実施本部の設置を決定したときは、県知事に連絡するものとする。

- 2 町長は、判定実施の決定に伴い、短期に被災建築物応急危険度判定を終了することが困難と思われるときは、県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 町長は、支援本部の長に対し、現地の被災状況を隨時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

第8条 町長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(応急危険度判定の円滑な実施を図るための措置)

第9条 町長は、危険度判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

8. 播磨町避難行動要支援者避難支援計画の実施に係る個人情報の取扱要綱

播磨町避難行動要支援者避難支援計画の実施に係る個人情報の取扱要綱

制 定 平成24年3月16日要綱第3号

最終改正 令和4年3月31日要綱第34号

(目的)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）が播磨町避難行動要支援者避難支援計画（以下「支援計画」という。）に基づく避難行動要支援者に対する支援を円滑に実施するため、収集、活用する個人情報の取扱いについて、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 支援計画に定める者をいう。
- (2) 避難行動要支援者 支援計画に定める者をいう。
- (3) 町関係部局 保険課、健康福祉課及び危機管理課をいう。
- (4) 避難支援等関係者 避難行動要支援者の避難支援等を担う組織等で、播磨町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）に定める組織等をいう。
- (5) 支援者 避難支援等関係者のうち、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を行うことで当該避難行動要支援者を直接支援することとなった者をいう。

(名簿の登録)

第3条 避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）への登録及び避難支援等を受けるために必要な個人情報を記載した地域見守り運動・要配慮者実態調査個人票（以下「調査票」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の調査票の提出を円滑に行うため、避難行動要支援者の把握及び名簿への登録のために必要な調査を行うものとする。この場合において、町長は民生委員・児童委員、介護支援専門員及び相談支援専門員に調査への協力を求めることができる。

3 町長は、提出された登録同意書により把握した避難行動要支援者を名簿に登録するものとする。

4 町長は、名簿の登録に当たり、避難行動要支援者の情報を収集するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の提供)

第4条 町長は、名簿に記載し又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、町防災計画及び支援計画の定めるところにより、災害の発生に備え、避難行動要支援者避難支援の取組を行う意思を有する避難支援等関係書に対し、当該取組に必要な範囲で提供するものとする。

2 支援者には、当該支援者が支援する避難行動要支援者に係る名簿情報を提供するものとする。

- 3 前2項に規定する名簿情報の提供は、前条第1項に規定する登録同意書により提供に同意した避難行動要支援者に係る名簿情報のみについて行うこととする。ただし、播磨町個人情報保護条例（平成16年条例第2号）第8条第1項第3号に該当すると認められるときは、この限りでない。
- 4 避難支援等関係者が町に対して、名簿情報の提供を申請するときは、播磨町避難行動要支援者情報受領申請書を提出することとする。また、当該名簿を受領する場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の13に基づく秘密保持義務が適用されることを確認する証として、誓約書を町長に提出するものとする。

（名簿等の保管）

第5条 名簿の原本は、保険課長が、副本は危機管理課長がそれぞれ保管する。ただし、避難行動要支援者が保管する副本は自己に係るもののみとする。

- 2 避難支援等関係者は、名簿情報の保管に当たり、保管責任者を定めなければならない。
- 3 支援者は、自己の責任をもって当該支援者が支援する避難行動要支援者に係る名簿情報を保管するものとする。

（避難支援等関係者等の義務）

第6条 避難支援等関係者及び支援者（以下「避難支援等関係者等」という。）は、避難行動要支援者支援以外の目的のために名簿情報を活用してはならない。

- 2 避難支援等関係者等は、提供された名簿情報及び支援を行ううえで知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援を離れた後も同様とする。
- 3 避難支援等関係者等は、名簿情報を失わないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。
- 4 避難支援等関係者等は、避難行動要支援者情報を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

（名簿等の更新）

第7条 町長は、名簿を最新に保つよう努めるものとする。

- 2 避難行動要支援者は、自己の名簿情報に変更が生じたときは、速やかに町長に報告するものとする。
- 3 避難支援等関係者等は、名簿情報に変更が生じたときは、速やかに町長に報告するものとする。
- 4 町長は、第2項又は前項の報告があったときは、名簿を更新するとともに、必要に応じて、避難行動要支援者、町関係課及び避難支援等関係者等に変更事項を連絡するものとする。

（制度の周知）

第8条 町長は、広報等を通じてこの要綱に定める個人情報の取扱いに関して周知を図るものとする。

- 2 避難支援等関係者等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

（所管）

第9条 この要綱及びこれに付随する避難行動要支援者支援に係る事務は、町関係部局において

て処理する。

2 町関係部局は、他の課等に対し必要に応じて協力を要請することができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱第14号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日要綱第36号)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日要綱第11号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月17日要綱第5号)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日要綱第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

9. 播磨町避難所運営マニュアル策定委員会設置要綱

播磨町避難所運営マニュアル策定委員会設置要綱

制定 平成25年7月9日要綱第29号

(設置)

第1条 播磨町地域防災計画に基づき設置する避難所の運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するため、播磨町避難所運営マニュアル策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、マニュアルを検討し、作成する。

2 作成するマニュアルの対象となる避難所（以下「対象避難所」という。）は、第3条に基づき委員会を組織し、委員を委嘱又は任命する際、町長が指定する。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、対象避難所の特性を踏まえ、地域の多様な意見が反映されるよう配慮し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 自主防災組織に属する者
- (2) 防災又は地域福祉に関して識見を有する者
- (3) 町職員及び対象避難所の施設管理者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、マニュアルが作成されるまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防災担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月17日要綱第5号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

10. 公共施設における防災機能向上のために配慮する事項に関する指針

公共施設における防災機能向上のために配慮する事項に関する指針

平成23年 9月 9日作成
平成27年 7月13日改正

1. 本指針策定の目的、主旨

本町が有する公共施設は、元来当該施設が有する目的に沿った活用だけでなく、本町の防災対策においても活用を想定しているものが多く、住民等にとっても同様であると考えられる。

一方、これまでに建設した施設は、その目的に応じた設計、施工がなされており、防災機能については、十分に配慮してきたとはいえない面もある。

これらの施設は、今後老朽化に伴う改修等が行われることが予想されることから、この改修にあわせ、防災機能の向上にも配慮した設計、施工を行うことで、財政面での負担を最小限に抑えながら本町の防災力を向上させることができるとと思われる。

また、今度新たに建設する公共施設についても、当初から防災機能に配慮することにより、より付加価値の高い施設を最小限の経費で建設することが可能である。

以上のことから、本指針は全般的に公共施設の備える防災機能の向上を推進するために策定するものである。

なお、本指針はあくまでも施設の防災機能の向上を図るためのものであり、構造部材の耐震化に関する指針ではなく、構造部材の耐震改修を完了した（または耐震改修の必要のない）施設を念頭においている。

2. 本指針の位置づけ

播磨町地域防災計画第3部（災害予防計画）目標2（災害に強い組織・体制をつくる）施策4（災害に備えた施設・設備をつくる）を具体的に推進するために策定するものである。

3. 本指針の適用範囲

本指針の適用の対象となる施設は、本町が所有する建築物及びその付帯設備（以下「町施設」という。）とする。

ただし、その他の施設であっても、有益と思われる場合は積極的に準用することとする。

4. 本指針を活用する主体と時期

（1） 本指針を活用する時期

町施設を新たに建設、または改修（耐震改修を含む。以下同様。）するための実施設計の発注仕様を検討する段階とする。

（2） 本指針を活用する主体

町施設を建設、または改修するグループとし、実施設計業務の完了までに危機管理グ

ループが当該実施設計への反映状況を確認し、必要に応じて協議することとする。

5．防災機能向上のために配慮する事項

防災機能向上のために配慮する事項は、別添の一覧表のとおりとする。

実施設計の発注仕様には、建設・改修の対象である町施設の元来の目的を優先しつつ、当該施設の本町における防災上の位置づけを踏まえ、本指針に基づき実施可能な事項について検討するよう記載する。

なお、実施設計が完了するまでに、設計への反映状況を危機管理グループに提示し、必要に応じて協議すること。

6．その他

本指針は、建築技術・材料の発展や地域防災を取り巻く環境の変化に対応するため、必要な時期において見直しを行う。

7．適用時期

本指針は、平成23年9月9日から適用する。

別添一覧表

大分類	中分類	小分類	番号	配慮事項	備考
	建物本体の耐震性		1	耐震化の実施 (耐震性能は、「官庁施設の総合耐震計画基準」(国土交通省、平成19年12月18日)を参考にすること。)	本指針の適用範囲外
施設の耐震性など安全性の確保	天井材等内外装材や設備機器、家具等の安全性		2	吊天井の耐震化等天井の落下防止	
			3	揺れ止め対策の実施、金物の使用等照明器具の落下防止	
			4	合わせガラスの採用等ガラス飛散防止	
			5	壁面の落下防止	
			6	設備、家具の転倒防止(固定)	
			7	バリアフリー化	要配慮者対策
			8	居住スペース	
災害拠点として必要なスペースの確保			9	個別空調が可能なスペース	要配慮者対策
			10	トイレ・多目的トイレ	
			11	仮設トイレの備蓄、設置スペース	
			12	授乳スペース	
			13	洗面所	
			14	更衣室	
			15	シャワー室	
			16	仮設シャワーの備蓄、設置スペース	
			17	炊事、洗濯等スペース	
			18	り災証明発行等の災害時業務執務スペース	行政機能の維持
			19	災害時業務の支援スタッフの執務スペース	行政機能の維持
			20	避難所運営スタッフやボランティアの執務スペース	
			21	避難所運営スタッフやボランティアのミーティングスペース	
			22	避難所運営スタッフやボランティアの休憩スペース	
			23	救護スペース	
			24	炊き出しスペース	
			25	備蓄倉庫等スペース	
			26	物資の搬入・仕分け・保管・配給スペース	
			27	災害時の物資の搬入経路	
			28	掲示・連絡スペース	
			29	ゴミの集積スペース	
			30	駐車スペース	
			31	喫煙スペース	受動喫煙の防止
施設に必要な諸機能の確保		トイレ、シャワー	32	トイレ、シャワー用水利	
			33	トイレ、シャワー機能	
			34	汚物処理・排水機能	
			35	夜間照明	
			36	温水供給のための熱源	
			37	配管、配管継手等供給設備の耐震性確保	
		電気	38	非常用自家発電設備の設置	
			39	太陽光発電設備(直接利用又はバッテリー併用)	
			40	ブールの浄水装置、配管設備	
		水	41	雨水の再利用システム	水利確保、水害対策
			42	井戸による地下水利用	
		ガス	43	プロパンガス及び必要設備・器具	
			44	電話・FAX	
大地震動後も確保が必要な設備等の機能		情報伝達手段	45	テレビ	
			46	インターネット回線	
			47	災害時業務用ネットワーク回線	行政機能の維持
			48	施設内放送設備	
			49	掲示板	
		室内環境	50	暖房(寒さ対策)	
			51	冷房(暑さ対策)	
			52	個別空調	要配慮者対策
			53	換気	
			54	虫除け(網戸等)	
			55	通路等の夜間照明	
			56	調理・洗濯等の排水処理	

11. 播磨町緊急通行車両管理要領

播磨町緊急通行車両管理要領

1 目的

この要領は、播磨町（以下「町」という。）が有する公用車のうち、災害対策基本法施行令（昭和37年発令第288号）第33条第1項の規定により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認を受けた車両について、適切に管理及び運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 緊急通行車両の事前届出の手続等

（1）事前届出の申請

緊急通行車両事前届出に係る手続は、危機管理グループにて一括して処理する。

（2）緊急通行車両事前届出済証の管理

緊急通行車両として確認された場合に交付される緊急通行車両事前届出済証は次のとおり取扱うこととする。

① 緊急通行車両を日常業務で使用するグループにおける取扱い

- ア 緊急通行車両事前届出済証は、自動車検査証と一体的に保管し、常時携行する。
- イ 当該車両を更新する等により変更が発生することが判明した場合は、速やかに危機管理グループに報告する。

② 危機管理グループにおける取扱い

- ア 緊急通行車両事前届出済証の写しを保管するとともに、処理経過を明らかにしておくため、緊急通行車両管理台帳を作成する。

- イ 車両の更新等が発生した場合は、速やかに必要な手続（不要となった緊急通行車両事前届出済証の返還、新たな確認の申請等）を行う。

- ウ 緊急通行車両を日常業務で使用するグループに対し、少なくとも年1回は緊急通行車両事前届出済証の保管状況を確認させ、報告を求める。この際、緊急通行車両事前届出済証が汚損等していることが確認された場合や届出内容に変更が生じていることが確認された場合は、速やかに加古川警察署に届け出たうえで、その指示に従うこととする。

3 標章等の交付手続等

（1）災害が発生し、緊急通行車両が必要と認められる場合は、町災害対策本部事務局は、速やかに加古川警察署に対し、標章、緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に定めるものをいい、以下「標章等」という。）の交付手続を行う。

（2）交付された標章等は、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 標章等の交付後速やかに緊急通行車両管理台帳に交付日等を記入する。
- ② 標章はダッシュボード等の見やすい場所に掲示する。
- ③ 緊急通行車両確認証明書は自動車検査証と一体的に保管し、常時携行する。

(3) 緊急通行車両の必要がなくなったときは標章等は速やかに返却することとし、緊急通行車両管理台帳にもその旨を記載する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

b. 災害相互応援協定（公共機関）

<災害相互応援協定等（公共機関）その1>

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
総合	1	兵庫5カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定	猪名川町、香美町、丹波篠山市、淡路市	平成17年6月1日
	2	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県及び県内市町	平成18年11月1日
	3	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	東播磨ブロック（明石市、加古川市、高砂市、稻美町）、北播磨ブロック（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）	平成18年11月1日
	4	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会	令和元年10月25日
	5	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	東播磨地域（明石市、加古川市、稻美町）、中河内地域（八尾市、東大阪市、柏原市）	平成24年4月1日
	6	播磨広域防災連携協定	播磨地域13市9町（姫路市、加古川市、相生市、小野市、明石市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稻美町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）	平成26年4月22日
	7	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成24年11月2日
	8	全国ミニ団体連絡会議が母体となつた災害時相互応援協定	羽村市、清洲市、真鶴町、大山崎町、忠岡町、田尻町	平成25年1月23日
	9	全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定	むつ市、志摩市、京丹後市、摂津市、和泉市、美作市、長門市、阿波市、伊予市	令和4年4月1日
消防	10	兵庫県広域消防相互応援協定	兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成25年10月23日

<災害相互応援協定等（公共機関）その2>

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
廃棄物 処理	11	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に 関する協定	兵庫県、各市町及び関係 一部事務組合	平成 17 年 9月 1 日
上水道	12	加古川市と播磨町の間に設置する連 絡管に関する基本協定	加古川市上下水道局	平成 30 年 5月 25 日
		加古川市と播磨町の連絡管の設置及 び運用に関する協定		平成 30 年 6月 6 日
下水道	13	兵庫県水道災害相互応援に関する協 定	兵庫県、各市町、各水道 企業団、日水協県支部及 び県簡水協会	平成 10 年 3月 16 日
	14	明石市と播磨町の間に設置する連絡 管に関する基本協定 明石市二見町と播磨町北野添の連絡 管の設置及び運用に関する協定	明石市水道局	平成 25 年 12月 3 日 平成 25 年 12月 9 日
下水道	15	下水道事業災害時近畿ブロック支援 に関する申し合わせ	下水道事業災害時近畿ブ ロック支援連絡会議	平成 29 年 9月 21 日
情報伝達	16	災害時における放送要請に関する協 定書	日本放送協会	昭和 53 年 4月 1 日
避難所	17	播磨町と兵庫県立東はりま特別支援 学校との避難所指定にかかる覚書	兵庫県立東はりま特別支 援学校	平成 24 年 3月 13 日 平成 25 年 10月 1 日
	18	播磨町と兵庫県立播磨南高等学校と の避難所指定にかかる覚書	兵庫県立播磨南高等学校	平成 24 年 2月 23 日
	19	災害時に福祉避難所として町有施設 を使用するに当たっての施設運営に 関する協定	社会福祉法人播磨町社会 福祉協議会	平成 25 年 6月 18 日
	20	災害時における福祉避難所の運営支 援に関する協定	社会福祉法人播磨町社会 福祉協議会	平成 25 年 6月 18 日
	21	大中遺跡公園の広域避難地指定に關 する協定	兵庫県立考古博物館	平成 25 年 9月 10 日
	22	津波等発生時における一時避難所と しての使用に関する協定	加古郡衛生事務組合	平成 26 年 11月 6 日
	23	播磨町と兵庫県立東はりま特別支援 学校との福祉避難所の指定に関する 協定	兵庫県立東はりま特別支 援学校	令和 2 年 2月 5 日
	24	災害時等における施設利用の協力に 関する協定※	播磨町東部コミュニティ 委員会	平成 26 年 11月 7 日
			播磨町南部コミュニティ 委員会	平成 26 年 11月 7 日
			播磨町西部コミュニティ 委員会	平成 26 年 11月 12 日
			播磨町野添コミュニティ 委員会	平成 26 年 11月 12 日
			特定非営利活動法人まち づくりサポートはりま	平成 26 年 12月 12 日

※指定管理者が管理する施設に関する協定

1. 兵庫 5 カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定書

協定書

兵庫 5 カ国交流会議構成市町 災害時相互支援に関する協定書

摂津の国 猪名川町、播磨の国 播磨町、但馬の国 香美町、丹波の国 篠山市、淡路の国 淡路市（以下「構成市町」という。）は、構成市町において地震、風水害等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生起した場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧のため、次のとおり協定する。

（災害支援本部の設置）

第1条 構成市町において、大規模な災害が発生した場合、災害が発生した当該年度の兵庫 5 カ国交流会議の会長市町に、直ちに災害支援本部を設置することとする。

ただし、会長市町において災害が発生した場合は、副会長市町に災害支援本部を設置する。

（災害支援本部の業務）

第2条 災害支援本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災市町の情報収集
- (2) 被災市町への応援方法等、構成市町間の連絡調整

（支援内容）

第3条 被災市町への支援内容は、別に定める兵庫 5 カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定書実施要項のとおりとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項は、構成市町が協議して定めることとする。

附 則

この協定は平成 17 年 6 月 1 日から実施する。

平成 11 年 6 月 1 日に締結した兵庫 5 カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定は廃止する。

平成 17 年 6 月 1 日

摂津の国 猪名川町長 真田 保男

播磨の国 播磨町長 佐伯 忠良

但馬の国 香美町長 藤原 久嗣

丹波の国 篠山市長 瀬戸 亀男

淡路の国 淡路市長 門 康彦

実施要項

兵庫 5 カ国交流会議構成市町災害時 相互支援に関する協定書実施要項

(趣旨)

第1条 この実施要項は、「兵庫 5 カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定書」(以下「協定書」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 協定書第2条に基づく応援方法は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急対策に必要な職員等の派遣
- (5) その他要請市町が応援を必要とする事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、協定書第1条に定めた災害支援本部を通じ、文書により行うものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合は、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援の期間

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、法令その他、特別に定めのあるものを除き、応援の要請を求めた市町が負担する。

2 要請市町が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該費用を一時繰替支弁する。

(災害補償等)

第5条 応援職員等がその業務により、負傷、疾病、または死亡した場合における公務災害補償については、応援市町の負担とする。

2 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援市町が賠償の責めに帰する。

(適用)

第6条 この実施要項は、平成11年6月1日から適用する。

附 則

平成8年2月14日に適用した兵庫5カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定書実施要項は廃止する。

2. 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

協定書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、大規模災害や県内で広域にわたる災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、第2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、

この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の交換
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補足)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会长及び兵庫県町村会会长が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県知事 姫路市長 明石市長 洲本市長	井 戸 敏 三 石 見 利 勝 北 口 寛 人 柳 実 郎	神戸市長 尼崎市長 西宮市長 芦屋市長	矢 田 立 郎 白 山 田 文 山 田 知 健 山 中
-------------------------------	--	------------------------------	--------------------------------------

紀一明秀一務三馨久彦一規子雄弘章人

芳庄正善広暢勝康廣善ひ光正典雅

口本田上村菜川谷田本田水崎藤遼場

谷樽豆阪田蓬中梅中門山戸清尾首庵馬

相生市長
加古川市長
赤穂市長
宝塚市長
高砂市長
小野市長
加西市長
養父市長
南あわじ市長
淡路市長
加東市長
多可町長
播磨町長
市川町長
太子町長
佐用町長
新温泉町

幸治則一秀進弘男郎俊明男博秋義一嗣

保宗正壽吉 義龜 五英敏保 理正眞久

原貝田住本生田戸 上谷田谷立田則原

藤中西來籐柴岡瀬辻井白真古足嶋安藤

伊丹市長
豊岡市長
たつの市長
西脇市長
三木市長
川西市長
三田市長
篠山市長
丹波市長
朝来市長
宍粟市長
猪名川町長
稻美町長
神河町長
福崎町長
上郡町長
香美町長

実施要項

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県（当該市町を所轄する県民局）に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号まで規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物 資 飲料水、食料、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資 機 材 紙水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施 設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
 - (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
 - (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代
- 2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。
 - 3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。
 - 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。
 - 5 前各項により難い場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

3. 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

協定書

東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

(地域及び構成市町)

第2条 この協定の地域及び構成市町は、次のとおりとする。

地 域 東播磨地域、北播磨地域

市 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市

町 多可町、稻美町、播磨町

(広域災害支援本部の設置)

第3条 東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町

北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(情報の収集及び伝達)

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

(平常時の活動)

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 連絡会の開催

(2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換

(3) 防災訓練及び住民の啓発等

(4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書11通を作成し、各市町長記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年11月1日

明石市長	北口 寛人
加古川市長	樽本 庄一
西脇市長	來住 壽一
三木市長	藪本 吉秀
高砂市長	岡恒雄
小野市長	蓬萊 務
加西市長	中山暢三
加東市長	中山廣一
多可町長	戸田善規
稻美町長	古谷 博
播磨町長	清水 ひろ子

実施要領

東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

1. 広域災害支援本部の設置及び運営

(1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置

平成31年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨ブロック代表市町は、次の表のとおりとする。

項目 年度	本部 設置市町	東播磨 ブロック 代表市町	北播磨 ブロック 代表市町	備考
18年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、加西市=I、三木市=II、小野市=III、西脇市=IV、加東市=V、多可町=VI とし、平成18年度を最初の年度とし12年周期で次の順による。 I → II → III → IV → V → VI → II → I → IV → III → VI → V
19年度	加古川市	加古川市	三木市	
20年度	小野市	高砂市	小野市	
21年度	稻美町	稻美町	西脇市	
22年度	加東市	播磨町	加東市	
23年度	明石市	明石市	多可町	
24年度	三木市	加古川市	三木市	
25年度	高砂市	高砂市	加西市	
26年度	西脇市	稻美町	西脇市	
27年度	播磨町	播磨町	小野市	
28年度	多可町	明石市	多可町	
29年度	加古川市	加古川市	加東市	
30年度	加西市	高砂市	加西市	
31年度	稻美町	稻美町	三木市	

(2) 本部の運営

本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて行い、応援の内容役割分担等については、ブロック代表市町が協議して定める。

(3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営

被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合、次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

2. 情報の収集及び伝達方法

- (1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック代表市町にその情報を伝達するものとする。
- (2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。
- (3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。
- (4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする。

3. 応援の内容

- (1) 物 資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等
- (3) 施 設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等
- (4) 職 員 市町職員

4. 応援の方法

- (1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数量を搬入する。
- (2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。
- (3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

5. 応援体制の確立

- (1) 広域相互応援体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。
- (2) 整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める。

6. 連絡会の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を、毎年度開催する。

7. 資料及び情報の交換

相互応援のため、地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- (2) 物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

4.瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

協定書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があつた事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	(省略)
四国・九州ブロック	(省略)

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

（海ネット共助会員への参加及び離脱）

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものと

みなす。

- 2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

- 2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるものほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月30日から施行する。

この協定は、令和元年10月25日から施行する。

協定締結先

大阪府 堺市、岸和田市、貝塚市、高石市、忠岡町、岬町

兵庫県 姫路市、明石市、洲本市、芦屋市、南あわじ市、淡路市

和歌山県 和歌山市、海南市、湯浅町、由良町

岡山県 玉野市、笠岡市、備前市、浅口市、瀬戸内市

広島県 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、

	廿日市市、江田島市、海田町、坂町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市、光市、柳井市、周南市、 山陽小野田市、周防大島町、上関町
徳島県	小松島市、松茂町
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、 小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、 四国中央市、西予市、上島町、松前町、伊方町、愛南町
大分県	中津市、津久見市、姫島村

申し合わせ書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(地域ブロック幹事等の設置)

第2条 協定第4条第1項に規定する地域ブロック幹事等を以下のとおり設置する。

- (1) 地域ブロック幹事は、1会員選出するものとする。
- (2) 地域ブロック副幹事は、前号の地域ブロック幹事の在する府県以外の会員から各府県それぞれ1会員選出するものとする。
- (3) 前2号の地域ブロック幹事等は、別表1のとおりとする。

2 地域ブロック幹事の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 協定第4条第3項に規定する地域ブロック内の総合調整。
- (2) 協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事との協議。

3 地域ブロック副幹事は、被災等により前項の業務を処理できない場合に、これを代行する。

4 地域ブロック幹事等が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

5 地域ブロック会員が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、協定運営協議会で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

(応援とりまとめ幹事)

第3条 被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）の連絡及び調整は、協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事が行うものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災会員は、応援とりまとめ幹事に対し、協定第5条に掲げる事項を明らかにした別紙1応援要請書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該応援実施後速やかに文書を提出するものとする。

(応援実施の手続き)

第5条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ幹事は、他の海ネット共助会員に当該要請を通知する。

2 応援会員は、応援を行う事項について応援計画を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。

3 応援会員は、次の事項について別紙2応援通知書により応援とりまとめ幹事を経由し被災会員に連絡した上、応援を実施する。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信等により連絡することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
- (3) 被災傷者等の受入れをするときは、受入可能な医療機関及び人数等
- (4) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
- (5) 前4号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第6条 被災会員は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりまとめ幹事を経由した上、応援会員に対し別紙3応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第7条 応援会員は、応援が終了したときは、応援とりまとめ幹事を経由した上、被災会員に対し別紙4応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 海ネット共助会員は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を他の海ネット共助会員に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第7条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災会員が負担する経費の額は、応援会員が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援会員の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災会員が、被災会員への往復の途中において生じたときは応援会員が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災会員と応援会員の協議により定める。

(協定運営協議会の設置)

第10条 協定第8条に規定する協定運営協議会は、別表2のとおりとする。

(附則)

本申し合わせ書は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

申し合わせ書第 2 条に規定する地域ブロック幹事等は、次のとおりとする。

地域ブロック	地域ブロック幹事	地域ブロック副幹事
近畿・中国ブロック	山口県山陽小野田市	大阪府高石市、兵庫県南あわじ市、和歌山県由良町、岡山県備前市、広島県坂町
四国・九州ブロック	香川県土庄町	徳島県小松島市、愛媛県四国中央市、山口県下関市

別表 2

申し合わせ書第 10 条に規定する協定運営協議会の構成は、次のとおりとする。

協定運営協議会構成会員
大阪府高石市、兵庫県南あわじ市、和歌山県由良町、岡山県備前市（幹事）、広島県坂町、山口県山陽小野田市、徳島県小松島市、香川県土庄町（副幹事）、愛媛県四国中央市、山口県下関市

年　月　日

(応援とりまとめ幹事)様

(災害を受けた協定市町長)印

応援要請書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請いたします。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

3 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

4 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

5 その他、特に必要な事項

6 連絡先

(担当部課名)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

(応援とりまとめ幹事経由)

文 書 番 号

年 月 日

(災害を受けた協定市町長)様

(応援する協定市町長)印

応 援 通 知 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援します。

記

1 物的応援（物資等の品目、数量）

2 人的応援（活動内容、派遣人数、期間）

3 被災傷者の受入（受入可能な医療機関、人数）

4 その他の応援（応援の内容及び期間）

(担当部課名)

(担当者名)

(電話番号)

(F A番号)

(メールアドレス)

(応援とりまとめ幹事経由)

文 書 番 号

年 月 日

(応援した協定市町長)様

(災害を受けた協定市町長)印

応 援 物 資 等 受 領 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定に基づく、物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量	備 考

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

(応援とりまとめ幹事経由)

文 書 番 号

年 月 日

(災害を受けた協定市町長)様

(応援した協定市町長)印

応 援 終 了 報 告 書

年 月 日付け第 号で通知した応援については、下記のとおり終了いたしました
ので報告いたします。

記

応援事項

1 物的応援

2 人的応援

3 被災傷者の受入

4 その他の応援

(担当部課名)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

5. 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定

協定書

東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定

東播磨地域及び中河内地域は、いずれかの地域において、地震、風水害等による災害により、甚大な被害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(地域と構成市町)

第1条 この協定の東播磨地域と中河内地域の構成市町は次のとおりとする。

東播磨地域	明石市	加古川市	稻美町	播磨町
中河内地域	八尾市	東大阪市	柏原市	

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡責任市町)

第3条 各地域は、それぞれ連絡責任市町を定め、連絡責任市町が、被災地域と応援地域の間の連絡調整を行うものとする。

(応援の要請)

第4条 被災地域の連絡責任市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、無線等により応援地域の連絡責任市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 前項の要請を受けた応援地域の連絡責任市町は、速やかに構成市町の連絡担当者に通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた場合は、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

- 2 各地域は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があつたものとみなす。
- 3 連絡責任市町は、構成市町と密接な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、両地域各市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(情報交換)

第8条 両地域の各構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 防災担当者による連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又は定めのない事項若しくは疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 7 通を作成し、両地域各市町が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成24年4月1日

東播磨地域

中河内地域

明石市長 泉 房穂 東大阪市長 野田 義和

加古川市長 樽本 庄一 八尾市長 田中 誠太

稻美町長 古谷 博 柏原市長 岡本 泰明

播磨町長 清水 ひろ子

協定実施細目

東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第6条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については、被災市町が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の経費
 - (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
 - (3) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、応援市町の職員に関する規定により算出した旅費及び諸手当の範囲内の額
 - (4) 応援市町の応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費
- 2 次の各号に掲げる経費については、応援市町がその経費を負担するものとする。
- (1) 応援市町の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、傷害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
 - (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与
 - (3) 前項第4号に規定する補償費のうち、被災市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費
- 3 前2項に定めるもののほか、応援に要する経費については、その都度協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任市町を経由して被災市町の市町長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第5条第2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。
ただし、応援市町が負担しようとする場合は、この限りではない。

(連絡責任市町と連絡責任者)

第5条 各地域は、連絡の円滑化を図るため、連絡責任市町と連絡責任者を次のとおり定める。

- (1) 東播磨地域 明石市総合安全対策局防災担当課長
 - (2) 中河内地域 八尾市人権文化ふれあい部地域安全課長
- 2 前項の連絡責任市町が被災等により対応が困難な状況となった場合は、協定第1条に

記載の市町順で連絡責任市町の代理を行うこととする。

(連絡担当者)

第6条 構成市町は、連絡担当者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項について、あらかじめ指定するものとする。

(応援職員の義務)

第7条 応援市町の応援職員は、応援市町名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援市町の応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目に定めのない事項については、別に協議して定めるものとする。

平成24年4月1日

東播磨地域

中河内地域

明石市長 泉 房穂 東大阪市長 野田 義和

加古川市長 樽本 庄一 八尾市長 田中 誠太

稻美町長 古谷 博 柏原市長 岡本 泰明

播磨町長 清水 ひろ子

6. 播磨広域防災連携協定

協定書

播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があつたものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年（2014年）4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定（平成24年（2012年）8月30日締結）は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年（2014年）4月22日

姫路市長	石見利勝	加東市長	安田正義
加古川市長	樽本庄一	たつの市長	栗原 一
相生市長	谷口芳紀	多可町長	戸田善規
小野市長	蓬萊 務	稻美町長	古谷 博
明石市長	泉 房穂	播磨町長	清水ひろ子
赤穂市長	豆田正明	市川町長	岡本修平
西脇市長	片山象三	福崎町長	嶋田正義

三木市長	藪本吉秀	神河町長	山名宗悟
高砂市長	登 幸人	太子町長	北川嘉明
加西市長	西村和平	上郡町長	遠山 寛
宍粟市長	福元晶三	佐用町長	庵治典章

7. 災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）

申し合わせ

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と播磨町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 播磨町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年11月2日

甲 近畿地方整備局長

谷本光司

乙 播磨町長

清水ひろ子

8. 旧全国ミニ団体連絡会議構成市町災害時相互支援に関する協定書

協定書

播磨町及び【協定先自治体名】 災害時相互応援協定書

(協定の趣旨)

第1条 播磨町及び【協定先自治体名】(以下「協定自治体」という。)は、いずれかの協定自治体において、地震、風水害等の災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する趣旨及び友愛精神に基づき、相互に応援協力し住民生活を復旧するため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救助、救援及びその他応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供
- (2) 食糧、飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な資機材の提供
- (3) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設等の提供
- (4) この協定に基づき実施する応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 応急復旧活動に資するボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 被害を受けた協定自治体(以下「被災自治体」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、文書で応援要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数、派遣期間及び現場での従事内容
- (4) 応援を受ける場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の実施)

第4条 被災自治体を応援する協定自治体(以下「応援自治体」という。)は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

2 応援自治体は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、必要な応援を実施できるものとする。この場合、前条の規定による応援要請があつたものとみなす。

(連絡責任者)

第5条 協定自治体は、必要な情報等を相互に提供することにより、応援の円滑な運営を図るため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

播磨町 防災担当統括

【協定先自治体名】 【協定先自治体連絡責任者】

(指揮系統)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された応援自治体の職員（以下「派遣職員」という。）が応急復旧活動に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがある場合を除き、原則として被災自治体の負担とする。ただし、協定自治体が相互に協議し、合意が得られた場合においては、この限りではない。

- 2 被災自治体が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が、公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災自治体への往復途中において生じたものを除き、被災自治体がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定自治体が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年1月23日

所在地 兵庫県加古郡播磨町
播磨町長

所在地 【協定先自治体所在地】
【協定先自治体首長名】

協定締結先

羽村市、真鶴町、清須市、大山崎町、忠岡町、田尻町

9. 全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定

協定書

全国伝統地名（旧国名）市町 災害時相互支援に関する協定書

全国伝統地名（旧国名）市町のうち、災害時における相互支援の主旨に賛同する市町（以下「市町」という。）は、市町において地震、風水害、原子力発電所の事故等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生起した場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧に役立てるため、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第2条 協定市町が被災したと見込まれる際には、当該年度に事務局となった市町は被災市町に次の各号に定める事項を確認し、協定市町へ支援の要請を行うものとする。ただし、当該年度に事務局となった市町が被災した場合は、前年度事務局市町が行うものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる支援を要する品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる職員の特性及び人員数
- (4) 支援隊の集結場所及びその経路
- (5) 支援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）

第3条 支援の要請を受けた市町は、業務に支障のないかぎり、これを実施するものとする。

（維持管理）

第4条 支援のために要請した資機材等の維持管理については、支援を要請した市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、原則として支援を要請した市町の負担とする。ただし、特別な事情により負担が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

（災害支援本部及び業務）

第6条 市町において大規模な災害が発生した場合は、協定を締結した市町に各々災害支援本部（以下「本部」という。）を設置し、事務局から被災市町の情報を得て、支援を行うものとする。

2 本部は、相互の情報の共有化を図り、円滑な支援の実施を図るものとする。

3 前2項を行うため、市町は毎年度4月中に窓口となる連絡先を相互に交換することとする。
(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から2年間とする。ただし、市町から期間満了の1年前までに別段の意思表示がないときは、この協定をさらに2年間有効とし、以後この例による。

附 則

- 1 この協定は、令和4年（2022年）4月1日から効力を生じるものとする。
- 2 全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定（平成25年（2013年）9月1日締結）は、廃止とする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

青森県むつ市長 宮下宗一郎

兵庫県播磨町長 清水ひろ子

三重県志摩市長 橋爪政吉

岡山県美作市長 萩原誠司

京都府京丹後市長 中山泰

山口県長門市長 江原達也

大阪府摂津市長 森山一正

徳島県阿波市長 藤井正助

大阪府和泉市長 辻宏康

愛媛県伊予市長 武智邦典

様式

第 号
年 月 日

市町 市町長 様

市町名
市町長 印

災害発生による支援要請について

全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定に基づき、支援を要請します。

項目	内容
1. 被害状況	
2. 支援に要する品名、 数量等	
3. 支援を要する職員の 人員数	
4. 支援隊の集結場所 及びその経路	
5. 支援の期間	
6. その他支援に必要な 事項	

10. 兵庫県広域消防相互応援協定

協定書

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があつたものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めるようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行つた市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中止)

第7条 応援を行つた市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中止することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要になった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月23日

尼崎市長 稲村 和美
西宮市長 河野 昌弘
芦屋市長 山中 健
伊丹市長 藤原 保幸
宝塚市長 中川 智子
川西市長 大塩 民生
三田市長 竹内 英昭
篠山市長 酒井 隆明
丹波市長 辻 重五郎
猪名川町長 福田 長治
神戸市長 矢田 立郎
明石市長 泉 房穂

淡路広域消防事務組合管理者 門 康彦
加古川市長 樽本 庄一
北はりま消防組合管理者 安田 正義
三木市長 藤本 吉秀
高砂市長 登 幸人
小野市長 蓬萊 務
姫路市長 石見 利勝
西はりま消防組合管理者 西田 正則
赤穂市長 豆田 正明
豊岡市長 中貝 宗治
南但広域行政事務組合管理者 多次 勝昭
美方郡広域事務組合管理者 岡本 英樹

覚書

兵庫県広域消防相互応援覚書

第1章 総則

第2章 応援要請

第3章 応援消防本部の任務

第4章 指揮活動等

第5章 活動の終了

第6章 雜則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

(1) 県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

(2) 県下特別広域応援

大規模地震災害が発生し、複数の地域が被災した場合において各消防本部の消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

(3) 県下広域応援部隊

応援消防本部が県下広域応援又は県下特別広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

(4) 代表消防本部

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

(5) 代表代行消防本部

代表消防本部に事故ある時に、その任務を代行する消防本部をいう。

(6) 地域別代表消防本部

協定第2条各号に定める地域を代表する消防本部をいう。

(7) 地域別代表代行消防本部

地域別代表消防本部に事故ある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(代表消防本部等)

第3条 代表消防本部、代表代行消防本部、地域別代表消防本部及び地域別代表代行消防本部は、別表1に定めるとおりとする。

(平常時の任務)

第4条 平常時においては、代表消防本部は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及び地域別代表消防本部と、地域別代表消防本部は代表消防本部及び地域内消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2及び別表3に定める情報連絡先等を交換しておくものとする。なお、情報連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに地域別代表消防本部を通じて各消防本部に連絡するものとする。

第2章 応援要請

(県下広域応援の早期要請)

第6条 各消防本部は、災害が発生した時は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、地域別代表消防本部又は代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請すること。

(応援要請の通知)

第7条 協定第5条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第1号(消防応援要請書)を送付するものとする。

2 「フェニックス防災システム」(兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。)による応援要請があった場合は、前項の口頭要請があつたものとみなす。

(応援要請の方法等)

第8条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）から自消防本部の所属する地域別代表消防本部を通じて他の地域内消防本部に対して行うものとし、要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の消防本部に対して応援要請を行うとともに、地域内応援要請があつた旨を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援

被災地消防本部の属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとし、代表消防本部は、他の地域別代表消防本部を通じて各消防本部に応援要請を行うとともに、兵庫県に対して連絡するものとする。

2 県下広域応援以前に隣接市町等との間における相互応援協定に基づき応援活動を行っていた場合又は、地域内応援により応援活動を行っていた後に県内応援が要請された場合は、それ以前の要請は切り替えられたものとみなす。

(派遣の決定)

第9条 応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

- 2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号（消防応援派遣決定通知書）により、地域内応援にあっては地域別代表消防本部へ、県内応援にあっては代表消防本部（地域別代表消防本部経由）を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。
- 3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

（受援側地域別代表消防本部の任務）

第10条 受援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援消防本部との応援要請の連絡、調整に関すること。
 - (2) 代表消防本部との連絡及び情報交換に関すること。
 - (3) 地域内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び受援消防本部の指揮支援に関すること。
 - (4) 県内応援時において、代表消防本部が行う受援消防本部の指揮支援の補佐に関すること。
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項において、地域別代表消防本部が受援消防本部となり、受援側地域別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側地域別代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

（応援側地域別代表消防本部の任務）

第11条 応援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援側地域別代表消防本部との応援要請の連絡、調整に関すること。
- (2) 地域内消防本部との派遣部隊の調整に関すること。
- (3) 応援要請及び情報伝達の中継に関すること。
- (4) 地域内応援部隊の活動の管理に関すること。
- (5) その他必要な事項

（代表消防本部の任務）

第12条 代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援側地域別代表消防本部及び受援側地域別代表消防本部との派遣部隊の調整に関すること。
 - (2) 応援要請及び情報伝達の中継に関すること。
 - (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。
 - (4) 県内応援時における応援部隊の活動の管理及び受援側地域別代表消防本部と連携しての受援消防本部の指揮支援に関すること。
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項において、代表消防本部が受援消防本部となり、代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

（応援隊調整本部の設置）

第13条 受援消防本部は、県下広域応援を要請した場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、応援隊調整本部を設置するものとする。

- 2 応援隊調整本部の構成員は、原則として受援消防本部消防長の委任を受けた者、受援側地

域別代表消防本部の派遣職員、代表消防本部の派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、受援消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の部隊配備に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。
- (4) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (5) その他必要な事項

(後方支援本部の設置)

第 14 条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、出動部隊の活動を支援するため、地域別代表消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、当該地域内又は県内各消防本部との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

(県下広域応援部隊の指揮)

第 15 条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

2 地域内応援時においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
3 県内応援時においては、代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
この場合においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は、代表消防本部の指揮者を補佐することとする。

(部隊の単位)

第 16 条 部隊の単位は 1 隊を 1 小隊とし、2 隊以上の場合には地域別ごと「(阪神・神戸・東播・西播・但馬) 中隊」又は消火、救助、救急等の任務ごと「(消火・救助・救急等) 部隊」に編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。また、単一の消防本部から 2 隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

2 中隊長は、地域別ごとに編成する場合は各地域別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防局、から救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ指名するものとする。

(通信連絡体制)

第 17 条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 応援隊調整本部と各中隊長相互間の通信は、デジタル 260MHz「主運用波 3」を使用する。
- (2) 同一消防本部間における小隊相互間の通信は、それぞれの市町村波を使用する。

(部隊の交代)

第 18 条 派遣部隊の交代は、原則として、地域を単位として行うこととする。

(活動報告等)

第 19 条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

第 3 章 県下特別広域応援

(適用基準)

第 20 条 県下特別広域応援は、次の各号に定める地震が発生した場合に適用する

- (1) 地震が発生し、消防庁長官により「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用がなされた場合。
- (2) 地震の発生により、兵庫県内の複数の地域において、震度 6 強以上が観測された場合。ただし、震度 6 強未満でも複数の地域より同時に県か広域応援の要請があった場合も適用とみなす。

(被害状況の把握)

第 21 条 各消防本部は、前条に示す適用基準に該当すると判断した場合、兵庫県フェニックス防災システムの被害予測を有効に活用するとともに、直ちに管轄区域の被災状況の把握に努めるものとする。

(早期要請等)

第 22 条 各消防本部は、管内の被災状況とともに、次の各号に定める事項を、地域別代表消防本部を通じて、概ね 30 分を目途に代表消防本部へ要請等することとし、以降状況に変化があればその都度要請すること。

- (1) 消防応援の求めの必要性
- (2) 応援出動の可否
- (3) 協定第 5 条第 3 項に規定する事項

(応援要請等の通知)

第 23 条 協定第 5 条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第 3 号の 1 「消防応援連絡書兼要請書（消防本部用）」を地域別代表消防本部へ送付するものとする。

2 地域別代表消防本部は、地域内の消防本部から送付された様式第 3 号の 1 「消防応援連絡書兼要請書（消防本部用）」を集約し、様式第 3 号の 2 「消防応援連絡書兼要請書（地域別代表消防本部用）」を代表消防本部へ送付するものとする。

(応援要請の方法等)

第 24 条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

- (1) 地域内応援

被災地消防本部が属する地域別代表消防本部を通じて地域内の他の消防本部に対して行うものとする。要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の被害状況を考慮し、応援可能な消防本部に対して様式第 3 号の 1 「消防応援連絡書兼要請書（消防本部用）」により、

受援側消防本部名を付して応援要請を行うとともに、地域内の応援状況等を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援

被災地消防本部が属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとする。代表消防本部は、県内の被害状況を考慮し、県内応援が可能な消防本部に対して様式第3号の2「消防応援連絡書兼要請書（地域別代表消防本部用）」により、地域別代表消防本部を通じて、受援側消防本部名を付して応援要請を行うとともに、県内の応援状況等を県に連絡するものとする。

(派遣の決定)

第25条 応援要請の決定については、次のとおりとし、応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

- 2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号（消防応援派遣決定通知書）により、地域内応援にあっては地域別代表消防本部へ、県内応援にあっては代表消防本部（地域別代表消防本部経由）を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。
- 3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

(応援体制)

第26条 県下特別広域応援は、協定第4条の地域内応援を原則とする。

- 2 被災地消防本部の消防力と地域内応援の消防力が、発生している災害に対して優勢である場合又は優勢に転じた場合、若しくは地域内に被災地がない場合は、協定第4条の県内応援を行うものとする。

(地域別代表消防本部の任務)

第27条 地域別代表消防本部の任務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 県内応援要請の連絡調整に関すること。
- (2) 地域内応援を行う消防本部の応援先の指定に関すること。
- (3) 県内応援を行う消防本部の指定に関すること。
- (4) 県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (5) 地域内応援部隊の管理に関すること。
- (6) その他必要な事項

(代表消防本部の任務)

第28条 代表消防本部の任務は、第12条によるものの他、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第29条に定める応援隊調整本部の設置
- (2) 県内応援を行う消防本部の応援先の指定

(応援隊調整本部の設置)

第29条 代表消防本部は、県下特別広域応援を行う場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、また包括的に受援消防本部の指揮支援活動を行うため、応援隊調整本部を設置するものとする。

2 応援隊調整本部の構成員は、原則として代表消防本部消防長の委任を受けた者、地域別代表消防本部消防長の委任を受けた派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、代表消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び地域別代表消防本部等と連携し、次の任務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の市町等への部隊配備及び部隊移動に関すること。
- (2) 地域別代表消防本部との連絡調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 各種情報の集約・整理に関すること。
- (6) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (7) その他必要な事項

3 設置場所にあっては、代表消防本部内又は兵庫県庁内とする。

(部隊編成)

第 30 条 県内応援は地域別ごとに中隊を編成し、それぞれに中隊長をおくものとする。また単一の消防本部から 2 隊以上部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

2 中隊長は、地域別代表消防本部から選出するものとする。ただし、地域別代表消防本部が応援出動できない場合は、地域別代表消防本部は応援出動する消防本部から中隊長を指名するものとする。

(県下広域応援部隊の指揮)

第 31 条 県下特別広域応援時における県下広域応援部隊は、受援市町等の指揮者の指揮の下に活動する。また応援隊の地域別中隊長は、指揮者の指揮の下で、県下広域応援部隊の管理を行う。

2 応援隊の地域別中隊長は、被災地の災害現場ごとに、中隊編成を分散し活動する場合、災害現場ごとに応援部隊指揮者を指名する。また、中隊編成を市町ごとに分散し活動しなければならない場合は、応援部隊指揮者が前項に定める部隊の管理を行うものとする。

(通信連絡体制)

第 32 条 県下広域応援部隊に係る通信体制は、第 17 条によるものとする。

(部隊の交代)

第 33 条 部隊の交代は、第 18 条によるものとする。

(活動報告等)

第 34 条 各中隊長及び各応援部隊指揮者は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、受援消防本部の長並びに応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

第 4 章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第 35 条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、受援消防本部の消防長の指示によるものとする。

2 第 15 条第 2 項または第 3 項及び第 31 条第 2 項に定める県下広域応援部隊の指揮者は、受援消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

- (1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第 36 条 部隊が帰署（所）したとき、当該部隊の属する消防本部は、様式第 4 号（応援活動即時報告書）により、速やかに受援消防本部、代表消防本部及び兵庫県に連絡するものとする。

第 5 章 雜則

(協議)

第 37 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書（平成 29 年 1 月 13 日）は、廃止する。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書 24 通を作成し、各消防本部において各 1 通を保有するものとする。

平成 31 年 3 月 26 日

尼崎市消防長	河本 博志
西宮市消防長	山下 俊郎
芦屋市消防長	小島 亮一
伊丹市消防長	辻 博夫
宝塚市消防長	石橋 豊
川西市消防長	矢内 光彦
三田市消防長	仲田 悟
篠山市消防長	吉見 敏明
丹波市消防長	小森 康雅
猪名川町消防長	奥田 貢
神戸市消防長	菅原 隆喜
明石市消防長	山本 徹

淡路広域消防事務組合消防長 杉坂 光一

加古川市消防長 長谷川 雅士

北はりま消防組合消防長 森本 純生

三木市消防長 藤原 秀行

高砂市消防長 星野 雅成

小野市消防長 近都 登志人

姫路市消防長 山岡 史郎

西はりま消防組合消防長 中谷 均

赤穂市消防長 河本 憲昭

豊岡市消防長 田邊 光之

南但広域行政事務組合消防長 太田 正明

美方郡広域事務組合消防長 植村 博昭

11. 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

協定書

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等に応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況

(3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、

処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）

(4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を（様式第2号）により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を（様式第3号）により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会长市長及び兵庫県町村会会长町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

兵庫県知事	三勝人郎	幸治則昭夫	進弘男	元	郎文知健紀	一明完	一務三馨	久
姫路市長	立	芳庄正	広暢	元	彦男介敏規弘良好雄春男彥	一之治毅嗣	勝	彦男介敏規弘良好雄春男彥
明石市長	田	井	田	中	尼崎市長	西宮市長	芦相生市長	矢白山山谷樽豆渡田蓬中梅
洲本市長	田	中	口	本	市長	市長	市長	市長
伊丹市長	田	中	本	部	市長	市長	市長	市長
豊岡市長	田	中	部	村	市長	市長	市長	市長
龍野市長	田	中	村	菜	市長	市長	市長	市長
西脇市長	田	中	菜	川	市長	市長	市長	市長
三木市長	田	中	川	谷	市長	市長	市長	市長
川西市長	田	中	谷	田	市長	市長	市長	市長
三田市長	田	中	田	康	市長	市長	市長	市長
篠山市長	田	中	康	保	市長	市長	市長	市長
丹波市長職務代理	立	俊	明	慎	市長	市長	市長	市長
朝来市長	俊	明	勉	介	門	真	小	小
宍粟市長	明	勉	一一己	義	小	戸	戸	戸
吉川町長	義	一	己	三	戸	東	佐	佐
滝野町長	三	秋	三	秋	東	池	佐	佐
中町長	秋	義	一	義	野	伯	則	則
八千代町長	義	一	之	弘	本	則	嶋	嶋
稻美町長	弘	章	弘	章	谷	本	本	本
家島町長	章	三	章	三	波	水	野	野
神崎町長	三	造	三	造	位	位	伯	伯
福崎町長	造	人	人	人	松	原	佐	佐
大河内町長	人	紀	紀	紀	原	立	和	和
揖保川町長	紀	元	元	元	立	田	和	和
太子町長	元	北播磨清掃事務組合	元	元	田	野	和	和
佐用町長	元	管理者	小	東	木	木	和	和
南光町長	元	管理者	小	東	藤	藤	和	和
安富町長	元	中播磨衛生施設事務組合	東	慎	遼	遼	和	和
温泉町長	元	管理者	嶋	田	遼	遼	和	和
五色町長	元	美西衛生施設一部事務組合	正	義	新	新	和	和
		管理者	陰	山	宮	宮	和	和
		津名郡広域事務組合	山	毅	御	御	和	和
		管理者	門	彦	津	津	和	和
		加古郡衛生事務組合	康	彥	月	月	和	和
		管理者	佐	忠	上	月	和	和
		南但広域行政事務組合	伯	良	月	月	和	和
		管理者	井	俊	三	日	和	和
		中播磨北部行政事務組合	上	英	日	月	和	和
		管理者	足	俊	浜	月	和	和
		くれさか環境事務組合	立	秋	坂	月	和	和
		管理者	爲	好	町	月	和	和
		猪名川上流広域ごみ処理施設組合	則	好	香	月	和	和
		管理者	柴	進	美	月	和	和
		豊中市伊丹市クリーンランド	生	元	谷	月	和	和
		管理者	一	輝	敏	月	和	和

12. 加古川市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定書

基本協定

加古川市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定書

加古川市上下水道局（以下「甲」という。）と播磨町（以下「乙」という。）は、甲と乙との間に設置する連絡管及びそれに付随する施設（以下「連絡管等」という。）並びに連絡管等による応援給水（以下「応援給水」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との間に設置する連絡管等及び応援給水に関する基本的な事項を定めることにより、緊急時等における甲と乙との相互応援体制の整備を図り、もって甲及び乙の安定給水の推進に資することを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、連絡管等を円滑に設置し、及び運用するため、互いに協力するものとする。

（連絡管の設置）

第3条 個別の連絡管等の設置場所及び時期については、その都度甲乙協議のうえ決定する。

2 甲及び乙は、個別の連絡管等を設置するときは、当該連絡管等に係る設置工事施行、財産区分、維持管理及び費用負担並びに当該連絡管等による応援給水の運用等を定めた連絡管の設置及び運用に関する協定（以下「個別協定」という。）を締結するものとする。

（応援給水の実施条件）

第4条 応援給水は、甲又は乙の通常の給水に支障を生じた場合に、支障を生じた側の要請に基づき実施する。

（応援給水の要請及び回答）

第5条 前条に定める応援給水の要請は、文書によるものとし、当該文書には応援給水を受けようとする場所、期間及び数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってすることができるものとし、この場合は事後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の要請に対する回答は、前項の取扱いに準じて行うものとする。

（応援水量の決定）

第6条 応援給水により供給しようとする水量（以下「応援水量」という。）は、応援

給水を行う側の給水に支障を生じないように、原則として個別協定に定める連絡管等の設置場所ごとの上限値の範囲内で、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(応援給水の実施)

第7条 応援給水は、原則として甲及び乙の職員の立会いのもとに開始し、及び終了するものとする。

2 応援給水の実施に係る詳細については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(供給水量の計量及び確定)

第8条 応援給水を実施するときは、連絡管に流量計を設置し、応援給水により供給した水量（以下「供給水量」という。）を計量するものとする。

2 前項に定める計量に使用する流量計は、原則として、甲から乙への応援給水時は甲が、乙から甲への応援給水時は乙が設置するものとする。

3 供給水量は、第1項に定める計量結果に基づき、その都度甲乙協議のうえ確定するものとする。

(応援給水の費用負担)

第9条 応援給水に要した費用は、原則として応援を受けた側の負担とする。

2 前項の費用は、次の表に掲げるものとし、その都度甲乙協議のうえ確定するものとする。

内容	算定基準
供給水量に係る費用	応援給水を行った日の属する年度の前年度の応援給水を行った側の供給単価に供給水量を乗じて得た額
その他の費用	その都度甲乙協議のうえ決定する。

(疑義等)

第10条 この協定に定めのない事項及び取扱いに疑義を生じたときは、個別協定によるほか、その都度甲乙協議のうえこれを定める。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成30年5月25日

甲 加古川市上下水道局
加古川市上下水道事業管理者 山本 英樹

乙 播磨町
播磨町水道事業管理者 播磨町長 清水 ひろ子

設置及び運用に関する協定

加古川市と播磨町の連絡管の設置及び運用に関する協定書

加古川市上下水道局（以下「甲」という。）と播磨町（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で平成30年5月25日付けて締結した「加古川市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第3条第2項の規定に基づき、加古川市平岡町八反田と播磨町北古田1丁目の間に設置する連絡管及びそれに付随する施設（以下「連絡管等」という。一部播磨町水道事業第3配水池場内）に係る設置工事施行、財産区分、維持管理及び費用負担並びに当該連絡管等による応援給水の運用等について、以下のとおり協定を締結する。

（連絡管等の設置）

第1条 甲及び乙は、相互に応援給水を実施するために、加古川市平岡町八反田地内～播磨町北古田1丁目地内に連絡管等を設置する。

2 連絡管と同時に設置する連絡管に付随する施設並びに当該施設の数量及び設置位置は次の表のとおりとする。

施設の名称	数量	設置位置
仕切弁	7基	甲の行政区域内に1基（既設） 乙の行政区域内に6基（既設） (うち第三配水池場内5基)
電磁流量計	1基	乙の行政区域内（既設、第3配水池場内）
手動式バタフライ弁	1基	乙の行政区域内（第3配水池場内）
排泥弁（消火栓）	1基	乙の行政区域内（既設）
ドレン管（仕切弁含）	1基	乙の行政区域内（既設、第3配水池場内）

（連絡管等の設置時期）

第2条 前条に定める相互の連絡設置のための新設若しくは改良工事（以下「連絡管工事」という。）は、平成30年6月30日までに完了するものとする。

（連絡管工事の施行）

第3条 連絡管工事の施行区分は、甲乙各々の行政区域内を基本とする。

2 甲及び乙は、各々が施工する連絡管工事等に要する費用を負担する。

（連絡管等の財産区分）

第4条 第1条に基づいて施行した連絡管等の財産区分は、前条第1項に定め

る工事施行区分と同一とする。

(連絡管等の維持管理)

第5条 第1条に基づいて施行した連絡管等の維持管理区分は、第3条第1項に定める工事施行区分と同一とする。

2 甲及び乙は、各々が行う連絡管等の維持管理に要する費用を負担する。

(連絡管等更新時の費用負担)

第6条 第1条に基づいて施行した連絡管等の更新に係る費用の負担は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(応援水量の上限)

第7条 本連絡管等による応援給水の水量の上限は、概ね次のとおりとする。

(1)	甲から乙	日量 4,000 立方メートル
(2)	乙から甲	日量 4,000 立方メートル

(供給水量の計量)

第8条 当該連絡管の設置及び運用に係る供給水量の計量については基本協定書第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、乙が第3配水池場内に設置した電磁流量計により計量するものとする。

(疑義等)

第9条 この協定に定めのない事項及び取扱いに疑義を生じたときは、基本協定書によるほか、その都度甲乙協議のうえこれを定める。

(協定の効力)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

甲と乙との間で平成8年9月1日付けで締結した「災害時等応援給水に関する協定書」は本協定締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成30年6月6日

甲 加古川市上下水道局
加古川市上下水道事業管理者 山本 英樹

乙 播磨町
播磨町水道事業管理者 播磨町長 清水 ひろ子

13. 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

協定書

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

- 2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。
- 3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。
- 3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。
- 4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

- 2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。
- 3 被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事

(4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日本水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求める場合は、所属するブロックの代表市

町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日本水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日本水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があつたものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日本水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行ふとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日本水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量

(3) 必要とする職員等の職種別人員

(4) 応援場所及びその経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) 応援体制

(3) 応急備蓄資材保有状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料
2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。

(2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。

(3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(4)における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。

(5) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事	貝原俊民	神戸市長	篠山幸俊
姫路市長	堀川和洋	尼崎市長	宮田良雄
明石市長	岡田進裕	西宮市町	馬場順三
洲本市長	中川啓一	芦屋市長	北村春江
伊丹市長	松下 勉	相生市長	藤田義明
豊岡市長	今井晶三	加古川市長	木下正一
龍野市長	尾西 堯	赤穂市長	北爪照夫
西脇市長	内橋直昭	宝塚市長	正司泰一郎
三木市長	加古房夫	高砂市長	大内秀夫
川西市長	柴生 進	小野市長	廣瀬博司

三田市長	塔下真次	加西市長	藤岡重弘
猪名川町長	真田保男	吉川町長	岩波 勉
社 町長	上石勝己	滝野町長	山本廣一
東条町長	高尾定雄	中 町長	清水宏一
加美町長	森野義史	八千代町長	板倉宇三郎
黒田庄町長	東野敏弘	稻美町長	井上芳和
播磨町長	佐伯忠良	家島町長	鍬方志郎
夢前町長	為則政好	神崎町長	足立理秋
市川町長	尾崎光雄	福崎町長	鳴田正義
香寺町長	藤本晃雄	大河内町長	藤田稔太
新宮町長	梅村忠男	揖保川町長	八木捷之
御津町長	山下昭三	太子町長	大村一郎
上郡町長	福井一則	佐用町長	衣笠徹朗
上月町長	石堂則本	南光町長	山田兼三
三日月町長	山口聖治	山崎町長	上木茂志
安富町長	橋本健造	(宍) 一宮町長	田路 勝
波賀町長	中田耕一郎	千種町長	小原 朗
城崎町長	藤原秀雄	竹野町長	吉岡 孝
香住町長	青山幸男	日高町長	清水 豊
出石町長	中村正永	但東町長	奥田清喜
村岡町長	岩槻 健	浜坂町長	中村政行
美方町長	中安富士男	温泉町長	村尾保一
八鹿町長	余根田 勉	養父町長	梅谷 肇
大屋町長	才下正義	関宮町長	柄下喜幸
生野町長	羽渕康夫	和田山町長	小山恒一
山東町長	水谷岩雄	朝来町長	井上英俊
柏原町長	谷口 務	氷上町長	十倉昭三
青垣町長	武田信一	春日町長	滝本信好
山南町長	足立梅治	市島町長	吉田照三
篠山町長	瀬戸亀男	西紀町長	森口武治
丹南町長	杉本幸男	今田町長	大上恭平
津名町長	柏木和三郎	淡路町長	戸田種彦
北淡町長	小久保正雄	(津) 一宮町長	上田 弘
五色町長	砂尾 治	東浦町長	新阜京一
緑 町長	不動雅宣	西淡町長	長江和幸
三原町長	中田勝久	南淡町長	坂川一弘

阪神水道企業団企業長

山本第四郎

西播磨水道企業団企業長

前田實直

西播磨高原上・下水道企業団企業長

福井一則

淡路広域水道企業団企業長 津名町長

柏木和三郎

日本水道協会兵庫県支部長 尼崎市長

宮田良雄

兵庫県簡易水道協会会长 加美町長

森野義史

14. 明石市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定書

基本協定

明石市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定書

明石市水道部（以下「甲」という。）と播磨町水道グループ（以下「乙」という。）は、甲と乙との間に設置する連絡管及びそれに付随する施設（以下「連絡管等」という。）並びに連絡管等による応援給水（以下「応援給水」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との間に設置する連絡管等及び応援給水に関する基本的な事項を定めることにより、緊急時等における甲と乙との相互応援体制の整備を図り、もって甲及び乙の安定給水の推進に資することを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、連絡管等を円滑に設置し、及び運用するため、互いに協力するものとする。

（連絡管の設置）

第3条 個別の連絡管等の設置場所及び時期については、その都度甲乙協議のうえ決定する。

2 甲及び乙は、個別の連絡管等を設置するときは、当該連絡管等に係る設置工事施行、財産区分、維持管理及び費用負担並びに当該連絡管等による応援給水の運用等を定めた連絡管の設置及び運用に関する協定（以下「個別協定」という。）を締結するものとする。

（応援給水の実施条件）

第4条 応援給水は、甲又は乙の通常の給水に支障を生じた場合に、支障を生じた側の要請に基づき実施する。

（応援給水の要請及び回答）

第5条 前条に定める応援給水の要請は、文書によるものとし、当該文書には応援給水を受けようとする場所、期間及び数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってすることができるものとし、この場合は事後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の要請に対する回答は、前項の取扱いに準じて行うものとする。

（応援水量の決定）

第6条 応援給水により供給しようとする水量（以下「応援水量」という。）は、当事者間の最大応援給水量を、日量2,200立方メートルを上限とし、応援給水を行う側の給水に支障を生じないように、原則として個別協定に定める連絡管等の設置場所ごとの上限値の範囲内で、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(応援給水の実施)

第7条 応援給水は、原則として甲及び乙の職員の立会いのもとに開始し、及び終了するものとする。

2 応援給水の実施に係る詳細については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(供給水量の計量及び確定)

第8条 応援給水を実施するときは、連絡管に流量計を設置し、応援給水により供給した水量(以下「供給水量」という。)を計量するものとする。

2 前項に定める計量に使用する流量計は、原則として、甲から乙への応援給水時は甲が、乙から甲への応援給水時は乙が設置するものとする。

3 供給水量は、第1項に定める計量結果に基づき、その都度甲乙協議のうえ確定するものとする。

(応援給水の費用負担)

第9条 応援給水に要した費用は、原則として応援を受けた側の負担とする。

2 前項の費用は、次の表に掲げるものとし、その都度甲乙協議のうえ確定するものとする。

内容	算定基準
供給水量に係る費用	応援給水を行った日の属する年度の前年度の応援給水を行った側の供給単価に供給水量を乗じて得た額
その他の費用	その都度甲乙協議のうえ決定する。

(疑義等)

第10条 この協定に定めのない事項及び取扱いに疑義を生じたときは、個別協定によるほか、その都度甲乙協議のうえこれを定める。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成25年12月3日

甲 明石市水道部
明石市公営企業管理者 黒兼 正博

乙 播磨町水道事業管理者
播磨町長 清水 ひろ子

連絡管の設置及び運用に関する協定

明石市二見町と播磨町北野添の連絡管の設置及び運用に関する協定書

明石市水道部（以下「甲」という。）と播磨町水道グループ（以下「乙」という。）は甲と乙との間で平成25年12月3日付けで締結した「明石市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第3条第2項の規定に基づき、明石市二見町西二見字岡下と播磨町北野添1丁目の間に設置する連絡管及びそれに付随する施設（以下「連絡管等」という。）に係る設置工事施行、財産区分、維持管理及び費用負担並びに当該連絡管等による応援給水の運用等について、以下のとおり協定を締結する。

(連絡管等の設置)

第1条 甲及び乙は、応援給水を実施するために、明石市二見町西二見字岡下地内～播磨町北野添1丁目地内に連絡管等を設置する。

2 連絡管と同時に設置する連絡管に付随する施設並びに当該施設の数量及び設置位置は次の表のとおりとする。

施設の名称	数量	設置位置
仕切弁	4基	甲の行政区域内に2基 乙の行政区域内に2基
流量計室	1箇所	甲の行政区域内
消火栓	2基	甲の行政区域内に1基 乙の行政区域内に1基

(連絡管等の設置時期)

第2条 前条に定める連絡管等の設置工事（以下「連絡管工事」という。）は、平成26年3月31日までに完了するものとする。

(連絡管工事の施工)

第3条 連絡管工事の施工区分は、甲乙各々の行政区域内とする。

2 甲及び乙は、各々が施工する連絡管工事に要する費用を負担する。

(連絡管等の財産区分)

第4条 第1条に基づいて施行した連絡管等の財産区分は、前条第1項に定める工事施工区分と同一とする。

(連絡管等の維持管理)

第5条 第1条に基づいて施行した連絡管等の維持管理区分は、第3条第1項に定める工事施工区分と同一とする。

2 甲及び乙は、各々が行う連絡管等の維持管理に要する費用を負担する。

(連絡管等更新時の費用負担)

第6条 第1条に基づいて施行した連絡管等の更新に係る費用の負担は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(応援水量の上限)

第7条 本連絡管等による応援給水の水量の上限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 甲から乙　　日量 1,000 立方メートル
- (2) 乙から甲　　日量 1,000 立方メートル

(疑義等)

第8条 この協定に定めのない事項及び取扱いに疑義を生じたときは、基本協定書によるほか、その都度甲乙協議のうえこれを定める。

(協定の効力)

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

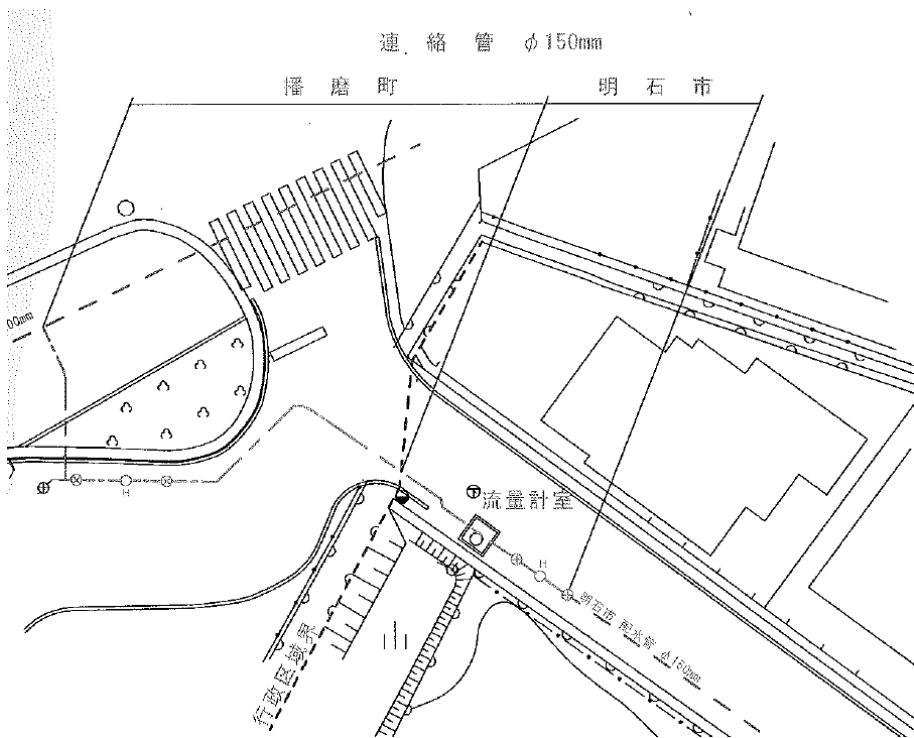
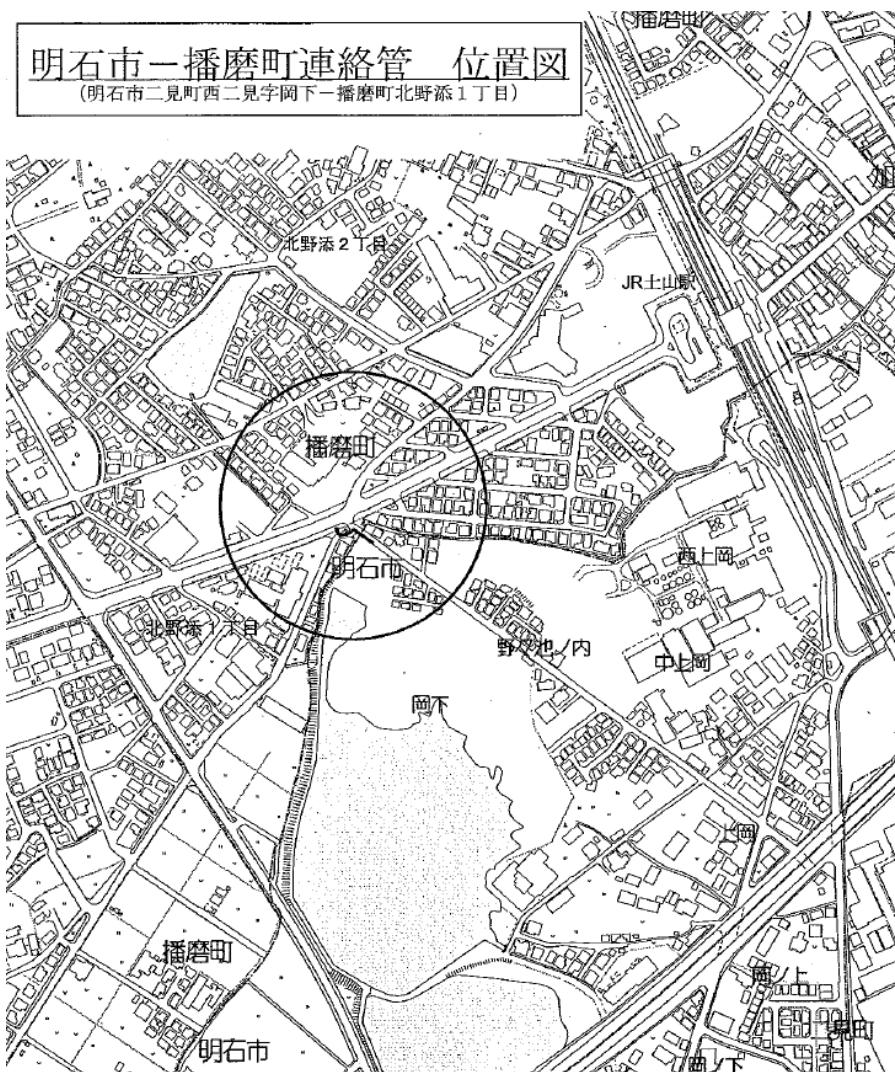
この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成25年12月9日

甲 明石市水道部
明石市公営企業管理者 黒兼 正博

乙 播磨町水道事業管理者
播磨町長 清水 ひろ子

明石市一播磨町連絡管 位置図
(明石市二見町西二見字岡下一播磨町北野添1丁目)



15. 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

申し合わせ

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

平成 29 年 9 月 12 日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿 2 府 7 県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、（公社）日本下水道協会、（一社）全国上下水道コンサルタント協会、（一社）日本下水道施設業協会、（公社）日本下水道管路管理業協会、（一社）日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

※（一社）は一般社団法人の略、（公社）は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

1 近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については、第 10 項に記載の事項又は全国ルール第 4 条に記載の事項とする。

広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

2 災害時支援体制

（1）支援体制の設立条件

- ① 近畿ブロック内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ② 近畿ブロック内で震度 5 強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表 2 により支援要請があった場合

（2）対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表 1 に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」（以下「対策本部」という。）を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺に設置する。

（3）対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

① 対策本部長

対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。た

だし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策本部長代行として指名できる。

② 副本部長

副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県国土整備部土木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策副本部長代行として指名できる。

③ 対策本部員

別表1に定めるものとする。

④ 対策特別本部員

国土交通省とする。

(4) 対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

① 対策本部長は、震度6弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合は、第2項（5）に基づく総合調整の上、次に掲げる者を本部員に追加する。

ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

イ 大都市連絡窓口

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザーディズ」）、その下水道担当課長（第3項（2）で支援要請された場合）

エ 対策本部長が必要と認めた者

② 対策本部長は、震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表2により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項①と同様に支援要請を行う。

③ 対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第2項（5）に基づく総合調整の上、対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

④ 対策本部長は、副本部長及び本部員に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。

⑤ 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、対策本部構成員の属する組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。

なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

⑥ 対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表2の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。

⑦ 対策本部を設置した場合、対策本部長は、第2項（5）に基づく総合調整の上、必要と判断した対策本部員へ参集について連絡するものとする。

⑧ 対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。

- ⑨ 対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。
- ⑩ 対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなったと認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別表2の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡幹事に解散について連絡する。

※連絡については別表2によるメールもしくはFAX連絡を基本とするが、第1報（地震発生報告）のみ別表3による電話連絡を併用する。

(5) 対策特別本部員の業務

対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(6) その他

- ① 対策本部長は、平成24年10月25日付け「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害応援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう、同協定第5条第2項の通知を受けた応援府県と緊密な連絡調整を図るものとする。

また、場合によって同協定第8条に定める応援活動の実施に必要な情報収集等（緊急派遣）について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、緊急派遣職員が所属する府県等の負担とする。

- ② 大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成24年10月1日付け「21大都市災害時相互応援に関する協定」による。
- ③ 副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。

- ④ 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡する。

（公社）日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

3 対策本部の業務

- (1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第2項(5)に基づく総合調整の上、対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。なお、対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- ① 対策本部の設置に関すること。
- ② 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- ③ 支援計画の立案に関すること。
- ④ 大都市ルールとの調整に関すること。
- ⑤ 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- ⑥ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- ⑦ 支援・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第7項(3)に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- ⑧ 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。

- ⑨ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
 - ⑩ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
 - ⑪ 各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。
 - ⑫ 対策本部の解散に関すること。
 - ⑬ その他支援の実施に必要な事項。
- (2) 広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を行う。対策本部長は、事務を円滑に処理するため、第2項(5)に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。なお、(公社)日本下水道協会は主に②の「近隣ブロックへの支援調整に関すること」に係る連絡調整や、④に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うものとする。
- ① 本部員の参加要請に関すること。
 - ② 近隣ブロックへの支援調整に関すること。
 - ③ 大都市への支援調整に関すること。
 - ④ その他広域支援の実施に必要な事項。

4 支援体制の確立

- (1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帶同可能な資機材等について報告する。
- (3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第2項(5)に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。

なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第2項(5)に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、前(1)～(3)に基づき支援体制を確立する。

5 支援活動

- (1) 府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援部隊の編成及び指示・総括を行う。
- (2) 大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援部隊の編成及び指示・総括を行う。
- (3) 支援隊は、被災した自治体による宿泊施設等の調整が整うまでの間、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。
- (4) 支援隊は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に支援活動を実施する。
- (5) 民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調

査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

6 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帶同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないように安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

7 前線基地

- (1) 対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、支援・応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 支援・応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺の自治体内に設置する。
- (3) 支援・応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、支援・応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の支援・応援隊が入る場合は、対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な支援・応援活動が行われるよう支援・応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び支援・応援する自治体との連絡調整について配慮する。

8 被災した自治体の役割

- (1) 被災した自治体は、可能な限り支援・応援隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保を行うとともに、支援・応援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援・応援活動の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。
- (2) 被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、支援・応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

9 費用負担

- (1) 被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。
- (2) 被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 前項(1)及び(2)について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。
- (4) 支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、支援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

10 近隣ブロックからの支援要請

近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。

なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。

(1) 近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。

なお、(公社)日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帶同可能な資機材等について報告する。

(3) 近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

1 1 支援連絡会議の開催等

(1) 每年1回、別表4に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議（以下「支援連絡会議」という。）を開催する。

(2) 支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。

(3) 支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員（以下「構成員」という。）の持ち回りとし、兵庫県→福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順とする。

支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。

(4) 支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道室事業課に置く。

大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。

(5) 構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、すみやかに支援連絡会議事務局に報告する。

1 2 その他

(1) 構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間はもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・的確な対応に万全を期する。

(2) 府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。

また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所に保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。

(3) 本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この申し合わせは、平成27年1月15日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 28 年 3 月 23 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 29 年 9 月 12 日から適用する。

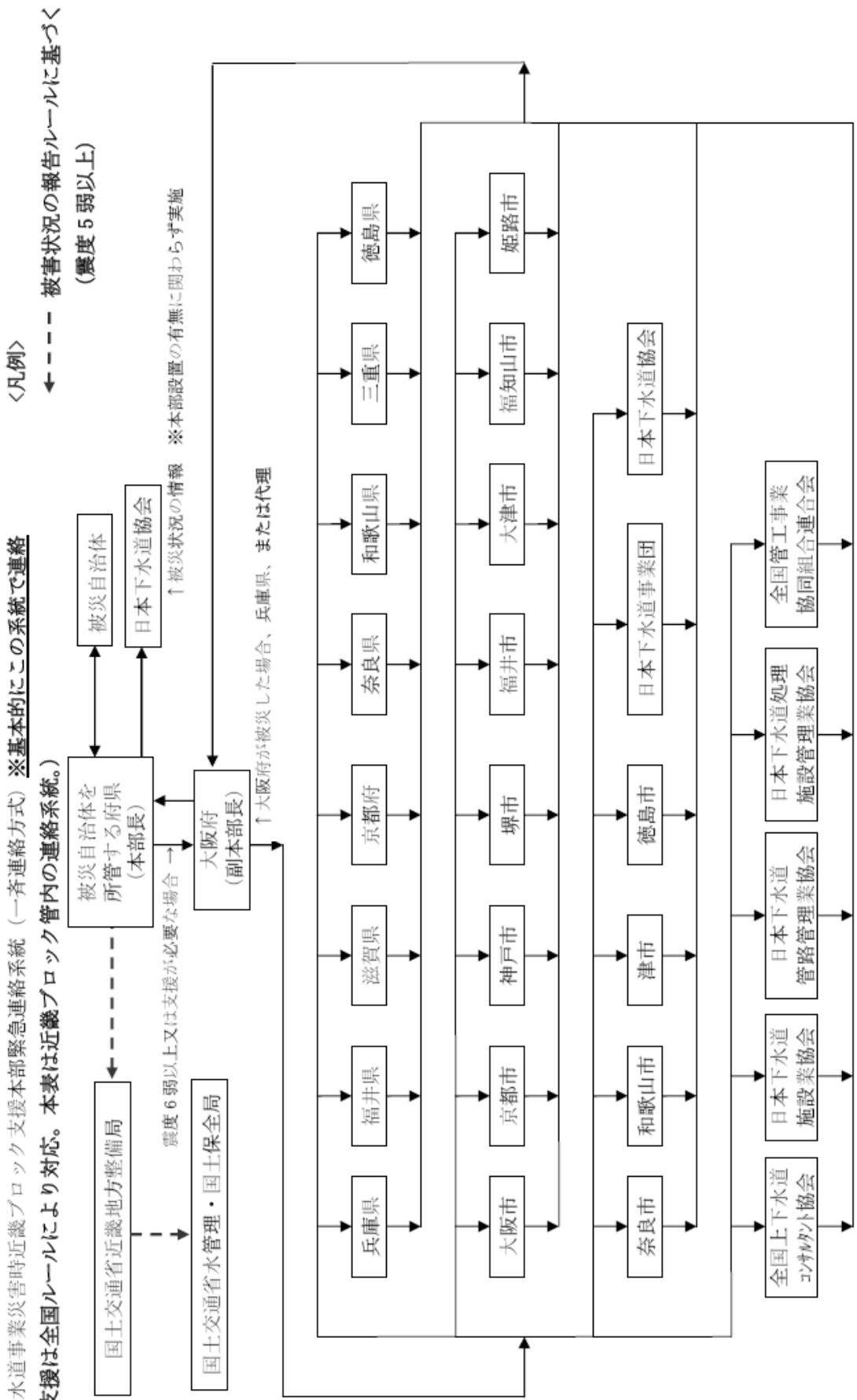
別表 1

下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

本部長	被災自治体を所管する府県下水道担当課長
副本部長	大阪府都市整備部下水道室事業課長
"	兵庫県県土整備部土木局下水道課長（大阪府が被災した場合）
本部員	福井県土木部河川課長
"	滋賀県琵琶湖環境部下水道課長
"	京都府環境部水環境対策課長
"	奈良県県土マネジメント部下水道課長
"	和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課長
"	三重県県土整備部下水道課長
"	徳島県県土整備部水・環境課長
"	大阪市建設局下水道河川部調整課長
"	京都市上下水道局下水道部管理課担当課長
"	神戸市 建設局下水道部計画課長
"	堺市 上下水道局下水道部下水管路課長
"	福井市下水道部長
"	大津市企業局技術部技術事業長
"	福知山市上下水道部総務課長
"	姫路市 下水道局長
"	奈良市企業局管理部次長
"	和歌山市建設局下水道部長
"	津市 下水道局長
"	徳島市 土木部下水道事務所保全課長
"	日本下水道事業団近畿・中国総合事務所施工管理課長
"	(公社)日本下水道協会技術研究部技術指針課長
"	(一社)全国上下水道コンサルタント協会関西支部長
"	(一社)日本下水道施設業協会災害支援近畿地区担当委員（機械）
"	(一社)日本下水道施設業協会災害支援近畿地区担当委員（電気）
"	(公社)日本下水道管路管理業協会関西支部長
"	(一社)日本下水道施設管理業協会西部支部長
"	全国管工事業協同組合連合会近畿ブロック長
"	対策本部長が必要と認めた者 (大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合)
	東京都下水道局計画調整部計画課長
特別本部員	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長

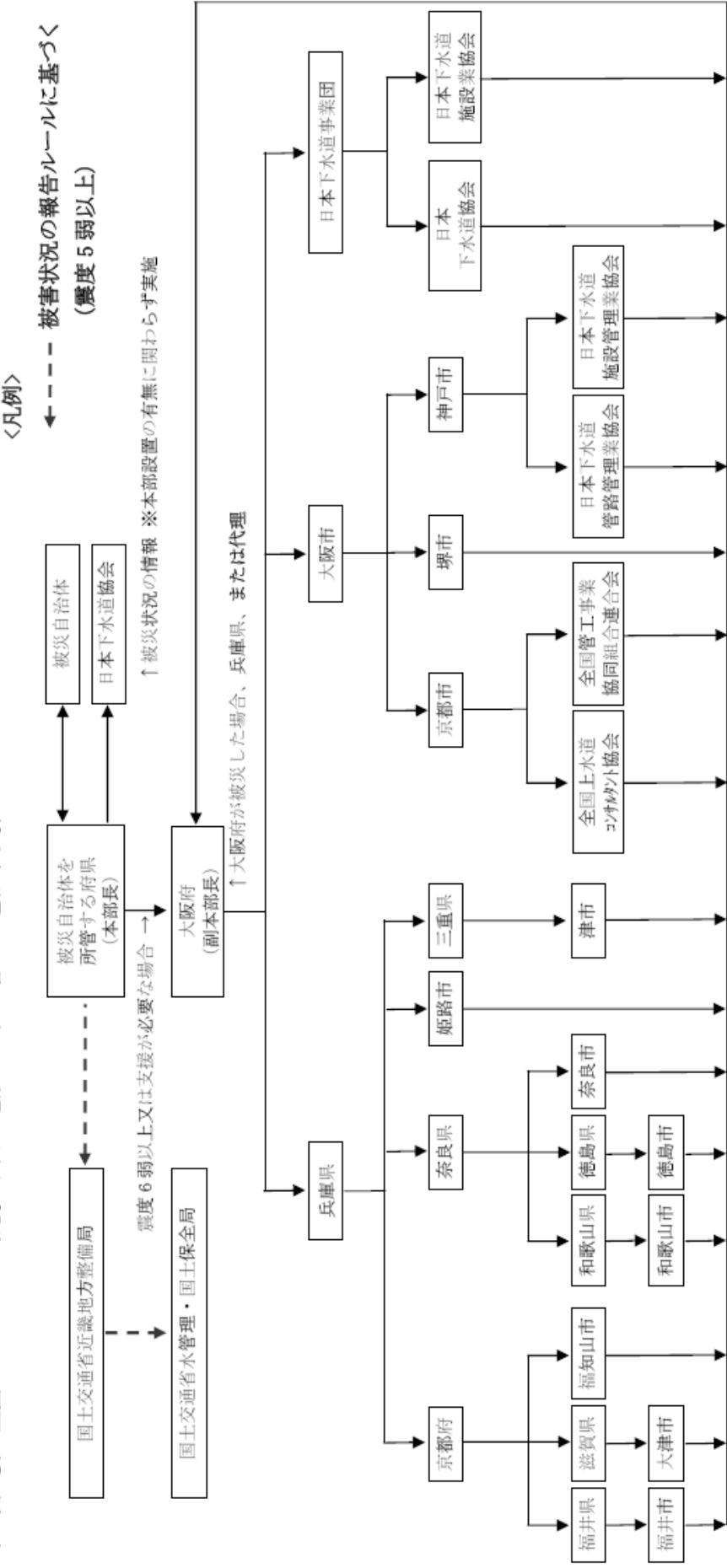
※本部長、副本部長及び幹事が被災し、速やかな対応が困難であると認められる場合は、近畿ブロック支援連絡会の府県を代理・代行として指名できる。

別表2 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（一斉連絡方式）※基本的にこの系統で連絡
(広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。)



<広域支援の場合> 近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

別表3 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（順次連絡方式）※第1報の電話連絡時のみ、この系統を使用
(広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。)



<広域支援の場合>

近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

別表4

下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議

大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長
福井県 土木部 河川課長
滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
京都府 環境部 水環境対策課長
奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
三重県 県土整備部 下水道課長
徳島県 県土整備部 水・環境課長
大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
京都市 上下水道局 下水道部管理課 担当課長
神戸市 建設局 下水道部 計画課長
堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長
福井市 下水道部長
大津市 企業局 技術部 技術事業長
福知山市 上下水道部 総務課長
姫路市 下水道局長
奈良市 企業局管理部次長
和歌山市 建設局 下水道部長
津市 下水道局長
徳島市 土木部 下水道事務所 保全課長
(公社)日本下水道協会 技術研究部技術指針課長
(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (機械)
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (電気)
(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長

実施細目

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ 実施細則

(趣旨)

第1 この実施細則は、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」(以下「申し合わせ」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 支援連絡会議構成員は、連絡担当部課名、担当責任者及び連絡窓口担当者の職氏名、電話番号、緊急連絡電話番号、下水道関係部局の人数、支援に提供可能な資材、機器、車両等をあらかじめ支援連絡会議事務局に連絡する。

2 事務局は、支援連絡会議構成員及び連絡窓口担当者の連絡体制及び夜間・休日等緊急連絡体制、資器材・車両等のリストを整備し、構成員に周知する。

(支援要請の手続き)

第3 支援を要請する府県下水道担当課長は、次の事項を可能なかぎり明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする支援内容
- (3) 支援場所
- (4) 支援の期間
- (5) 現地への交通・アクセス情報
- (6) 資機材リスト（マンホール蓋開器具等）、水・食糧事情
- (7) その他、必要な事項

(中継基地の設置)

第4 前線基地との連絡・情報及び物資の支援等を補佐するため、必要に応じて中継基地を置く。

2 中継基地は、原則として、被災した府県に隣接する府県に設置する。

3 中継基地の長については、設置された府県下水道担当課長とする。

4 中継基地の長は、被災自治体と連絡をとりながら、支援活動が円滑に進むよう前線基地を支援する。

(前線基地の設置)

第5 前線基地を提供する自治体は、対策本部に前線基地の位置、規模、施設内容等を連絡する。

(前線基地の運営)

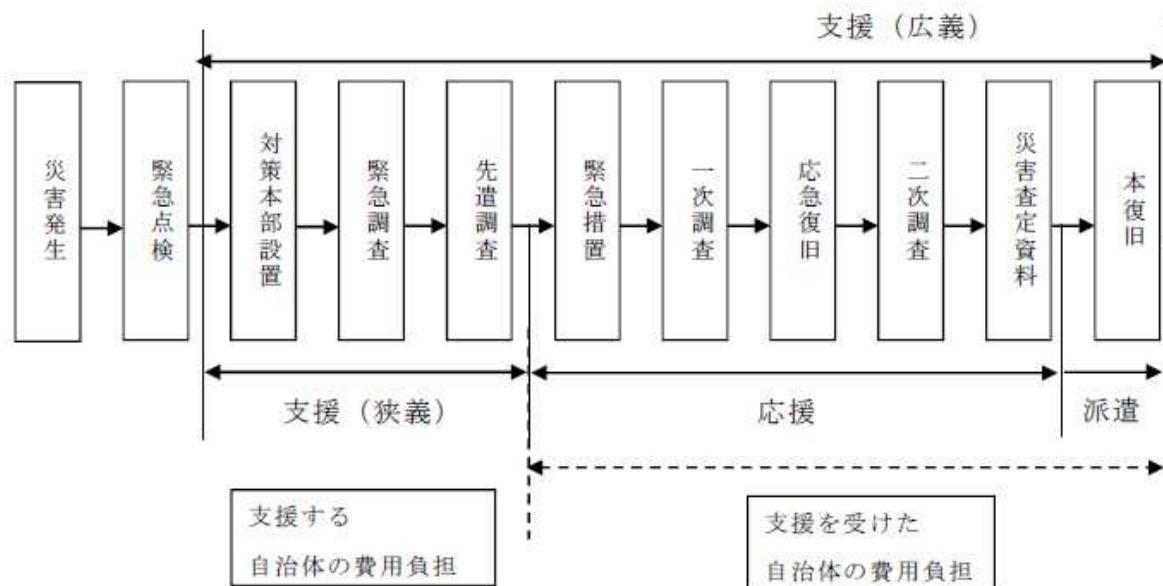
第6 前線基地の運営は、原則として前線基地提供自治体が行うものとする。

2 対策本部は前線基地の運営を補佐する。

(費用負担)

第7 申し合わせ「第9項」に定める費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 支援を受ける自治体が負担する経費の額は、支援する自治体が定める規定により算定した当該支援する自治体職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 支援する自治体職員が支援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、支援する自治体の負担とする。
但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、支援を受ける自治体の負担とする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、支援する自治体職員に要する経費については、支援を受ける自治体及び支援する自治体が協議して定める。
- (4) 費用負担区分については、次のとおりとする。



(広域支援)

第8 申し合わせ「第3項(2)」に定めるアドバイザー都市については、支援活動の補佐、支援調査隊への調査方法のレクチャー、被災自治体・支援隊との調整、技術アドバイス等を行うものとする。状況に応じて先遣隊からアドバイザー都市に移行するものとする。

なお、先遣隊としては現地情報の入手、被災状況の把握、支援規模の算定、支援体制構築の補佐等を行うものとする。

(事務局の運営)

第9 申し合わせ「第2項(4)①」に定める会議開催の幹事府県と大阪府の事務分担の詳細は、別表-1のとおりとする。

(その他)

第10 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この実施細則は、平成16年4月1日から適用する。

付則

この実施細則は、平成 19 年 8 月 27 日から適用する。

付則

この実施細則は、平成 20 年 9 月 11 日から適用する。

付則

この実施細則は、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

付則

この実施細則は、平成 29 年 9 月 12 日から適用する。

別表－1

会議開催の府県と大阪府の事務分担

主な業務内容	事務分担
支援連絡会議の基本的事務	会議開催の府県 (副幹事) 大阪府 (幹事)
申し合わせの改定	— <input type="radio"/>
名簿作成、提供可能な資材、機器リストの作成	— <input type="radio"/>
支援連絡会議の開催（召集・主催）	<input type="radio"/>
情報連絡訓練	<input type="radio"/>
支援連絡会議の開催及び訓練・研修	災害時を想定した訓練・研修 (情報連絡訓練を除く) — <input type="radio"/>
全国代表者連絡会議への出席・報告	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>

16. 災害時における放送要請に関する協定書

協定書

災害時における放送要請に関する協定書

(協定の主旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定及び兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、兵庫県知事（以下「甲」という。）が日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町長が行う通知又は要請等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、知事から行うものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

(放送の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては消防防災課長、乙にあっては放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、昭和53年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和 53 年 4 月 1 日

甲 兵庫県知事 坂井時忠

乙 日本放送協会
神戸放送局長 中村健一

参考

※ 同様の協定を以下の放送局（会社）とも締結している。

締結放送局名	締結年月日
株式会社サンテレビジョン	昭和53年 4月 1日
株式会社ラジオ関西	昭和53年 4月 1日
兵庫エフエムラジオ放送株式会社	平成 3年 4月 1日
株式会社毎日放送	平成 8年 6月 14日
朝日放送株式会社	平成 8年 6月 14日
関西テレビ放送株式会社	平成 8年 6月 14日
讀賣テレビ放送株式会社	平成 8年 6月 14日
大阪放送株式会社（ラジオ大阪）	平成 8年 6月 14日
関西インター・メディア株式会社	平成 8年 7月 18日

17. 播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書

覚書

播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書

播磨町（以下「甲」という。）と兵庫県立東はりま特別支援学校（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 甲は、乙の施設のうち体育館及び別館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を設置する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、あらかじめ、その旨を乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議して延長または短縮することができるものとする。

（炊出しの要請）

第5条 甲は、避難所開設期間中、乙に対して避難所における食事の提供のため、炊出しの要請をすることができる。

2 乙は、前項の要請があった場合は、可能な限りこれに応える。

3 第1項の規定による炊出しに伴う食材費、燃料費、消耗品費等については、甲が負担する。

（所管事項）

第6条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

（1）甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

（2）乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害であって兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における避難所の運営に関すること。

（事故等の責任）

第7条 甲は、避難所を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

（1）乙の施設のうち、第1条に規定する避難所に係る工事を行う場合

(2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第9条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用すること

(2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること

(3) 避難所を閉鎖するときは原状に復すこと

(使用の取消し)

第10条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第11条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、播磨町地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

平成24年3月13日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町

播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町北古田1丁目17番17号
兵庫県立東はりま特別支援学校

校長 細川 明子

覚書

播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書の一部を変更する覚書

平成25年3月13日に播磨町（以下「甲」という。）と兵庫県立東はりま特別支援学校（以下「乙」という。）との間で締結した「播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書」を、次のとおり変更する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 甲は、災害の発生時において、被災者等の通信の確保を目的とした非常用電話を避難所に設置することができる。
- 3 甲は、非常用電話を設置するための電話回線を、あらかじめ体育館に敷設するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町北古田1丁目17番17号
兵庫県立東はりま特別支援学校
校長 開 敏之

覚書

播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書の一部を変更する覚書

平成24年3月13日に播磨町（以下「甲」という。）と兵庫県立東はりま特別支援学校（以下「乙」という。）との間で締結し、平成25年10月1日に一部変更した「播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書」を、次のとおり変更する。

第1条を次のとおり改める。

第1条 甲は、乙の施設のうち体育館、運動場及び別館を避難所として指定する。

この覚書の締結を賞するため、本書2通を作成のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年11月5日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町北古田1丁目17番17号
兵庫県立東はりま特別支援学校
校長 開 敏之

様式

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

様

播磨町長

避難所開設通知書

災害発生時の避難所を下記のとおり開設しますので、「播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書」第3条の規定に基づき通知します。

記

1 申請事項

開設日時	年 月 日 () 時 分
施設名	兵庫県立東はりま特別支援学校
所在地	加古郡播磨町北古田1丁目17-17
施設管理責任者	校長
使用期間	開設から7日間以内（但し、協議により延長可とする。）
避難所開設責任者	
開設理由	
備考	

2 留意事項

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用します。
- (2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮します。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復します。

平成 年 月 日

様

播磨町長

避難所閉鎖通知書

災害発生時の避難所を下記のとおり閉鎖しますので、「播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書」第3条の規定に基づき通知します。

記

閉鎖日時	年 月 日 () 時 分
施設名	兵庫県立東はりま特別支援学校
所在地	加古郡播磨町北古田1丁目17-17
施設管理責任者	校長
使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
避難所開設責任者	
備考	

平成 年 月 日

播磨町長 様

兵庫県立播磨南高等学校 校長

施設変更報告書

本校の施設を下記のとおり変更しますので、「播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書」第8条の規定により報告します。

記

施設名	兵庫県立東はりま特別支援学校
所在地	加古郡播磨町北吉田1丁目17-17
施設管理責任者	校長
変更内容	
変更理由	
期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
備考	

18. 播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との避難所指定にかかる協定書

協定書

播磨町（以下「甲」という。）と兵庫県立播磨南高等学校（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定することに関して、次とおり協定を締結する。

（避難所）

第1条 甲は、乙の施設のうち体育館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を設置するとともに、避難所として利用できる旨を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（1）甲は、災害の発生時において、被災者等の通信の確保を目的とした非常用電話を避難所に設置することができる。

（2）甲は、非常用電話を設置するための電話回線を、あらかじめ体育館に敷設するものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設する場合は、あらかじめ、その旨を乙に避難所開設通知書（様式第1号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（1）乙は、甲が避難所を開設する以前に避難者を確認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合には、速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（2）乙は、避難所の円滑な開設を目的とし、通常時より避難所として指定した施設の鍵を甲に貸与することとする。

（避難所の管理運営）

第4条 避難所の管理運営については、甲の責任において実施するものとする。

（1）避難所の管理運営に係る費用については、甲が負担するものとする。

（2）乙は、避難所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

（開設の期間）

第5条 避難所の開設期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議して延長することができるものとする。

（事故等の責任）

第6条 甲は、避難所を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（避難所の閉鎖）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（1）甲は、避難所を閉鎖する場合は、その旨を乙に避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（必要な情報の提供）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

（1）乙の施設に係る工事を行う場合

（2）乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第9条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1）善良な管理者の注意をもって使用すること

（2）避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること

（使用の取消し）

第10条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期間は、令和3年3月31日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月15日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町

播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町古宮4丁目3番1号

兵庫県立播磨南高等学校

校長 浅井 英樹

様式

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

様

播磨町長

避難所開設通知書

災害発生時の避難所を下記のとおり開設しますので、「播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との避難所指定にかかる協定書」第3条の規定に基づき通知します。

記

1 申請事項

開設日時	年　月　日() 時　分
施設名	兵庫県立播磨南高等学校
所在地	加古郡播磨町古宮4丁目3番1号
施設管理責任者	校長
使用期間	開設から7日間以内（但し、協議により延長可とする。）
避難所開設責任者	
開設理由	
備考	

2 留意事項

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用します。
- (2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮します。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復します。

年　月　日

様

播磨町長

避難所閉鎖通知書

災害発生時の避難所を下記のとおり閉鎖しますので、「播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との避難所指定にかかる協定書」第3条の規定に基づき通知します。

記

閉鎖日時	年　月　日(　)　時　分
施設名	兵庫県立播磨南高等学校
所在地	加古郡播磨町古宮4丁目3番1号
施設管理責任者	校長
使用期間	年　月　日(　)～　年　月　日(　)
避難所開設責任者	
備考	

年　月　日

播磨町長　　様

兵庫県立播磨南高等学校 校長

施設変更報告書

本校の施設を下記のとおり変更しますので、「播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との避難所指定にかかる協定書」第7条の規定により報告します。

記

施設名	兵庫県立播磨南高等学校
所在地	加古郡播磨町古宮4丁目3番1号
施設管理責任者	校長
変更内容	
変更理由	
期間	年　月　日（　）～　年　月　日（　）
備考	

19. 災害時に福祉避難所として町有施設を使用するに当たっての施設運営に関する協定書

覚書

災害時に福祉避難所として町有施設を使用するに当たっての 施設運営に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と社会福祉法人播磨町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、播磨町内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として町の施設を使用するに当たり、乙の施設運営について、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 播磨町災害時要援護者支援計画に定める高齢者、障がい者等のほか、妊娠婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の者で、かつ、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- (2) 福祉避難所 町の施設のうち要援護者及びその介助者を収容し、当該要援護者の状況に即し特別な配慮を行う避難所として指定、開設される施設とし、播磨町福祉会館、播磨町デイサービスセンター及び播磨町ゆうあいプラザをさす。

（避難措置の実施者等）

第2条 福祉避難施設への避難措置実施者は甲とする。

2 福祉避難所の運営者は乙とする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、福祉避難所の開設を決定した場合には、直ちに、乙に対し福祉避難所の運営を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認のうえ、協力要請書（様式第1号）により福祉避難所へ収容する要援護者を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力要請書に記載すべき事項を伝え、追って協力要請書を提出することとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間（原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。）

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

3 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（福祉避難所への入所判断及び入所）

第4条 福祉避難所への入所判断は、甲の福祉担当部局が実施する。福祉避難所に入所するための移動は、可能な限り介助者等の協力を得て要援護者自身が行うものとする。

（物資の調達及び生活相談員の確保）

第5条 乙は、平常時から要援護者に係る生活用品（ポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用装具等）、食料及び医療材料等の必要な物資の備蓄に努め、福祉避難所開設時には調達に努めるものとする。ただし、要援護者及びその介助者等で調達が可能な場合は、備蓄物資に

優先してこれを使用するものとする。なお、備蓄、調達に当たっては取得価格を明確にするため、領収書等証拠書類も併せて保管することとする。

- 2 乙は、生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う者）を配置し、要援護者を支援するものとする。
- 3 乙は、可能な範囲において要援護者の状況の急変等に対応できる体制を確保するものとする。
- 4 甲は、前2項の乙により備蓄及び調達した物資及び乙の職員だけでは、要援護者の支援が実施できないと予測される場合、もしくは乙からの福祉避難所の運営への応援要請があつた場合は、不足する物資及び必要な人材を確保し派遣するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は甲に対し、福祉避難所の運営に要した費用を、福祉避難所の設置場所、生活相談員等に要する人件費及び要援護者に要する食費等に関する届出書（様式第2号）により届出るものとする。

- 2 乙は、前項により届出た内容に基づき、福祉避難所の運営に要した費用を、福祉避難所の運営費用請求書（様式第3号）により甲に請求するものとし、甲は乙の請求により当該運営費用を支払うものとする。
- 3 前2項によらないその他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（受入可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員及びこれに基づく生活相談員数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 甲及び乙は、福祉避難所の運営に当たり業務上知り得た要援護者及びその介助者等の固有の情報（以下「個人情報」という。）を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第9条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

平成25年6月18日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町南大中1丁目8番41号
社会福祉法人播磨町社会福祉協議会
会長 近藤 龍樹

特記事項

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この協定に係る業務に関して、個人情報を収集するときは、当該協定に係る事務処理のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この協定による事務を第三者に委託してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この協定による事務に関し、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7 乙は、この協定による事務に関し、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、当該業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第8 甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(協定解除及び損害賠償)

第10 甲は、乙がこの協定に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償を請求することができる。

様式

様式1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

要援護者	住所					
	氏名					
	心身の状況	身体状況 1 ランク【 <input type="checkbox"/> 】		精神状況 ランク【 <input type="checkbox"/> 】		
		身体 状況 2	視力【 <input type="checkbox"/> 】	過去14日間に受けた医療		
			聴力【 <input type="checkbox"/> 】			
			意思伝達【 <input type="checkbox"/> 】			
表現方法【 <input type="checkbox"/> 】						
その他特記事項						
連絡先						
身元引受人	住所					
	氏名					
	連絡先					
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。)					
特記事項	介助者	氏名				
		住所				
	その他					

平成 年 月 日

様

要請者 播磨町長 清水 ひろ子

(担当者所属 _____ 氏名 _____)

平成 年 月 日

播磨町長様

福祉避難所への受入れを 承諾します ・ 承諾できません

福祉避難所の設置場所、生活相談員等に要する人件費

及び要援護者に要する食費等に関する届出書

福祉避難所の設置場所	
(1) 生活相談員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円／（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円／（日・時間）
・宿直	_____円／回
(2) 要援護者等に要する食費	
・朝食	_____円／食
・昼食	_____円／食
・夕食	_____円／食
<合計>	_____円／日
(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額（請求の際には領収書等証拠書類の添付が必要）	
(4) その他、使用区域にかかる施設管理費（光熱水費、施設借上料等） _____円／日	

播磨町長様

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

(印)

福祉避難所の運営費用請求書

播磨町長様

所在地

名称

代表者職氏名

印

請求金額

円

福祉避難所の設置場所						
請求対象期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日					

請求項目		請求内訳			
人件費	日勤	円×	日・時間=	円…①	
	夜勤	円×	日・時間=	円…②	
	宿直	円×	回 =	円…③	
	小計		①+②+③=		円
食費	朝食	円×	食=	円…④	
	昼食	円×	食=	円…⑤	
	夕食	円×	食=	円…⑥	
	小計		④+⑤+⑥=		円
オムツ代等		(領収書等証拠書類の添付が必要)			
施設管理費		円×	日=		円

振込先	金融機関名	支店名
	口座種別 当座 + 普通	口座番号
	口座名義人	

20. 災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定

覚書

災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と社会福祉法人播磨町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、播磨町内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、福祉避難所における災害時要援護者支援に係る協力をを行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 播磨町災害時要援護者支援計画に定める高齢者、障がい者等のほか、妊娠婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の者で、かつ、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- (2) 福祉避難所 災害発生時に要援護者及びその介助者を収容し、当該要援護者の状況に即し特別な配慮を行う避難所として甲が開設した避難所をさす。

（支援の内容、要請等）

第2条 乙は、福祉避難所において要援護者支援に要する人材、物資等が不足する場合及び不足が予測される場合において、甲の支援要請に基づき次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 要援護者に係る生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う者）の派遣支援（原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。）
- (2) その他要援護者支援に関する必要な支援

2 甲は、乙に支援を要請する必要が生じたときは、直ちに乙に対し支援を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認のうえ、協力要請書（様式第1号）により支援を要請するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

（生活相談員の確保）

第3条 乙は、平常時から生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う者）の養成に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙は甲に対し、第2条第1項に規定する支援に要した費用を、生活相談員に要する人件費等に関する届出書（様式第2号）により届出るものとする。

2 乙は、前項により届出た内容に基づき、当該支援に要した費用を、福祉避難所の運営支援費用請求書（様式第3号）により甲に請求するものとし、甲は乙の請求により当該運営支援費用を支払うものとする。

（派遣可能人員等）

第5条 甲及び乙は、本協定締結後、派遣可能な生活相談員数等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、福祉避難所の運営支援に当たり業務上知り得た要援護者及びその介助者

等の固有の情報（以下「個人情報」という。）を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

平成25年6月18日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町南大中1丁目8番41号
社会福祉法人播磨町社会福祉協議会
会長 近藤 龍樹

特記事項

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この協定に係る業務に関して、個人情報を収集するときは、当該協定に係る事務処理をするために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用者が在職中及び退職後においても、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この協定による事務を第三者に委託してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この協定による事務に関し、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7 乙は、この協定による事務に関し、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、当該業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第8 甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(協定解除及び損害賠償)

第10 甲は、乙がこの協定に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償を請求することができる。

様式

様式第1号（第2条関係）

協力要請書

生活相談員の派遣支援	派遣先の福祉避難所	名称	
		所在地	
	必要とする人数	_____名	
	必要とする期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 (原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。)	
その他			
特記事項			

平成 年 月 日
様

要請者 播磨町長（播磨町災害対策本部長） 清水 ひろ子
(担当者所属 _____ 氏名 _____)

播磨町長様

支援の要請を 承諾します • 承諾できません

平成 年 月 日

生活相談員に要する人件費等に関する届出書

支援した福祉避難所	
(1) 生活相談員の派遣支援に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円／（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円／（日・時間）
・宿直	_____円／回
(2) その他 _____円	

播磨町長様

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

(印)

福祉避難所の運営支援費用請求書

播磨町長様

所在地

名称

代表者職氏名

(印)

請求金額

円

支援した福祉避難所	
請求対象期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

請求項目		請求内訳		
人件費	日勤	円×	日・時間=	円…①
	夜勤	円×	日・時間=	円…②
	宿直	円×	回 =	円…③
	小計		①+②+③=	円
その他				

振込先	金融機関名	支店名
	口座種別 当座 + 普通	口座番号
	口座名義人	

21. 大中遺跡公園の広域避難地指定に関する協定

覚書

大中遺跡公園の広域避難地指定に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と兵庫県立考古博物館（以下「乙」という。）は、乙が管理する大中遺跡公園を、災害発生時における広域避難地として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、広域避難地とは、住民等が、大規模災害に伴う危険を回避するため、甲の町域全体から避難し、滞在する場所をいう。また、津波発生時等に避難を要する住民等が目指す、津波避難目標地点の性格も有する。

（広域避難地の指定）

第2条 甲は、大中遺跡公園のうち、乙が管理する別図に示す範囲を広域避難地として指定する。

（広域避難地の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、広域避難地を開設し、又は閉鎖する場合は、あらかじめ、その旨を乙に広域避難地開設通知書（様式第1号）又は広域避難地閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で通知し、通知書の提出は事後とすることができる。

2 広域避難地の開設及び閉鎖は、前項の通知に基づき、乙の職員が行うものとする。

3 乙は、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたことを覚知した場合、甲の通知の有無に関わらず、広域避難地を開設する。この場合、甲から第1項の通知があつたものとみなす。

（開設の事由及び期間）

第4条 甲は、大中遺跡公園を広域避難地として使用する場合、乙の業務の継続に可能な限り配慮することとし、次の各号に掲げる事由及び期間を原則とする。ただし、必要により、甲、乙協議して延長することができるものとする。

（1） 津波による被害が発生する恐れのあるとき

① 播磨町災害対策本部長による避難勧告等が発令されたときから、解除されるときまで

② 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたときから、津波警報及び大津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまで

（2） 洪水による被害が発生する恐れのあるとき

① 播磨町災害対策本部長による避難勧告等が発令されたときから、解除されるときまで

（3） 高潮による被害が発生する恐れのあるとき

① 播磨町災害対策本部長による避難勧告等が発令されたときから、解除されるときまで

（4） その他大規模な災害（大規模火災等）による被害が発生する恐れのあるとき

① 播磨町災害対策本部長による避難勧告等が発令されたときから、解除されるときまで

(設備等の整備)

第5条 甲は、広域避難地を住民に周知するため、乙の管理する施設等に必要な標識等を設置する。

2 標識等の表示内容等については、甲、乙協議して定めるものとする。

3 標識等の設置位置は甲、乙協議して定めるものとし、史跡指定地外に設置するものとする。ただし、既存施設を活用し設置する場合等史跡に影響を与えない方法により設置する場合で、乙が特に認める場合はこの限りではない。

(費用負担)

第6条 広域避難地の使用料は、無料とする。

(所管事項)

第7条 広域避難地の開設、管理及び運営に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

- ① 広域避難地の開設及び閉鎖に関すること
- ② 広域避難地の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

- ① 甲から協力の要請があった事項で、乙が必要と認めたこと。
- ② その他、乙が災害の様相を踏まえ、必要と認めたこと。

(事故等の責任)

第8条 甲は、広域避難地を管理及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設等を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第9条 乙は、大中遺跡公園において工事を行う場合等で、広域避難地として使用させることができなくなる場合、または使用させる範囲を制限する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(留意事項)

第10条 甲は、大中遺跡公園を広域避難地として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること
- (2) 土地の掘削等史跡を毀損する行為を行わないこと
- (3) 広域避難地を閉鎖するときは原状に復すこと

(使用の取消し)

第11条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により大中遺跡公園を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるとときは、その使用を中止させることができる。

2 乙は前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(協定の見直し)

第12条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画又は播磨町地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この協定を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

本協定を締結するため、本書2通を作成し、甲、乙が各1通を保有する。

平成25年9月10日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町大中1丁目1番1号
兵庫県立考古博物館
館長 石野 博信

様式

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

兵庫県立考古博物館長様

播磨町長

広域避難地開設通知書

災害発生時の広域避難地を下記のとおり開設しますので、「大中遺跡公園の広域避難地指定に関する協定（以下「協定」という）」第3条の規定に基づき通知します。

記

1 通知事項

開設日時	年　月　日（　）　時　分
施設名	大中遺跡公園
種別	広域避難所地
避難地開設責任者	
開設事由 (協定第4条第1項各号 の該当する理由に○印)	(　)第1号(津波被害発生の恐れ) (　)第2号(洪水被害発生の恐れ) (　)第3号(高潮被害発生の恐れ) (　)第4号(その他大規模災害による被害発生の恐れ)
使用期間	
備考	

2 留意事項

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用し、土地の掘削等史跡を毀損する行為は行いません。
- (2) 広域避難地の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、業務に支障をきたさないように配慮します。
- (3) 広域避難地を閉鎖するときは、原状に復します。

年　月　日

兵庫県立考古博物館長様

播磨町長

広域避難地閉鎖通知書

災害発生時の広域避難地を下記のとおり閉鎖しますので、「大中遺跡公園の広域避難地指定に関する協定」第3条の規定に基づき通知します。

記

1 通知事項

閉鎖日時	年　月　日(　)　時　分
施設名	大中遺跡公園
種別	広域避難所地
避難地開設責任者	
使用期間	
備考	

年　月　日

播磨町長　　様

兵庫県立考古博物館長

施設変更報告書

施設を下記のとおり変更しますので、「大中遺跡公園の広域避難地指定に関する協定」第9条の規定により報告します。

記

施設名	大中遺跡公園
施設管理責任者	兵庫県立考古博物館長
事由	
影響範囲	()大中遺跡公園全域が広域避難地として使用不可 ()大中遺跡公園の一部が広域避難地として使用不可 ※一部が使用不可の場合は、使用できない範囲を示した図面等を添付してください。
期間	年　月　日 () ～　年　月　日 ()
備考	

22. 津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定

協定書

津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定書

津波等発生時における一時避難所としての使用に関し、播磨町（以下「甲」という。）と加古郡衛生事務組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、播磨町内に津波、高潮が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難所として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 甲は、この協定による施設使用用途を一時避難所とし、災害対策基本法第49条の4 第1項に規定する指定緊急避難場所と位置づけて指定することについて、乙は同意するものとする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として甲に使用させるものとする。

施設名称	加古郡衛生センター
所在地	播磨町新島60
管理者	加古郡衛生事務組合
構造等	鉄筋コンクリート
建築年	昭和62年3月
増改築年	-
耐震診断	-
耐震改修	-

（使用範囲）

第4条 甲は、使用施設のうち、次に掲げる範囲を一時避難所として使用するものとする。

施設名称	加古郡衛生センター
避難場所	別途図示するとおり（省略）
収容人数	約640人
避難経路	別途図示するとおり
入口	別途図示するとおり

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設に次の各号に掲げる変更を行う場合は、甲に届け出るものとする。

- (1) 総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更
- (2) 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の変更
- (3) その他、使用施設が何らかの事情により使用できなくなる、又は使用できる範囲が制限される場合

(利用の通知)

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難所として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書（様式1）で通知する。

2 甲は、一時避難所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難所の使用期間は、加古郡衛生事務組合の業務時間内（12月29日から翌年1月3日を除き、8時30分から17時00分の間）を原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、現に一時避難所を使用している状況にある場合は、次の各号に掲げる事由が止むまでは、業務時間に関わらず使用を継続できるものとする。

（1）津波による被害が発生する恐れのあるとき（強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまで）

（2）高潮による被害が発生する恐れのあるとき（播磨町災害対策本部長により使用施設の所在する地区に避難指示が発令されたときから、解除されるときまで）

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難所の使用を終了する際は、一時避難所使用終了届（様式2）を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成29年3月31日とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月6日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町新島60番地
加古郡衛生事務組合
管理者 播磨町長 清水 ひろ子

様式

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

加古郡衛生事務組合様

播磨町長

一時避難所開設通知書

津波等発生時の一時避難所を下記のとおり開設しますので、「津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定」第6条の規定に基づき通知します。

記

1 申請事項

開設日時	年 月 日 () 時 分
施設名	加古郡衛生センター
所在地	播磨町新島60
管理者	加古郡衛生事務組合
使用期間	
開設理由	
備考	

平成 年 月 日

加古郡衛生事務組合様

播磨町長

一時避難所閉鎖通知書

津波等発生時の一時避難所を下記のとおり閉鎖しますので、「津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定」第11条の規定に基づき通知します。

記

閉鎖日時	年 月 日 () 時 分
施設名	加古郡衛生センター
所在地	播磨町新島60
管理者	加古郡衛生事務組合
使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
備考	

参考（指定一覧）

公共施設(公文書による指定通知のみ(協定等はなし))

施設名称	播磨小学校	播磨西小学校
所在地	宮北 1 丁目 3 番 10 号	北本荘 4 丁目 5 番 1 号
収容人数	約 1,050 人	約 940 人
指定年月日	平成 24(2012) 年 9 月 3 日	平成 24(2012) 年 9 月 3 日

施設名称	播磨南小学校	播磨南中学校
所在地	古宮 5 丁目 11 番 10 号	古宮 5 丁目 10 番 1 号
収容人数	約 530 人	約 960 人
指定年月日	平成 24(2012) 年 9 月 3 日	平成 24(2012) 年 9 月 3 日

施設名称	播磨町塵芥処理センター
所在地	新島 59 番地
収容人数	約 300 人
指定年月日	平成 26(2014) 年 11 月 6 日

上記以外の公共施設(指定管理施設)

施設名称	加古郡衛生センター
所在地	新島 60 番地
収容人数	約 640 人
指定年月日	平成 26(2014) 年 11 月 6 日

民間施設

施設名称	セフレ播磨	サンシティ本荘壱番館
所在地	南野添 3 丁目 10 番 11 号	播磨町南野添 3 丁目 5 番 1 号
収容人数	約 1,000 人	約 1,000 人
締結年月日	平成 24(2012) 年 8 月 10 日	平成 25(2013) 年 2 月 1 日

施設名称	サンシティ本荘弐番館	エバーホテルはりま加古川
所在地	播磨町南野添 3 丁目 5 番 2 号	南野添 3 丁目 1 番 1 号
収容人数	約 600 人	約 360 人
締結年月日	平成 25(2013) 年 2 月 1 日	平成 25(2013) 年 3 月 12 日

23. 播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定書

協定書

播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と兵庫県立東はりま特別支援学校（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、播磨町内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要配慮者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設（以下「施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（施設）

第2条

前条に掲げる乙の施設は次のとおりとする。

所在 地	加古郡播磨町北古田1丁目17番17号
名 称	兵庫県立東はりま特別支援学校
受入可能人数	13名
使 用 部 屋	生徒棟1階 生活訓練室

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 播磨町避難行動要支援者支援計画に定める高齢者、障がい者等のほか、妊娠婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の者で、かつ、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- (2) 福祉避難所 乙の施設のうち要配慮者及びその介助者を収容し、当該要配慮者の状況に即し特別な配慮を行う避難所として指定、開設される施設をいう。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、福祉避難所として乙の施設を使用する必要が生じたときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認のうえ、協力要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力要請書に記載すべき事項を伝え、追って協力要請書を提出することとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

（福祉避難所への入所判断及び入所）

第5条 福祉避難所への入所判断は、甲が実施する。福祉避難所に入所するための移動は、可能な限り介助者等の協力を得て要配慮者自身が行うものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への移送は、原則として、当該要配慮者を介助する者が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 要配慮者に係る食料及び日常生活用品等の必要な物資の調達については甲が行い、甲のみでは対応ができないときは、甲から乙に対し応援の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

3 甲は、要配慮者の相談または助言その他の支援を行う生活相談員を福祉避難所に派遣するものとする。

4 甲が前項の生活相談員を派遣することができないときは、甲から乙に対し応援の要請を行うものとし、乙は可能な限りこれに応えるものとする。

(付属設備の使用要請等)

第8条 要配慮者の生活において、福祉避難所に設置されている風呂、トイレその他の付属設備を使用する必要が生じたときは、甲は乙にこれらの設備の使用要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第10条 福祉避難所の開設期間については、原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合には、甲、乙は協議の上、延長ができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の運営に当たり業務上知り得た要配慮者及びその介助者等の固有の情報（以下「個人情報」という。）を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(福祉避難所解消への努力)

第12条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第13条 甲は、乙の施設を福祉避難所としての使用を終了する際には、その旨を乙に通知するとともに、当該施設を現状復旧しなければならない。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月5日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町北古田1丁目17番17号
兵庫県立東はりま特別支援学校
校長 大槻 和浩

特記事項

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。(秘密の保持)

第6 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この協定による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この協定による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 甲は、乙がこの協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

様式

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

播磨町長

協力要請書

福祉避難所を開設する必要がありますので、「播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定書」第4条の規定に基づき下記の施設の使用についての協力を要請します。

記

1 通知事項

使用期間	年　月　日（　）から7日間以内 (但し、協議により延長可とする。)
所在地	播磨町北古田1丁目17番17号
施設名	兵庫県立東はりま特別支援学校（生徒棟1階 生活訓練室）
避難所開設責任者	播磨町
備考	

＜連絡先＞

播磨町災害警戒本部　・　播磨町災害対策本部

担当者：

電話番号：079-435-0355

F A X：079-435-7901

年　月　日

播磨町長 様

上記の施設の使用について 協力します ・ 協力できません

24. 播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との福祉避難所の指定に関する協定書

協定書

播磨町（以下「甲」という。）と兵庫県立播磨南高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、播磨町内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要配慮者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設（以下「施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（施設）

第2条 前条に掲げる乙の施設は次のとおりとする。

所 在 地	加古郡播磨町古宮4丁目3番1号
名 称	兵庫県立播磨南高等学校
受入可能人数	40人
使 用 場 所	潮風会館 1階・2階

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 播磨町避難行動要支援者支援計画に定める高齢者、障がい者等のほか、妊娠婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の者で、かつ、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- (2) 福祉避難所 乙の施設のうち要配慮者及びその介助者を収容し、当該要配慮者の状況に即し特別な配慮を行う避難所として指定、開設される施設をいう。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、福祉避難所として乙の施設を使用する必要が生じたときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認のうえ、協力要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力要請書に記載すべき事項を伝え、追って協力要請書を提出することとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

（福祉避難所への入所判断及び入所）

第5条 福祉避難所への入所判断は、甲が実施する。福祉避難所に入所するための移動は、可能な限り介助者等の協力を得て要配慮者自身が行うものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への移送は、原則として、当該要配慮者を介助する者が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第7条 要配慮者に係る食料及び日常生活用品等の必要な物資の調達については甲が行い、甲

のみでは対応ができないときは、甲から乙に対し応援の要請を行うものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。
- 3 甲は、要配慮者の相談または助言その他の支援を行う生活相談員を福祉避難所に派遣するものとする。

(付属設備の使用要請等)

第 8 条 要配慮者の生活において、福祉避難所に設置されているシャワー・トイレ等の付属設備を使用する必要が生じたときは、甲は乙にこれらの設備の使用要請を行うものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

(経費の負担)

第 9 条 甲は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

- 2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第 10 条 福祉避難所の開設期間については、原則 7 日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合には、甲、乙は協議の上、延長ができるものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の運営に当たり業務上知り得た要配慮者及びその介助者等の固有の情報（以下「個人情報」という。）を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(福祉避難所解消への努力)

第 12 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第 13 条 甲は、乙の施設を福祉避難所としての使用を終了する際には、その旨を乙に通知するとともに、当該施設を現状復旧しなければならない。

(有効期限)

第 14 条 この協定の有効期限は毎年度 3 月 31 日とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和2年10月15日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町古宮4丁目3番1号
兵庫県立播磨南高等学校
校長 浅井 英樹

特記事項

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び損の防止)

第4 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この協定による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この協定による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 甲は、乙がこの協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

様式

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

播磨町長

協 力 要 請 書

福祉避難所を開設する必要がありますので、「播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定書」第4条の規定に基づき下記の施設の使用についての協力を要請します。

記

1 通知事項

使用期間	年　月　日（　）から7日間以内 (但し、協議により延長可とする。)
所在地	播磨町古宮4丁目3番1号
施設名	兵庫県立播磨南高等学校（潮風会館）
避難所開設責任者	播磨町
備考	

<連絡先>

播磨町災害警戒本部　・　播磨町災害対策本部

担当者：

電話番号：079-435-0355

F A X：079-435-7901

年　月　日

播磨町長 様

上記の施設の使用について 協力します ・ 協力できません

25. 災害時等における施設利用の協力に関する協定

協定書

災害時等における施設利用の協力に関する協定

播磨町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、播磨町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、播磨町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく一時避難所又は福祉避難所（以下「一時避難所等」という。）を開設し、運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設及び対象災害）

第2条 この協定の対象となる施設は次のとおりとする。

施設名称	
所在地	

（法に基づく位置づけ等）

第3条 一時避難所等の災害対策基本法（以下「法」という。）における位置づけ等は、次のとおりとし、乙はこれに同意する。

種別	法による位置づけ	対象災害

- 2 それぞれの受入れ対象者は、防災計画に定めるところによる。
- 3 乙は、施設に次の各号に掲げる変更を行う場合は、甲に届け出るものとする。ただし、当該変更が甲により実施される場合はこの限りではない。
 - (1) 総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更
 - (2) 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の変更

（避難所の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、災害時等に、施設を一時避難所等として開設し又は閉鎖する場合、あらかじめ、その旨を乙に対し避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で通知し、追って文書により通知することとする。

- 2 乙は、前項の通知を受けた場合は、一時避難所等としての機能を果たせるよう施設の開錠等必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、前2項の規定に関わらず自主的な判断に基づき、施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の通知は、当該施設の指定管理者の代表者に対して行う。ただし、あらかじめ乙が要請先を定め、甲に通知している場合はこの限りではない。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、隨時更新する。

(費用負担及び損害賠償)

第6条 一時避難所等の使用料は、無料とする。

2 甲は、一時避難所等として使用した場合において、乙が得られる予定であった施設利用料を保障しない。

3 甲は、一時避難所等として使用した場合において、乙の所有する備品等に発生した損害は、甲の責任において必要な処置を講じるものとする。

(役割分担・協力体制の協議等)

第7条 甲及び乙は、災害時等において円滑に一時避難所等の開設及び運営を行うため、あらかじめ双方の役割分担・協力体制について協議し、明らかにしておくものとする。

(平時における取組み)

第8条 乙は、その能力を活用して積極的に地域住民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

2 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

3 乙は、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（指定期間と同一の期間）とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙

様式

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

様

播磨町長

避難所開設通知書

避難所を下記のとおり開設しますので、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」第4条の規定に基づき通知します。

記

1 通知事項

開設日時	年 月 日 () 時 分
施設名	
所在地	
施設管理責任者	
区分	
避難所開設責任者	
開設理由	
備考	

<連絡先>

播磨町災害警戒本部 + 播磨町災害対策本部

担当者：

電話番号：079-435-0355

F A X：079-435-7901

平成 年 月 日

様

播磨町長

避難所閉鎖通知書

避難所を下記のとおり閉鎖しますので、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」第4条の規定に基づき通知します。

記

1 通知事項

閉鎖日時	年 月 日() 時 分
施設名	
所在地	
施設管理責任者	
区分	
避難所開設責任者	
開設理由	
備考	

<連絡先>

播磨町灾害警戒本部・播磨町灾害対策本部

担当者：

電話番号：079-435-0355

F A X：079-435-7901

第3条関係

平成 年 月 日

播磨町長 様

施設変更報告書

本校の施設を下記のとおり変更しますので、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」第3条の規定により報告します。

記

施設名	
所在地	
施設管理責任者	
変更内容	
変更理由	
期間	年 月 日()～年 月 日()
備考	

参考（指定一覧）

協定相手方	播磨町東部コミュニティ委員会		播磨町南部コミュニティ委員会	
施設名称	東部コミュニティセンター		南部コミュニティセンター	
所在地	二子 418 番地の 3		北本荘 2 丁目 6-30	
種別	一時避難所	指定緊急避難場所 指定避難所	一時避難所	指定緊急避難場所 指定避難所
	福祉避難所	指定避難所	福祉避難所	指定避難所
対象災害	一時避難所	洪水	一時避難所	洪水
	福祉避難所	地震・洪水・高潮・津波	福祉避難所	地震・洪水
協定年月日	平成 26(2014)年 11 月 7 日		平成 26(2014)年 11 月 7 日	

協定相手方	播磨町西部コミュニティ委員会		播磨町野添コミュニティ委員会	
施設名称	西部コミュニティセンター		野添コミュニティセンター	
所在地	古田 1 丁目 1-11		西野添 1 丁目 14-17	
種別	一時避難所	指定緊急避難場所 指定避難所	一時避難所	指定緊急避難場所 指定避難所
	福祉避難所	指定避難所	福祉避難所	指定避難所
対象災害	一時避難所	洪水	一時避難所	洪水
	福祉避難所	地震・洪水・高潮・津波	福祉避難所	地震・洪水・高潮・津波
協定年月日	平成 26(2014)年 11 月 12 日		平成 26(2014)年 11 月 12 日	

協定相手方	特定非営利活動法人 まちづくりサポートはりま	
施設名称	中央公民館	
所在地	東本荘 1 丁目 5-40	
種別	一時避難所	指定緊急避難場所 指定避難所
	福祉避難所	指定避難所
対象災害	一時避難所	洪水
	福祉避難所	地震・洪水・高潮
指定年月日	平成 26(2014)年 12 月 12 日	

※洪水には内水氾濫を含む。

c. 災害相互応援協定（民間団体等）

<災害相互応援協定等（民間団体等）その1>

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
物資支援	1	緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ	平成 8年 4月 1日
	2	震災時における緊急設備支援に関する協定書	株式会社セレスポ	平成 29年 4月 1日
	3	災害時等における飲料水等の供給協力に関する協定	関西キリンビバレッジサービス株式会社	平成 27年 7月 1日
	4	災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業組合加古川高砂支部	平成 24年 5月 2日
	5	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部	平成 24年 11月 6日
	6	災害時における物資調達に関する協定書	株式会社共進ペイパー＆パッケージ	平成 25年 2月 19日
	7	災害時における畳の提供等に関する協定	5日で 5,000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成 27年 5月 14日
	8	災害時における支援協力に関する協定	株式会社加古川産業会館	平成 28年 7月 12日
	9	災害時における支援協力に関する協定	株式会社タルイ	平成 29年 2月 27日
	10	災害時における支援協力に関する協定	株式会社北神社	平成 29年 2月 27日
資機材	11	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成 29年 2月 27日
	12	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成 30年 2月 22日
	13	災害時における電動車両等の支援に関する協定	株式会社アクティオ関西支店	平成 27年 4月 9日
	14	災害時における自動車等の支援に関する協定	株式会社ビナン明石営業所	令和元年 6月 11日
障害物の除去等	15	災害時における自動車等の支援に関する協定	姫路三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和 2年 11月 13日
	16	災害時における応急活動に関する協定	株式会社東播自動車教習所	令和 3年 6月 25日
上下水道	17	災害時における応急対策等の協力に関する協定	兵庫県自動車整備振興会加古川支部	平成 22年 4月 1日
	18	災害時における応急対策等の協力に関する協定	社団法人兵庫県建設業協会加印支部	平成 23年 2月 8日
廃棄物処理	19	災害時における応急活動に関する協定	播磨町上下水道工事業協同組合	平成 22年 3月 25日
情報伝達	20	災害時における報道要請に関する協定	兵庫県環境事業商工組合	令和 3年 11月 1日
	21	災害時等における報道要請に関する協定	大栄環境株式会社	令和 3年 11月 12日
	22	災害時における緊急放送の協力に関する協定書	神戸新聞社、朝日新聞社神戸支局、讀賣新聞社神戸支局、毎日新聞社神戸支局、産経新聞社神戸支局、日本経済新聞社神戸支局、日刊工業新聞社神戸支局、時事通信社神戸支局、共同通信社神戸支局、日本工業新聞社神戸総局	平成 9年 5月 15日
	23	災害時における緊急放送の協力に関する協定書	B A N - B A N ネットワークス(株)	平成 19年 9月 1日

<災害相互応援協定等（民間団体等）その2>

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
避難所等	21	津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定	セフレ播磨	平成 24年 8月 10日
			サンシティ本荘壱番館	平成 25年 2月 1日
			サンシティ本荘弐番館	平成 25年 2月 1日
			エバーホテルはりま加古川	平成 25年 3月 12日
	22	災害時における支援協力に関する協定（臨時受入施設等）	エバーホテルはりま加古川	令和 2年 7月 6日
	23	災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人知足会	平成 25年 6月 7日
			社会福祉法人グランはりま	平成 25年 6月 10日
	24	災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定	社会福祉法人知足会	平成 25年 6月 7日
			社会福祉法人グランはりま	平成 25年 6月 10日
	25	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	(株)神鋼環境ソリューション播磨製作所	平成 27年 11月 5日
			星光 PMC 株式会社	
			株式会社リヨーサン	
			株式会社きしろ播磨工場	
			加古郡衛生事務組合	
			株式会社山一商会	
			一般財団法人播磨港湾福利厚生協会東播磨港湾労働者福祉センター	
			JFE プラントエンジ株式会社	平成 29年 7月 1日
			(株)神戸製鋼所高砂製作所、コベルコ・コンプレッサ(株)	令和 3年 7月 1日
			播磨町塵芥処理センター（※）	-
その他	26	災害時における支援協力に関する協定	大和リース株式会社姫路支店	平成 29年 3月 3日
	27	災害時における支援協力に関する協定	住友精化株式会社	令和元年 11月 7日
	28	災害時における支援協力に関する協定	多木化学株式会社	令和 2年 11月 9日
	29	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	日本郵便株式会社近畿支社	平成 25年 5月 31日
	30	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	兵庫県電気工事工業組合加古川支部	平成 26年 2月 4日
	31	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	平成 28年 10月 1日
	32	災害支援ボランティア活動に関する協定	社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	平成 30年 5月 1日
	33	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 30年 7月 23日
	-	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 24年 3月 15日

*播磨町塵芥処理センターは町施設のため、協定の締結は行っていないが、協定の対象となっている各避難場所に準じて取扱う。

1. 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）

協定書

緊急時における生活物資確保に関する協定

播磨町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、播磨町内の各店舗の状況その他必要な事項について、調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時体制）

第6条 甲は、緊急時の認定を行った時は、乙に速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けた時は、別表第2に掲げる乙の店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の店舗を拠点にして行うものとする。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について、要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(情報提供)

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を町民、報道機関等に提供するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、Kネット共同連帶機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に務めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年4月1日

加古郡播磨町本荘350-2

甲 播磨町

代表者 播磨町長 佐伯忠良印

神戸市東灘区住吉区吉本町1丁目3番19号

乙 生活協同組合コープこうべ

代表者 組合長理事 木村正人印

別表第1（第4条関係）

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着

以上 29品目

別表第2（第6条関係）

播磨・加古川・稻美・高砂・明石エリア事業所一覧

事業所名	電話	住所	所属長
第6地区本部	079-285-3941	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町67番地 装いプラザ『花座』姫路内	
協同購入センター加古川	079-497-9537	〒675-1112 加古郡稻美町六分一字百丁歩1362番地の84	
ヨープ高砂	079-447-3251	〒676-0077 高砂市松陽1丁目10番43号	
ヨープ東加古川	079-426-8566	〒675-0102 加古川市平岡町西谷字北側77番地の1	
ヨープ神吉	079-432-3135	〒675-0057 加古川市東神吉町神吉823番地の53	
ヨープ稻美	079-492-3781	〒675-1115 加古郡稻美町国岡1-106	
ヨープ播磨	078-944-0239	〒675-0151 加古郡播磨町野添267番地の1	
ヨープニッケパークタウン	079-424-8223	〒675-0066 加古川市加古川町寺家町173番地の1	
ヨープ姫路田寺	079-293-9600	〒670-0086 姫路市田寺3丁目3番地の11	
ヨープ姫路砥堀	079-264-6785	〒670-0802 姫路市砥堀771番地の1	

覚書

緊急時における生活物資確保に関する覚書

播磨町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（平成8年4月1日締結。以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して、必要な手続等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後ににおいて、出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲、乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅延なく行うものとし、その時期及び方法は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（改正又は廃止）

第6条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3月前までに相手方に通告しなければならない。

（協議）

第7条 この覚書の実施に関して、必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成8年4月1日から発効するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年4月1日

甲 加古郡播磨町本荘350-2
播磨町
代表者 播磨町長 佐伯忠良印

乙 神戸市東灘区住吉区吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
代表者 組合長理事 木村正人印

様式

様式第1号（第2条関係）

第 年 月 号 日

生活協同組合コープこうべ
組合長理事 様

播磨町長

出 荷 要 請 書

緊急時における生活物資の確保に関する協定第7条第1項の規定に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

緊急物資調達確認書

日時	納入先	担当者	商品名	規格	数量	単価	金額	納品日	調達依頼先	行政担当者	
										① ヨーブこうべ担当者	② 印

2. 震災時における緊急設備支援に関する協定書（株式会社セレスポ）

協定書

震災時における緊急設備の支援に関する協定書

播磨町（以下「甲」という）と株式会社セレスポ（以下「乙」という）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、播磨町内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「震災サポート」（以下「システム」という）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めた時は、乙にその稼働を要請するものとする。

2 システム稼働要請における甲の連絡責任者及び乙の連絡先については、別表1に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取ると共に、その措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第4条 要請後、乙は可能な限り速やかに避難所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入、及び救護所を目的としたテントキャンプ資材を搬入し設置するものとする。

ただし、警察・消防等公的車両が通行不可能な道路破損状況の場合及び法的な道路通行止めの措置がある場合はこの限りではない。

2 搬入し設置する資材は別表2に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない。

（稼働範囲）

第5条 乙が、甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定避難場所のうち5箇所とする。

2 稼働する場所は別表3に定める。

（システムの価格）

第6条 本システム稼働の料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は年度ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する60日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、更に協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 平成26年5月1日付けで甲乙間で締結した「震災時における緊急設備の支援に関する協定」は、この協定をもって失効するものとする。

この協定を証すため、本書2通を作成し、甲、乙両者押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 東京都豊島区北大塚1-21-5
株式会社セレスボ
代表取締役社長 稲葉 利彦

別表2

協定避難所および対応内容

各施設につき、次の対応内容とする。	資材の種類・数量	テント 2×3間	4 張
		テーブル	4 台
		養生シート	8 枚

別表3

避難所

番号	避難所	避難所住所	備考欄
1	播磨小学校	宮北1丁目3-10	
2	蓮池小学校	西野添4丁目3-1	
3	播磨西小学校	北本荘4丁目5-1	
4	播磨南小学校	古宮170-1	
5	播磨中学校	南大中1丁目6-50	
6	播磨南中学校	古宮243-9	
7	東はりま特別支援学校	北古田1丁目17-17	
8	播磨南高等学校	古宮167-3	
特記事項			
※設置場所につきましては、播磨町様のご指示により上記8箇所のうち5箇所へ設置します。			

3. 災害時等における飲料水等の供給協力に関する協定（関西キリンビバレッジサービス株式会社）

協定書

災害時等における飲料水等の供給協力に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と関西キリンビバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における飲料水等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の自然災害及び事故災害並びに武力攻撃事態等（以下「災害時等」という。）が発生した場合又は発生の恐れがある場合に、甲が乙の保有する容器入の飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給協力を得て、災害時等における町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として甲が災害対策本部（武力攻撃事態等にあっては町対策本部をいう。以下同じ。）を設置し、乙に対し飲料水等の供給要請を行った時をもつて発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において緊急的な飲料水等が必要となった場合は、災害時等における飲料水等供給協力要請書（様式第1号）により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により協力を要請することができるこことし、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項により協力するものとする。

（1） 乙が保有する飲料水等を甲が指定する避難所等に無償で供給するものとする。ただし、無償での供給は避難者数に応じて甲乙協議して決定するものとし、35,000本を上限とする。

（2） 乙は、前号に規定する協力のほか、甲の要請に応じ、可能な範囲内で飲料水等を有償供給するものとする。

2 乙は、前項各号により飲料水等を供給したときは、災害時等における飲料水等供給協力報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が前条第1項第2号の規定により飲料水等を有償供給した商品の対価及び運搬等に要した経費は、災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ甲が支払うものとする。

（情報交換）

第6条 甲乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から相互の連絡体制及び協力事項等について情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

2 乙は、協力実施中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 大阪府大阪市北区大深町4-20
グランフロント大阪タワーA
関西キリンビバレッジサービス株式会社
取締役社長 新井 裕明

様式

様式第1号（第3条関係）

災害時等における飲料水等供給協力要請書（第　　回）

年　月　日

関西キリンビバレッジサービス株式会社 様

播磨町長

平成27年7月1日に貴社と締結した災害時等における飲料水等の供給協力に関する協定
第3条の規定に基づき、下記のとおり飲料水等の供給協力を要請します。

記

1 要請理由			
2 要請内容	供給先の名称	所在地等	要請数量
3 供給期日			
4 要請担当者			
5 備考			

様式第2号（第4条関係）

災害時等における飲料水等供給協力報告書（第　　回）

年　　月　　日

播磨町長様

関西キリンビバレッジサービス株式会社

平成27年7月1日に貴町と締結した災害時等における飲料水等の供給協力に関する協定
第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	供給先の名称	納品数量	納品日時
1 協力内容			
2 報告担当者			
3 備考			

4. 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合加古川高砂支部）

協定書

災害時における支援協力に関する協定

播磨町（以下「甲」という。）と、兵庫県石油商業組合加古川高砂支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、播磨町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）において、被災者救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が

乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

- 2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。
- 3 前2項に定めないものについては、乙の負担とする。

(防災情報の発信)

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

- 2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力をを行うものとする。

(事業継続計画)

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- (1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式1により報告するものとする。
- (2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有す

る。

平成24年5月2日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
代表者 播磨町長 清水ひろ子

乙 加古川市平岡町一色102
兵庫県石油商業組合加古川高砂支部
代表者 支部長 多田勝義

様式

様式1（第8条関係）

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		FAX	
携帯メール			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		FAX	
携帯メール			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		FAX	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		FAX	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

5. 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県エルピーガス協会加印支部）

協定書

災害時における支援協力に関する協定

播磨町（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部（以下「乙」という。）は、播磨町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条 災害時において甲がL Pガス及び燃焼機器等の機材（以下「L Pガス等」という。）を必要とするときは、甲は乙に対して要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、L Pガス等を優先的に供給とともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

- 第2条 L Pガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

- 第3条 乙はL Pガスを供給するときには、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

- 第4条 乙が供給したL Pガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

（災害時の情報提供）

- 第5条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

- 第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

- 第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- （1） 甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。

(2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月6日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
代表者 播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古川市加古川町平野501番地
一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部
代表者 支部長 南 光弘

様式

様式1（第1条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人
兵庫県エルピーガス協会 加印支部 様

播磨町

協定書に基づく物資の供給要請書

次の内容で、物資の供給を要請します。

記

1. 引渡場所 _____

2. 要請物資

物資名	数量	物資名	数量
L P ガス (k g)			
L P ガス (k g)			

3. その他必要とする事項

播磨町災害対策本部（危機管理グループ）

担当：

電話：

様式2（第7条関係）

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		FAX	
携帯メール			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		FAX	
携帯メール			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		FAX	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		FAX	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

6. 災害時における物資調達に関する協定書（株式会社共進ペイパー&パッケージ）

協定書

災害時における物資調達に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と株式会社共進ペイパー&パッケージ（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、播磨町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達の協力を要請することができる。

（物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

（1） 段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品

（2） その他乙の取扱商品

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、文書（様式1）で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は自身の被災等で前条の要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の調達の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（代金等の決定）

第7条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第8条 乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書（様式2）及び請求書により代金等を

甲に請求するものとする。

(報告)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者（様式3号）並びに物資の在庫品目及び数量等について資料の提出を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の延長について何らかの申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月19日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

播磨町長 清水 ひろ子

乙 神戸市中央区元町通6-1-6
株式会社共進ペイパー&パッケージ

代表取締役社長 鍛治川 清司

様式

様式1（第4条関係）

年　月　日

物資の調達要請書

株共進ペイパー&パッケージ 様

播磨町長

1 物資搬入日時

年　月　日　　時　　分に納品

2 物資の搬入先

場所 _____

名称 _____

3 災害の状況（災害による道路等損壊状況）

4 資材の種類等

資材の種類	数量	金額

5 甲の現場責任者

所属 _____ 氏名 _____

電話 _____

甲の連絡担当者

所属 _____ 氏名 _____

電話 _____

6 その他必要な事項

様式2（第8条関係）

年　月　日																														
納　品　書																														
播磨町長 様																														
株共進ペイパー&パッケージ 印																														
<p>1 実施日時 年　月　日　　時　　分に納品完了（写真添付）</p>																														
<p>2 物資の搬入先 場所 _____ 名称 _____</p>																														
<p>3 実施内容</p>																														
<p>4 甲の連絡責任者 氏名 _____</p>																														
<p>乙の連絡担当者 氏名 _____</p>																														
<p>5 資材の種類等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: left; padding: 5px;">資材の種類</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">数　量</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr></tbody></table>	資材の種類	数　量	金額																											
資材の種類	数　量	金額																												
<p>6 その他必要な事項</p>																														

様式3（第9条関係）

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メ ー ル			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メ ー ル			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
メ ー ル			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
メ ー ル			

7. 災害時における畳の提供等に関する協定書

協定書

災害時における畳の提供等に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と「5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、播磨町内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に被災者の救援及び避難所生活が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が畳を必要とする時は、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、災害時における畳の提供等に関する協力要請書（様式第1号）により、必要数、日時及び場所等を指定して文書で行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が、本協定により乙に要請する協力内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 畳の調達
- （2） 避難所等までの畳の輸送
- （3） 利用後の畳の処理

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けた時は、特別な理由がない限り、甲の要請を実施するものとする。

（協力の報告）

第5条 乙は、前条の協力を実施した時は、当該協力の終了後速やかに、災害時における畳の提供等に関する協力実施状況報告書（様式第2号）により、その状況を報告するものとする。ただし、急を要する場合は、電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく協力に要する経費は、無償とする。

（情報交換及び連絡体制）

第7条 甲と乙は、情報伝達体制表（様式3）により平常時から相互の情報伝達体制の整備に

努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災訓練、防災啓発事業等の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示しない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年5月14日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号
5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前田 敏康

様式

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

5日で5,000枚の約束。

プロジェクト実行委員会 様

播磨町長

印

災害時における畳の提供等に関する協力要請書

「災害時における畳の提供等に関する協定」第2条第2項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、当該協力に係る実施状況は、「災害時における畳の提供等に関する協力実施状況報告書」により報告願います。

記

1. 畳の調達及び避難所等までの輸送

畳輸送先（避難所等）	畳の枚数	備考

2. その他

※連絡先

播磨町灾害対策本部 播磨町危機管理グループ
担当者氏名 電話

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

播磨町長　　様

5日で5,000枚の約束。
プロジェクト実行委員会

災害時における畳の提供等に関する協力実施状況報告書

「災害時における畳の提供等に関する協定」第5条の規定により、下記のとおり協力の実施状況を報告します。

記

1. 畳の調達及び避難所等までの輸送

完了日時	畳輸送先（避難所等）	畳の枚数	備考

2. その他

※連絡先

5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会

担当者氏名　　電話

情報伝達体制表

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メール			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メール			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メール			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メール			

8. 災害時における支援協力に関する協定書

協定書

災害時における支援協力に関する協定書

稻美町、播磨町及び加古郡衛生事務組合(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、稻美町及び播磨町(以下「両町」という。)の区域内において両町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される地震、風水害及びその他の災害が発生した場合で、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生したとき(以下「災害時」という。)に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は災害時に乙の協力が必要と認める場合には、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

- (1) 次に掲げる遺体の収容及び安置に必要な※資機材及び消耗品の供給並びに作業等の役務の提供
※資機材及び消耗品
 - ア 棺(仏衣など納棺セット等の付属品を含む。)
 - イ ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
 - エ 納体袋
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び靈柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙の応諾可能な業務

(要請)

第3条 前条に規定する要請は、次に掲げる事項を記載した災害時における支援協力に関する要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、甲がやむを得ない事態が発生したと認めるとときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請することができる。この場合において、当該やむを得ない事態が収束した後、甲は速やかに当該協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の日(電話、ファクシミリ等)
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請する期間
- (6) 要請する場所

(7) その他要請に必要な事項

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施したときは、次に掲げる事項のうち、実施した事項について記載した災害時における支援協力業務実施報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した人数
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数と日数
- (3) 遺体搬送のために使用した寝台車及び靈柩車等の搬送台数と走行距離
- (4) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第5条 甲は、乙から前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告書の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。当該確認をした内容に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により乙が実施した作業に要した経費は、甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第6条 乙が甲の要請により第2条各号に掲げる事項において協力を実施した際、乙が要した経費の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用された場合には、それぞれの法律(これに基づく県規則を含む。)に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、それぞれの法律が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

(経費の支払い)

第8条 甲は前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払先に両町財務規則に基づき支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、関係団体と連携し広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者(正:1 副:2)を置くこととする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条に規定する協力の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、第2条各号に掲げる協力をを行う場合において知り得た個人情報、その他の情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 両町並びに乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、連絡窓口を明らかにした名簿を毎年4月末日までに、加古郡衛生事務組合に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 兵庫県加古郡稻美町国岡1丁目1番地
稻 美 町 長 古 谷 博 印

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播 磨 町 長 清 水 ひ ろ 子 印

兵庫県加古郡播磨町新島60番地
加古郡衛生事務組合
管理者(播磨町長) 清 水 ひ ろ 子 印

乙

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

様

災害時における支援協力に関する要請書

災害時における支援協力に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおりを要請します。

担当者職・氏名 電話番号・E-mail	職・氏名 _____ 電話番号 _____ E-mail
甲からの電話、ファクシミリ等による 要請の日	平成 年 月 日 () 時 分 第 報
要請理由	
要請の内容	用品名 サイズ 数量
要請する期間	期間： 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
要請する場所	
その他要請に 必要な事項	
備考	

※ 要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

平成 年 月 日

様

印

災害時における支援協力業務実施報告書

災害時における支援協力に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請業務を実施したので
報告します。

電話、ファクシミリ等に よる要請の日時	年 月 日 () 時 分 (第 報)
実施業務内容	
使用資機材・ 消耗品	用品名
	サイズ
	数量
従事者	人数 延べ _____ 人 (従事者名簿添付のこと)
使用日数	年 月 日 から 月 日までの間 室
室数	年 月 日 から 月 日までの間 室
搬送回数	回数 回
搬送人数	人数 人
走行距離	日数 日 距離 km
従事日数	年 月 日 ~ 年 月 日までの間
報告担当者	氏 名 電話番号
備考	

※ 添付書類 納品書・実績内訳書

参考

災害時における支援協力関する協定締結先

協定締結日	事業者名	主な葬祭会館 (加盟事業者含む)	所在地
平成28年 7月12日	株式会社 加古川産業会館	J A やすらぎ会館	加古川市加古川町 寺家町45番地
平成29年 2月27日	株式会社タルイ	タルイ会館	明石市林崎2丁目 3-2
	株式会社北神社	花浄院	加古川市野口町 水足1-8
	一般財団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	大和会館 シティホールベルコ会館	東京都港区西新橋 1丁目18番12号 COMS 虎ノ門 6階

9. 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定(一般社団法人日本福祉用具供給協会)

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 播磨町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、播磨町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が播磨町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式第1号「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

2 乙は、福祉用具等物資を供給した時は、甲に別紙様式第2号「福祉用具等物資供給報告書（以下「報告書」という。）」を提出するものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第7条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第8条 乙は、第6条の規定により物資を供給する場合については、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、甲乙協議して搬送方法を決定する。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を搬送するときは、乙の車両を優先車両として通行できるよう配慮する。

(配慮事項)

第9条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、立入制限区域等危険を伴う地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(費用)

第10条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理した場合の支払等に係る事務手続き等については、甲が定める諸規定に基づき行うものとする。

(情報連絡体制の確認)

第11条 甲及び乙は、災害時に備えて、平常時から相互の連絡体制及び物資供給等の情報交換を行うものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第12条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年2月22日

甲 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
町長 清水ひろ子

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木孝二

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

福祉用具等物資供給要請書

(公印省略)
第 号
年 月 日

一般社団法人日本福祉用具供給協会

理事長 様

播磨町長

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定に基づき、下表のとおり物資の供給を要請します。

記

要請担当者	氏名：
要請理由	
要請内容	
履行の場所 (供給先)	
履行期限	年 月 日 () 時 分
備考	

※要請内容の欄には物資の品種及び数量を記入すること。

福祉用具等物資供給報告書

第 号

年 月 日

播磨町長

様

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定に基づき、下表のとおり物資を供給したので報告します。

記

報 告 担 当 者	所属： 氏名：
要 請 書 番 号 及 び 日 付 等	年 月 日付 第 号
供 給 内 容	
搬 入 者	所属： 氏名：
履 行 の 場 所 (供 給 先)	
履 行 期 日	年 月 日 () 時 分
備 考	

※供給内容の欄には物資の品種及び数量を記入すること。

10. 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ関西）

協定書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ関西支店（以下「乙」という。）は、播磨町内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり、必要な資機材を迅速、かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は、調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表で掲げる資機材

（2）その他、乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第4条 第2条の規定による要請は、資機材供給協力依頼書（様式1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の搬入又は設置場所については、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が乙よりレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、適正と認められた場合は速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定書に基づいて乙の業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示しない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月9日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 大阪市北区中津7-10-4
株式会社アクティオ関西支店
支店長 鈴木 純也

別表 (第3条関係)

○給水車	○クールミスト
○輸送車	○スポットクーラー
○発電機(2~3KVA)	○移動式エアコン (12HP・25HP)
○発電機(13~90KVA)	○ジェットヒーター
○発電機(100~400KVA)	○ブライトヒーター
○パソコン用発電機 (0.9~2.8KVA)	○ストーブ類 (石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター)
○超低騒音発電機 (25~60KVA)	○無線機
○三電源仕様発電機 (25~60KVA)	○ダンプ (軽・2T・4T)
○電工ドラム	○トラック (軽・2T・4T)
○エンジンコンプレッサー (25~100HP)	○トラッククレーン付 (2T・4T)
○水中ポンプ普通揚程 (2~8吋)	○散水車 (2T・4T)
○投光機 (2灯式・4灯式)	○ミニバックホー後方小旋回 (0.03~0.2 m ³)
○バルーン投光機 (400W・1000W)	○バックホー後方小旋回 (0.25~0.7 m ³)
○スーパーハウス (1.0~4.5坪)	○スタンドファン
○コンテナ倉庫	○製氷機
○簡易水洗トイレ	○ウォーターサーバー
○シャワーユニット	
○ポリローリタンク (500~2000ℓ)	

様式

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

株式会社アクティオ様

播磨町長

印

資機材供給協力依頼書

「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書」に基づき、災害応急対応に対する資機材の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

資機材名	規格	数量	搬入(設置)場所	備考

※連絡先

播磨町災害対策本部　　播磨町危機管理グループ

担当者氏名　　電話

様式第2号（第9条関係）

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メール			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メール			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メール			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メール			

11. 災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書（株式会社ビナン 明石営業所）

協定書

災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と（株）ビナン明石営業所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務に必要な建設資機材等（以下「資機材」という。）のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務のため、乙が所有する資機材が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において要請書を提出するものとする。

- (1)必要とする資機材の車種、台数
- (2)必要とする資機材の提供期間
- (3)その他必要な事項

（内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する事項は、災害時における資機材のレンタル及びその他甲が必要と認める業務とする。

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により資機材のレンタル要請があったときは、可能な限り資機材を甲に提供することとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき資機材を提供した場合は、報告書により報告するものとする。（報告書は納品書、受領書を代用できるものとする。）

- (1)提供した資機材の種類、数量、人員等
- (2)内容
- (3)提供した期間
- (4)その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の使用した資機材に要する費用については、甲、乙協議して定め、単価一覧表を毎年提出し、その単価に基づき、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 乙が甲に提供した資機材に生じた損害については、乙が負担するものとする。ただし、

資機材を甲が受領してから返却するまでの期間に生じた損害については、資機材の不具合等を起因とするものを除き、甲が損害を負担するものとする。

(災害発生時の情報提供)

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定に関し、甲及び乙は、あらかじめ相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には、速やかに連絡をとるものとする。

- (1) 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。
- (2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和2年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月11日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30
播磨町
播磨町長 清水ひろ子

乙 明石市魚住町住吉4丁目1-3
株式会社 ビナン 明石営業所
所長 三宅 敏之

様式

様式1 (第1条関係)

(公印省略)

年月日

株式会社ビナン明石営業所 御中

播磨町長

要請書

「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書」に基づき、災害応急対応に対する資機材の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

資機材名	数量	搬入場所	搬入日時（期限）	備考

※連絡先

播磨町

担当者氏名

電話

様式第2号（第8条関係）

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メ ール			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メ ール			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メ ール			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メ ール			

12. 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

協定書

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）、姫路三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、播磨町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く町民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があつたときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、播磨町内で使用する。ただし、甲の災害対応に必要と認められる場合はこの限りではない。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情

報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

- 第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く町民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
 - 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

- 第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

- 第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 1 月 13 日

甲 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 30 号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 兵庫県姫路市花田町一本松字深田 89 番地
姫路三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 西原 興一郎

丙 東京都港町芝浦三丁目 1 番 21 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

様式

(様式 1 号)

年　月　日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

播磨町長

災害時における電動車両等の支援に関する播磨町と姫路三菱自動車販売株式会社及び
三菱自動車工業株式会社との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年　月　日　時　分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年　月　日　～　年　月　日
その他必要な事項	

災害時における電動車両等の貸与報告書

播磨町長

会社名

代表

災害時における電動車両等の支援に関する播磨町と姫路三菱自動車販売株式会社及び
三菱自動車工業株式会社との協定第 4 条第 2 項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

災害時における電動車両等の支援に関する播磨町と姫路三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第 13 条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるもののが望ましい

13. 災害時における自動車等の支援に関する協定書

協定書

災害時における自動車等の支援協力に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と株式会社東播自動車教習所（以下「乙」という。）は、災害時における自動車等（乙の所有する普通乗用車、送迎バス、その他車両をいう。以下「車両」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）時において、甲の乙に対する車両の支援協力依頼に必要な事項を定めることにより、もって、災害応急・復旧対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で支援協力を要請することができる。

- (1)乙の所有する車両を、甲の災害対応業務に活用するために貸与すること。
- (2)乙の職員を、貸与した車両の運転手として派遣すること。
- (3)その他甲の災害業務に可能な範囲内で協力すること。

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は、前条に掲げる支援協力を要請する場合は、乙に対し、要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請するとともに、後日要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力をを行うものとする。

（支援協力の終了）

第4条 甲は、支援協力として車両の使用が終了したときは、終了報告書（別記様式第2号）により乙に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、この協定により、乙に対して支援を要請した事項について、次に掲げる費用を負担する。

- (1)燃料費・消耗品費等車両に関する費用
- (2)車両の運転手として派遣された職員に関する費用
- (3)その他甲が負担すべき費用

（原状復帰）

第6条 甲は、車両の使用が終了した際は、乙からの供給前の状態に復して乙に返還

しなければならない。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の車両の使用に起因して、乙の営業上の損害が発生した場合、その損害を賠償するなど、甲の責任において必要な処置を講じるものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が要請する防災訓練に可能な範囲で参加し、必要な協力をを行うよう努める。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1箇月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年6月25日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町宮西1丁目2番5号
株式会社東播自動車教習所
代表取締役社長 山口 勝英

様式

別記様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月

株式会社東播自動車教習所
様

播磨町長 印

要請書

「災害時における支援協力に関する協定」第3条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日 () 時 分 から
年 月 日 () 時 分 まで

2 要請する支援の内容

- ・乙の所有する車両を、甲の災害対応業務に活用するために貸与すること。
- ・乙の職員を、貸与した車両の運転手として派遣すること。
- ・その他 ()

3 その他

別記様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

株式会社東播自動車教習所
様

播磨町長 印

終了報告書

「災害時における支援協力に関する協定」第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　日時　　年　　月　　日（　）　　時　　分　から
　　　　　　年　　月　　日（　）　　時　　分　まで

2　終了する支援の内容

- ・乙の所有する車両を、甲の災害対応業務に活用するために貸与すること。
- ・乙の職員を、貸与した車両の運転手として派遣すること。
- ・その他（　　）

3　その他

14. 災害時における応急対策等の協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会加古川支部）

協定書

災害時における応急対策等の協力に関する協定

播磨町（以下「甲」という。）と、兵庫県自動車整備振興会加古川支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請方法）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 甲が保有する又は指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去
- (2) 乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去
- (3) 甲が保有する車両の緊急整備及び応急措置
- (4) 乙の会員が保有している資機材による避難所等での冷暖房
- (5) 帰宅困難者等に対するトイレ等の提供
- (6) その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務

（乙の協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請を受けたときは業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り他の業務に優先して甲に協力を行うものとする。

（報告方法）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに甲に対して被災者救援及び障害物除去等の実施状況を報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、業務終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するにあたり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の適用がある場合を除き、双方協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- 1 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。
- 2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年 4月 1日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
代表者 播磨町長 清水ひろ子

乙 兵庫県自動車整備振興会加古川支部
代表者 支部長 藤原大

様式

年 月 日

応急対策業務等の協力要請書

兵庫県自動車整備振興会加古川支部 様

播磨町長 清水 ひろ子

1 実施日時（期間）

年 月 日 ~ 応急対策業務が終了するまで

2 実施場所または実施地区

播磨町

3 災害の状況及び協力業務の内容（障害物除去、道路交通確保、その他）

4 協力業務に必要な資機材等の種類、数及び業務従事者

資機材等の種類	数	従事人数

5 甲の現場責任者

所属

氏名

電話

甲の連絡担当者

所属

氏名

電話

6 その他必要な事項

資機材の種類及び数量、従事者数等現場確認後現場責任者と調整してください。

年 月 日

応急対策業務等の実施報告書

播磨町長 様

兵庫県自動車整備振興会加古川支部

1 実施日時（期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

2 実施場所または実施地区

播磨町

3 実施内容

4 乙の現場責任者

事業所名 氏名
電話

乙の連絡担当者

兵庫県自動車整備振興会加古川支部 氏名
電話

5 実施事業所名等

事業所名	人 員	使用資機材及び数量

6 その他必要な事項

甲の連絡責任者			
所属	危機管理グループ	職・氏名	
		電話（代表）	
		(直通)	
		(FAX)	

乙の連絡責任者			
所属	兵庫県自動車整備振興会 加古川支部	職・氏名	
		電話（代表）	
		(緊急時)	
		(FAX)	

15. 災害時における応急対策等の協力に関する協定（兵庫県建設業協会加印支部）

協定書

災害時における応急対策等の協力に関する協定

播磨町（以下「甲」という。）と、社団法人兵庫県建設業協会加印支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請方法）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（乙の協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力をを行うものとする。

（報告方法）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに甲に対して被災者救援及び障害物除去等の実施状況を報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、業務終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて乙が業務を実施するにあたり、乙が使用した建設資機材等に要した費用については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定め、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- 1 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。
- 2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（自発的活動）

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月8日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
代表者 播磨町長 清水ひろ子

乙 加古川市加古川町栗津327番地の6
社団法人兵庫県建設業協会加印支部
代表者 支部長 京谷慎平

様式

様式1（第1条関係）

年　月　日

応急対策業務等の協力要請書

社団法人兵庫県建設業協会加印支部 様

播磨町長

1 実施日時（期間）

年　月　日～ 応急対策業務が終了するまで

2 実施場所または実施地区

播磨町

3 災害の状況及び協力業務の内容（障害物除去、道路交通確保、その他）

4 協力業務に必要な資機材等の種類、数及び業務従事者

資機材等の種類	数	従事人数

5 甲の現場責任者

所属

氏名

電話

甲の連絡担当者

所属

播磨町危機管理グループ

氏名

電話

6 その他必要な事項

資機材の種類及び数量、従事者数等現場確認後現場責任者と調整してください。

年　月　日

応急対策業務等の実施報告書

播磨町長 様

社団法人兵庫県建設業協会加印支部

1 実施日時（期間）

年　月　日　～　年　月　日

2 実施場所または実施地区

播磨町

3 実施内容

4 乙の現場責任者

事業所名

氏名

電話

乙の連絡担当者

兵庫県建設業協会加印支部

氏名

電話

5 実施事業所名等

事業所名	人 員	使用資機材及び数量

6 その他必要な事項

様式3（第8条関係）

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メ ール			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
職 名		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
メ ール			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
支部での役職		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
メ ール			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話(直通)	
支部での役職		電話(携帯)	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
メ ール			

16. 災害時における応急活動に関する協定（播磨町上下水道工事業協同組合）

協定書

災害時における応急活動に関する協定

播磨町水道グループ（以下「甲」という。）と播磨町上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害により甲が所管する水道施設が被災した場合における応急給水、応急復旧その他の応急措置（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義をもって誠実にこの協定書に規定する事項を履行しなければならない。

（協力要請）

第2条 甲は、播磨町給水区域内の災害の発生により、甲だけでは十分な応急活動ができない場合は、乙に対し応急活動の協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する要請は、甲が乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

2 前項の要請をする場合、甲は被災場所、被災状況、応急活動の内容等について、乙に連絡するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うため、必要な人員、資機材等を準備し、協力体制をとるものとする。

2 乙は、前条の甲の要請により、乙の組合員を応急活動に従事させるものとする。

（資機材の把握）

第5条 乙は、甲の応急活動の要請に対し、速やかに対処するため、乙及び乙の組合員の資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（費用負担）

第6条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

（支払方法）

第7条 甲は、乙の請求に基づき、前条の費用を乙に対して支払うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲乙の一方からこの協定の期間満了日の 1 月前までに協定の解除又は変更の意思表示がないときは、引き続き 1 年間この協定を継続するものとみなし、その後において期間が満了したときも同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 25 日

甲 播磨町水道事業管理者
播磨町長 清水 ひろ子

乙 播磨町上下水道工事業協同組合
理事長 山口 潤一

17. 災害時における廃棄物処理に関する応援協定（兵庫県環境事業商工組合）

協定書

播磨町（以下、「甲」という）と兵庫県環境事業商工組合（以下、「乙」という）とは、津波、台風、風水害、地震等の自然災害やその他の災害が発生した場合において、助け合いの精神に基づき災害時における廃棄物処理等の救援活動に関して、次の通り協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における廃棄物の処理（し尿・浄化槽汚泥、及び下水道・農業集落・漁業集落排水等の管路に堆積した汚泥・土砂等の処理）に関する応援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災排水処理施設の早期復旧に期することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害が発生しそれに伴う廃棄物の処理が必要な場合は、乙に対し応援を要請するものとする。

2 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害時における廃棄物の処理に必要な機材、資材の提供
- (2) 災害時における廃棄物の処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害時における廃棄物の処理に関し必要な事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援要請は、原則として次に掲げる事項を示して文書（様式1号）により行うものとする。ただし、文書による要請の時間がない時は、口頭または電話等により行い、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（作業内容、作業場所、作業予定期日）
- (3) その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 乙は、応援要請を受けた場合、特別な理由がない限り、これに応じ、資機材等の提供等による応援を行うものとする。

2 応援を実施する者は、原則、組合員であり東播地区の許可業者とするが、災害の規模・度合いにより、他市町の組合員許可業者にも応援要請ができるものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、災害時における廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書（様式2号）で甲に通知するものとする。

- (1) 応援期間
- (2) 応援場所
- (3) 応援作業内容
- (4) 応援人員、機材等

(5) その他必要な事項

(経費負担)

第6条 応援に要する車両費・交通費・人件費・燃料費・処分費等の経費関係は、原則として甲が負担するものとし、その額は災害発生時直前における適正価格として、甲乙が協議の上決定する。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この業務の遂行中において負傷し、若しくは疾病にかかり、また死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に伴う事務は、甲においては播磨町すこやか環境グループ、乙においては兵庫県環境事業商工組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の災害対策を所管する組織を充てるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から書面による終了の意思がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年1月1日

甲 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水ひろ子

乙 神戸市中央区橘通4-2-6
兵庫県環境事業商工組合
理事長 森本武司

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

兵庫県環境事業商工組合理事長 様

播磨町長

災害時における廃棄物処理に関する応援要請書

災害時における廃棄物処理に関する応援協定第4条の規定により、次の地域の支援を要請します。

播磨町連絡責任者	所属部署	
	氏名	
	電話番号等	
応援要請内容	災害の状況	
	作業内容	
	作業場所	
	作業予定期日	令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで 間
その他必要な事項		

(様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

播磨町長 様

兵庫県環境事業商工組合
理事長 森本 武司

災害時における廃棄物処理に関する応援報告書

災害時における廃棄物処理に関する応援協定第7条の規定により、次の地域における応援活動についてご報告します。

応援作業内容	
応援場所	
応援期間	令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで 日間
応援人員数	
使用した車輌機材等 の種類・数量	
その他必要な事項	

18. 災害廃棄物等の処理に関する基本協定（大栄環境株式会社）

協定書

稻美町、播磨町及び加古郡衛生事務組合（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう。）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設並びに甲が委託する関連事業者において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、稻美町及び播磨町域において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて平時から甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

なお、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の仮置場の管理業務に関すること
- (2) 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- (4) 災害廃棄物等の処分に関すること
- (5) 前各号に伴う必要な事業に関すること

（災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 処理計画、処理体制の構築に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

(連絡協議会)

第5条 甲乙は、本協定の内容確認及び情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村（都道府県）への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法

行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期限）

第11条 本協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（規定のない事項の取扱い）

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月12日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地
稲美町長 古谷博

印

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町長 清水ひろ子

印

兵庫県加古郡播磨町新島 60 番地
加古郡衛生事務組合管理者 清水 ひろ子

(印)

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役 金子 文雄

(印)

19. 災害時等における報道要請に関する協定

協定書

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、兵庫県知事（以下「甲」という。）が兵庫県地域防災計画に基づき災害本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時」という。）において、兵庫県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲又は兵庫県警察（以下「乙」という。）と○○○○○（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るために、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置。
- (4) 保健衛生に関すること。
- (5) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

2 前項に規定するもののほか、甲は、次の事項について、同項の規定の例により報道要請を行うものとする。

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (2) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条第1項又は第2条の規定により報道要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条第1項各号の事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の運行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、兵庫県知事公室防災企画課長、兵庫県警察本部交通部交通規制課長及び○○○○社会部長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成9年5月15日

甲 兵庫県知事 貝 原 俊 民

乙 兵庫県警察本部長 中 田 好 昭

丙 ○○○○○社長 ○ ○ ○ ○

参考

「災害時等における報道要請に関する協定」締結先

報道機関	連絡責任者	電話	F A X	確認事項
神戸新聞社	社会部長 前川昌夫	078- 362-7040	078- 360-5501	①神戸新聞社 ②神戸新聞社社会部長 ③社長 山根秀夫
朝日新聞社 神戸支局	支局長 法花敏郎	078- 331-4144 ~9	078- 331-4149	①朝日新聞社神戸支局 ②朝日新聞社神戸支局長 ③支局長 法花敏郎
讀賣新聞社 神戸支局	支局長 加藤 譲	078- 341-7491 ~4	078- 341-0100	①讀賣新聞社神戸総局 ②讀賣新聞社神戸総局長 ③支局長 加藤 譲
毎日新聞社 神戸支局	支局長 赤松成明	078- 371-3221	078- 331-7615	①毎日新聞社神戸支局 ②毎日新聞社神戸支局長 ③支局長 赤松成明
産経新聞社 神戸支局	総局長 京原廣行	078- 351-1771	078- 361-3001	①産経新聞社神戸総局 ②産経新聞社神戸総局長 ③総局長 京原廣行
日本経済新聞社 神戸支局	支社長 鈴木誠二	078- 371-3581 ~3	078- 371-6869	①日本経済新聞社神戸支社 ②日本経済新聞社神戸支社長 ③支社長 鈴木誠二
日刊工業新聞社 神戸支局	支局長 曾根洋一	078- 321-1731	078- 321-1734	①日刊工業新聞社神戸支局 ②日刊工業新聞社神戸支局長 ③支局長 曾根洋一
時事通信社 神戸支局	総局長 関口健次	078- 362-5606	078- 362-5692	①時事通信社神戸総局 ②時事通信社神戸総局長 ③総局長 関口健次
共同通信社 神戸支局	支局長 長谷川博信	078- 631-7922 ~4	078- 361-7814	①社団法人共同通信社神戸支局 ②社団法人共同通信社神戸支局長 ③総局長 長谷川 博信
日本工業新聞社 神戸総局	総局長 芝野光佑	078- 371-1347	078- 371-6040	①日本工業新聞社神戸総局 ②日本工業新聞社神戸総局長 ③支社長 芝野光佑

(凡例) ① 新聞社名 (丙)

② 連絡責任者

③ 協定締結者

20. 災害時における緊急放送の協力に関する協定書（BAN-BANネットワークス株）

協定書

災害時における緊急放送の協力に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）とBAN-BANテレビ株式会社（以下「乙」という。）は、災害に関する情報等の放送の実施について、次のとおり定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、住民生活の安定に寄与するため、甲及び乙の協力のもと、乙が所有する放送設備を通して、情報を提供するために必要なことを定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に放送の協力を要請するときは、放送要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後放送要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（費用負担）

第5条 放送に要する費用は、乙の負担とする。

（補則）

第6条 この協定書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年9月1日

加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
甲 播磨町
播磨町長 清水ひろ子

加古川市加古川町栗津26-2
乙 BAN-BANテレビ株式会社
代表取締役社長 橋本忠明

様式

(様式1)

放 送 要 請 書

BAN-BANテレビ（株） 様

播磨町長

災害の種類： _____ 第 _____ 報

要請日時	平成 年 月 日 () 時 分
要請事項

連絡事項

担当部署		電話	
担当者		FAX	

21. 津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定書

協定書

津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定書

津波等発生時における一時避難所としての使用に関し、播磨町（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、播磨町内に津波、洪水、高潮が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難所として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難所とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として甲に使用させるものとする。

施設名称	
所在地	
管理者	
構造等	
建築年	
増改築年	
耐震診断	
耐震改修	

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難所として使用するものとする。

避難場所	別途図示するとおり
収容人数	
避難経路	別途図示するとおり
入口	別途図示するとおり

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何

らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(利用の通知)

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難所として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書（様式1）で通知する。

2 甲は、一時避難所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難所の使用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 津波による被害が発生する恐れのあるとき（強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまで）

(2) 洪水による被害が発生する恐れのあるとき（播磨町災害対策本部長により使用施設の所在する地区に避難指示が発令されたときから、解除されるときまで）

(3) 高潮による被害が発生する恐れのあるとき（播磨町災害対策本部長により使用施設の所在する地区に避難指示が発令されたときから、解除されるときまで）

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難所の使用を終了する際は、一時避難所使用終了届（様式2）を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙

様式

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

様

播磨町長

一時避難所開設通知書

津波等発生時の一時避難所を下記のとおり開設しますので、「津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定」第6条の規定に基づき通知します。

記

1 申請事項

開設日時	年 月 日 () 時 分
施設名	
所在地	
管理者	
使用期間	
開設理由	
備考	

平成 年 月 日

様

播磨町長

一時避難所閉鎖通知書

津波等発生時の一時避難所を下記のとおり閉鎖しますので、「津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定」第11条の規定に基づき通知します。

記

閉鎖日時	年 月 日 () 時 分
施設名	
所在地	
管理者	
使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
備考	

22. 災害時における支援協力に関する協定（臨時受入施設等）

協定書

災害時における支援協力に関する協定

播磨町（以下「甲」という。）とK E N ホテルズ株式会社の経営するエバーホテルはりま加古川（以下「乙」という。）は、乙が、災害時における臨時受入施設等として乙の施設を提供することにより甲に対する支援協力をを行うに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、播磨町内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の支援協力をを行うことにより、甲の行う災害救援対応の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、播磨町内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次の表に掲げる事項について支援協力をを行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

協力事項	協力内容（提供する場所またはサービス）
①災害に伴い発生した帰宅困難者の臨時受入施設	帰宅困難者が、一時的に滞在する臨時受入施設として、ロビー、アイランドカフェ及びその他提供可能な場所を提供する。
②災害に係る対応を行うため、甲が必要と認めた要員が利用する宿泊場所	災害に係る対応を行うため、甲が必要があると認めた要員が宿泊する場所として、客室を提供する。
③要配慮者及びその介助者を収容する福祉避難所	播磨町避難行動要支援者避難支援計画に定めのある要配慮者のうち、高齢者、妊産婦、病弱者、障がい者で、日常生活においては概ね自立しているが、一般の避難所での集団生活が困難な者を受け入れる福祉避難所として、客室を提供する。なお、受入に当たっては、以下の要件のいずれかに該当することを前提とする。 (1) 町の指定避難所の避難者数が収容人数を超過していること（超過する見込みであること） (2) 町の指定避難所の避難者数が収容人数には達していないが、感染症等の流行により、避難所内での集団感染の可能性が高くなっている

	る状況下で、受入予定の避難者及び避難者の近親者で感染症への感染が確認されていないこと。
④乙が可能とするサービス	①、②及び③に付帯し、乙が入手した災害に関する情報の提供等、乙が実施できるサービスを提供する。

- 2 甲は、臨時受入施設等を開設し、又は閉鎖しようとする場合は、あらかじめ、その旨を乙に臨時受入施設等開設要請書（様式第1号）又は臨時受入施設等閉鎖要請書（様式第2号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、要請書の提出は事後とすることができます。
- 3 第1項に規定する協力のうち、①及び④に必要な費用は無償とし、②及び③に必要な費用は実費相当額を甲が負担する。

（連絡責任者）

第3条 この協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲：危機管理グループ統括

乙：エバーホテルはりま加古川支配人

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲及び地域において行う防災訓練に参加し、災害時の対応に資するものとする。

（損害賠償等）

第5条 乙が、甲の要請により受け入れた帰宅困難者等が、故意又は過失その他の理由により、乙及び乙の管理する施設及び施設内にあるものに対し損害を与えたときは、甲はその損害を賠償するなど、甲の責任において必要な処置を講じなければならない。

（必要な情報の提供）

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

（1）乙の施設等に係る工事を行う場合

（2）乙の施設等を臨時受入施設等として使用させることができなくなった場合

（有効期限）

第7条 この協定は、令和3年3月31日とし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月6日

甲 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 兵庫県加古郡播磨町南野添3丁目1番1号
エバーホテルはりま加古川
支配人 山中 満

様式

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

エバーホテルはりま加古川 支配人様

播磨町長

臨時受入施設等開設要請書

災害発生時の臨時受入施設等を下記のとおり開設しますので、「災害時における支援協力に関する協定（以下「協定」という）」第2条の規定に基づき要請します。

記

1 通知事項

開設日時	年　月　日（　）　時　分
施設名	エバーホテルはりま加古川
臨時受入施設等の種別 (該当する種別に○印)	(　)臨時受入施設 (　)災害対応要員が利用する宿泊場所
避難所開設責任者	
使用期間	
備考 (宿泊要員の氏名等)	

2 留意事項

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用します。
- (2) 臨時受入施設等の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、業務に支障をきたさないように配慮します。
- (3) 臨時受入施設等を閉鎖するときは、原状に復します。

年　月　日

エバーホテルはりま加古川 支配人様

播磨町長

臨時受入施設等閉鎖要請書

災害発生時の臨時受入施設等を下記のとおり閉鎖しますので、「災害時における支援協力に関する協定」第2条の規定に基づき通知します。

記

1 通知事項

閉鎖日時	年　月　日 () 時　分
施設名	エバーホテルはりま加古川
臨時受入施設等の種別 (該当する種別に○印)	() 臨時受入施設 () 災害対応要員が利用する宿泊場所
避難所開設責任者	
使用期間	
備考	

年　月　日

播磨町長　　様

エバーホテルはりま加古川 支配人

施設変更報告書

施設を下記のとおり変更しますので、「災害時における支援協力に関する協定」第6条の規定により報告します。

記

施設名	エバーホテルはりま加古川
施設管理責任者	エバーホテルはりま加古川 支配人
変更内容	
変更理由	
期間	年　月　日（　）～　年　月　日（　）
備考	

23. 災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定書

災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、播磨町内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 播磨町災害時要援護者支援計画に定める高齢者、障がい者等のほか、妊娠婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の者で、かつ、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- (2) 福祉避難所 乙の施設のうち要援護者及びその介助者を収容し、当該要援護者の状況に即し特別な配慮を行う避難所として指定、開設される施設とし、別表に掲げる施設をさす。

（避難措置の実施者等）

第2条 福祉避難施設への避難措置実施者は甲とする。

2 福祉避難所の運営者は乙とする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、福祉避難所として乙の施設を使用する必要が生じたときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認のうえ、協力要請書（様式第1号）により福祉避難所へ収容する要援護者を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力要請書に記載すべき事項を伝え、追って協力要請書を提出することとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間（原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。）

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

3 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（福祉避難所への入所判断及び入所）

第4条 福祉避難所への入所判断は、甲の福祉担当部局が実施する。福祉避難所に入所するための移動は、可能な限り介助者等の協力を得て要援護者自身が行うものとする。

（物資の調達及び生活相談員の確保）

第5条 甲は、平常時から要援護者に係る生活用品（ポータブルトイレ、紙おむつ等）、食料及び医療材料等の必要な物資の備蓄に努め、福祉避難所開設時には調達に努めるものとし、

乙はこれに協力するものとする。

- 2 乙は、生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う者）による要援護者の支援を実施するものとする。
- 3 乙は、可能な範囲において要援護者の状況の急変等に対応できるよう努めるものとする。
- 4 甲は、乙からの福祉避難所の運営について応援要請があった場合は、不足する物資及び必要な人材等を確保し派遣するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は甲に対し、福祉避難所の運営に要した費用を、福祉避難所の設置場所、生活相談員等に要する人件費及び要援護者に要する食費等に関する届出書（様式第2号）により届出るものとする。

- 2 乙は、前項により届出た内容に基づき、福祉避難所の運営に要した費用を、福祉避難所の運営費用請求書（様式第3号）により甲に請求するものとし、甲は乙の請求により当該運営費用を支払うものとする。
- 3 前2項によらないその他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（受入可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員及びこれに基づく生活相談員数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 甲及び乙は、福祉避難所の運営に当たり業務上知り得た要援護者及びその介助者等の固有の情報（以下「個人情報」という。）を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第9条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙

別表 福祉避難所（第1条（2）関係）

協定締結日：平成25年6月7日

協定締結先：加古郡播磨町北古田1丁目17番37号

社会福祉法人知足会

理事長 藤原 裕子

施設名称	所在地	備考
特別養護老人ホームあえの里	北古田1丁目17番37号	

協定締結日：平成25年6月10日

協定締結先：加古川市平岡町高畑1-1

社会福祉法人グランはりま

理事長 河合 勝

施設名称	所在地	備考
特別養護老人ホームグランはりま	加古川市平岡町高畑1-1	

個人情報取扱特記事項

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この協定に係る業務に関して、個人情報を収集するときは、当該協定に係る事務処理をするために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するためには必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この協定による事務を第三者に委託してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この協定による事務に関し、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7 乙は、この協定による事務に関し、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、当該業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第8 甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(協定解除及び損害賠償)

第10 甲は、乙がこの協定に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償を請求することができる。

様式

様式1号（第3条関係）

協力要請書

要援護者	住所					
	氏名					
	心身の状況 2	身体状況 1ランク【 <input type="text"/> 】		精神状況 ランク【 <input type="text"/> 】		
		身体 状況	視力【 <input type="text"/> 】	過去14日間に受けた医療		
			聴力【 <input type="text"/> 】			
			意思伝達【 <input type="text"/> 】			
			表現方法【 <input type="text"/> 】			
その他特記事項						
連絡先						
身元引受人	住所					
	氏名					
	連絡先					
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。)					
特記事項	介助者	氏名				
		住所				
その他						

平成 年 月 日
様

要請者 播磨町長 清水 ひろ子
(担当者所属_____ 氏名_____)

平成 年 月 日

播磨町長様

福祉避難所への受入れを 承諾します ・ 承諾できません

福祉避難所の設置場所、生活相談員等に要する人件費

及び要援護者に要する食費等に関する届出書

福祉避難所の設置場所	
(1) 生活相談員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円／（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円／（日・時間）
・宿直	_____円／回
(2) 要援護者等に要する食費	
・朝食	_____円／食
・昼食	_____円／食
・夕食	_____円／食
<合計>	_____円／日
(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額（請求の際には領収書等証拠書類の添付が必要）	
(4) その他、使用区域にかかる施設管理費（光熱水費、施設借上料等） _____円／日	

播磨町長様

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

㊞

福祉避難所の運営費用請求書

播磨町長様

所在地

名称

代表者職氏名

㊞

請求金額 円

福祉避難所の設置場所	
請求対象期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

請求項目		請求内訳		
人件費	日勤	円×	日・時間=	円…①
	夜勤	円×	日・時間=	円…②
	宿直	円×	回 =	円…③
	小計		①+②+③=	円
食費	朝食	円×	食=	円…④
	昼食	円×	食=	円…⑤
	夕食	円×	食=	円…⑥
	小計		④+⑤+⑥=	円
オムツ代等		(領収書等証拠書類の添付が必要)		
施設管理費		円×	日=	円

振込先	金融機関名	支店名
	口座種別 当座・普通	口座番号
	口座名義人	

24. 災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定書

協定書

災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、播磨町内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、福祉避難所における災害時要援護者支援に係る協力をを行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 播磨町災害時要援護者支援計画に定める高齢者、障がい者等のほか、妊娠婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の者で、かつ、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- (2) 福祉避難所 災害発生時に要援護者及びその介助者を収容し、当該要援護者の状況に即し特別な配慮を行う避難所として甲が開設した避難所をさす。

（支援の内容、要請等）

第2条 乙は、福祉避難所において要援護者支援に要する人材、物資等が不足する場合及び不足が予測される場合において、甲の支援要請に基づき次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 要援護者に係る生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う者）の派遣支援（原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長することができる。）
- (2) その他要援護者支援に関する必要な支援

2 甲は、乙に支援を要請する必要が生じたときは、直ちに乙に対し支援を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認のうえ、協力要請書（様式第1号）により支援を要請するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応えるものとする。

（生活相談員の確保）

第3条 乙は、平常時から生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う者）の養成に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙は甲に対し、第2条第1項に規定する支援に要した費用を、生活相談員に要する人件費等に関する届出書（様式第2号）により届出るものとする。

2 乙は、前項により届出た内容に基づき、当該支援に要した費用を、福祉避難所の運営支援費用請求書（様式第3号）により甲に請求するものとし、甲は乙の請求により当該運営支援費用を支払うものとする。

（派遣可能人員等）

第5条 甲及び乙は、本協定締結後、派遣可能な生活相談員数等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、福祉避難所の運営支援に当たり業務上知り得た要援護者及びその介助者等の固有の情報（以下「個人情報」という。）を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙

参考

協定締結日：平成25年6月7日

協定締結先：加古郡播磨町北古田1丁目17番37号

社会福祉法人知足会

理事長 藤原 裕子

協定締結日：平成25年6月10日

協定締結先：加古川市平岡町高畑1-1

社会福祉法人グランはりま

理事長 河合 勝

個人情報取扱特記事項

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この協定に係る業務に関して、個人情報を収集するときは、当該協定に係る事務処理をするために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するためには必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この協定による事務を第三者に委託してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この協定による事務に関し、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7 乙は、この協定による事務に関し、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、当該業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第8 甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(協定解除及び損害賠償)

第10 甲は、乙がこの協定に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償を請求することができる。

様式

様式第1号（第2条関係）

協力要請書

派遣先の 福祉避難所	名称	
	所在地	
生活相談員 の派遣支援	必要とする人数	_____名
	必要とする期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 (原則7日以内とする。ただし、災害の規模により協議により延長 することができる。)
その他		
特記事項		

平成 年 月 日
様

要請者 播磨町長（播磨町災害対策本部長） 清水 ひろ子
(担当者所属_____ 氏名_____)

平成 年 月 日

播磨町長様

支援の要請を 承諾します • 承諾できません

生活相談員に要する人件費等に関する届出書

支援した福祉避難所	
(1) 生活相談員の派遣支援に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円／（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円／（日・時間）
・宿直	_____円／回
(2) その他 _____円	

播磨町長様

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

㊞

福祉避難所の運営支援費用請求書

播磨町長様

所在地

名称

代表者職氏名

㊞

請求金額 円

支援した福祉避難所							
請求対象期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日						

請求項目		請求内訳			
人件費	日勤	円×	日・時間=	円…①	
	夜勤	円×	日・時間=	円…②	
	宿直	円×	回 =	円…③	
	小計		①+②+③=	円	
その他					

振込先	金融機関名	支店名
	口座種別 当座・普通	口座番号
	口座名義人	

25. 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

協定書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

災害時における一時避難場所としての使用に関し、_____（以下「甲」という。）と播磨町新島連絡協議会（以下「乙」という。）及び播磨町（以下「丙」という。）は、相互支援の精神に基づき、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時的な緊急避難場所として、甲の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、逃げ遅れ解消のための一時避難場所とする。

（一時避難場所）

第3条 甲は、次に掲げる施設又は場所（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として乙に加盟する事業者等の従業員、来訪者その他新島に滞在する者に使用させるものとする。

【建築物】

施設名称（用途）	
所在地	
構造等	
耐震改修	
一時避難場所の範囲	別途図示するとおり
対象とする災害	高潮

【敷地】

場所名称（用途）	
所在地	
一時避難場所の範囲	別途図示するとおり
対象とする災害	地震、津波（想定内）

2 甲は、使用施設が被災する等して、当該使用施設が一時避難場所の用に供しえない場合又は、一時避難場所の用に供することが危険であると思われる場合は、予告なくその使用を中止させることができるものとし、この場合、甲は遅滞なく乙及び丙にその旨通知するものとする。

(施設変更の報告)

第4条 甲は、使用施設の増改築等により、第3条で示す範囲で面積等に変更が生じる場合、一部又は全部が使用不可能となるときには、乙及び丙に連絡するものとする。

(利用の通知)

第5条 乙及び丙は、第3条に基づき一時避難場所として利用する際、事前に甲に対し一時避難場所使用開始届（様式第1号。以下「開始届」という。）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭で通知し、開始届の提出は事後とすることができます。

2 乙及び丙は、一時避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、使用施設を一時避難場所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、乙は甲に対し開始届を提出する。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙及び丙は、使用施設を第2条に規定する用途以外に使用しないものとする。

(費用負担)

第7条 一時避難場所の使用料は無料とする。

(施設・物品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難場所として使用された場合で、施設内の物品の破損又は紛失等が生じたときは、その責を負う乙又は丙が復旧に係る費用を負担するものとする。

(原状回復義務)

第9条 乙及び丙は、使用期間を終えたときは、使用施設を原状に回復しなければならない。

2 前項の施設の原状回復に要した費用は、原状回復を要する原因の責を負う乙又は丙が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 甲は、悪意又は重大な過失があるのでなければ、使用施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 甲は、第3条第2項に該当するものとして、予定どおり使用施設を一時避難場所の用に供しえなかつた場合も、これに対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第11条 一時避難場所の使用期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 災害が発生し、又は発生する可能性がある場合において、逃げ遅れた者がおり、その者が身の安全を図るために必要と認められる期間

(2) 津波警報・大津波警報が発表されたときから、津波警報・大津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまで

(3) 丙による避難勧告又は避難指示が発令されている期間

2 前項各号に該当する事態となつたときは、第5条第1項に規定する口頭による通知があつたものとみなす。

(一時避難場所の終了)

第 12 条 乙又は丙は、一時避難場所の使用を終了する際は、一時避難場所使用終了届（様式 第 2 号）を提出する。

(守秘義務)

第 13 条 乙、丙及び避難者は、一時避難場所の使用に当たって知りえた甲の情報について、開示、漏えいし、若しくは自ら使用してはならない。

2 乙及び丙は、前項の規定について、日頃から広く一般に周知するよう努めることとし、一時避難場所を使用した場合は、甲とも連携して避難者に対して周知徹底を図るよう努める。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の締結期間は、協定の日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の日の 1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに 3 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 加古郡播磨町新島 47 番地の 18
播磨町新島連絡協議会
会長

丙 加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 30 号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

様式

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

様

播磨町長

一時避難場所使用開始届

下記のとおり一時避難場所の使用を開始しますので、災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第5条の規定に基づき、届け出ます。

記

使用開始日時	年 月 日 () 時 分
使用施設名称	
所在地	播磨町新島
建築物・敷地の別	建築物 + 敷地
使用予定期間	
使用理由	
備考	

平成 年 月 日

様

播磨町長

一時避難場所使用終了届

下記のとおり一時避難場所の使用を終了しますので、災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第12条の規定に基づき、届け出ます。

記

使用終了日時	年 月 日 () 時 分
使用施設名称	
所在地	播磨町新島
建築物・敷地の別	建築物 + 敷地
備考	

参考

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定締結先

協定締結日	事業所名	所在地	敷地名称	活用可能面積
			建物名称	活用可能面積
平成 27 年 11 月 5 日	(株) 神 鋼 環 境 ソリューション播磨製作所	新島 19 番地	空地、テニスコート・バレーコート	2,910 m ²
			1 号館 2 階食堂	270 m ²
	星光 PMC(株) 播磨工場	新島 47 番地 の 2	駐車場	230 m ²
			総合事務所 3 階食堂	60 m ²
	(株) リヨーサン	新島 3 番地	トラック回転用地、倉庫外周	6,240 m ²
			—	—
	(株) きしろ播磨工場	新島 12 番地 の 2	空地、 トラック回転用地	1,610 m ²
			—	—
平成 29 年 7 月 1 日	J F E プラントエンジ(株)	新島 1 番地	空地、緑地	3,600 m ²
			播磨製作所事務所 2・3 階	460 m ²
平成 27 年 11 月 5 日	加古郡衛生事務組合	新島 60 番地	駐車場、通路	830 m ²
			—	—
	(株) 山一商会	新島 6 番地の 7	通路	1,630 m ²
			—	—
	(一財) 播磨港湾福利厚生協会東播磨港湾労働者福祉センター	新島 52 番地	駐車場	440 m ²
令和 3 年 7 月 1 日	(株) 神戸製鋼所高砂製作所、コバルト・コンプレッサ(株)	新島 41 番地	グラウンド	580 m ²
			—	—
(※)	播磨町塵芥処理センター	新島 59 番地	空地	1,660 m ²
			—	—

※播磨町塵芥処理センターは町施設のため、協定の締結は行っていないが、協定の対象となっている各避難場所に準じて取扱う。

26. 災害時における支援協力に関する協定書(大和リース株式会社姫路支店)

災害時における支援協力に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）時において、甲が乙の協力を得て被災者に対し、適正かつ円滑に支援活動を行うため、乙の所有する施設（以下「施設」という。）を使用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設）

第2条 前条に掲げる乙の所有する施設は次のとおりとする。

所在地	加古郡播磨町北野添2丁目1番2号
名称	B i V i 土山
所有者	大和リース株式会社
構造等	鉄骨造（S造） 2階建て

（支援協力の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について支援協力を要請することができる。

- (1)施設の一部を支援物資の一時集積場所等として災害発生時に提供すること。
- (2)施設の一部を一時避難場所として災害発生時における住民及び帰宅困難者等に提供すること。
- (3)施設における店舗（以下「店舗」という。）との災害発生時における物資協定等を締結することに向けて協力すること。
- (4)甲の災害業務に可能な範囲内で協力すること。

（支援協力要請の手続）

第4条 甲は、前条第1号及び第2号に掲げる支援協力を要請する場合は、乙に対し、要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請するとともに、後日要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力をを行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、支援協力をを行う施設は、無償で提供するものとする。

（施設等の損害に対する負担）

第6条 甲又は、甲の要請により受け入れた住民等が、施設及び施設内の物品に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するなど、甲の責任において必要な処置を講

じるものとする。

(避難時における事故等の責任)

第7条 乙は、甲の要請により受け入れた住民等が、施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(施設使用の終了)

第8条 甲は、支援協力として施設の使用が終了したときは、終了報告書（別記様式第2号）により乙に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1箇月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 3月 3日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町長 清水ひろ子

乙 兵庫県姫路市豊沢町135番地
姫路大同生命ビル10階

大和リース 株式会社 姫路支店

支店長 伊藤直哉

様式

別記様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月

大和リース株式会社
様

播磨町長 印

要請書

「災害時における支援協力に関する協定」第4条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日 () 時 分 から
年 月 日 () 時 分 まで

2 場所

3 使用目的

4 その他

記様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

大和リース株式会社
様

播磨町長 印

終了報告書

「災害時における支援協力に関する協定」第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　日時　　年　　月　　日（　）　　時　　分　から
　　　　　　年　　月　　日（　）　　時　　分　まで

2　場所

3　使用目的

4　その他

27. 災害時における支援協力に関する協定書(住友精化株式会社)

協定書

災害時における支援協力に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と住友精化株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）時において、甲が乙の協力を得て被災者に対し、適正かつ円滑に支援活動を行うため、乙の施設（以下「施設」という。）を使用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設）

第2条 前条に掲げる乙の施設は次のとおりとする。

【施設1】

所在地	加古郡播磨町本荘4丁目11番36号
名 称	住友精化株式会社コミュニケーションセンターURUOI館
面積等	249.3m ² （研修室1、研修室2、研修室3、講師控室）

【施設2】

所在地	加古郡播磨町宮西3丁目1326番10、1326番3
名 称	住友精化株式会社グラウンド
面積等	7119.95m ²

【施設3】

所在地	加古郡播磨町宮西3丁目1326番10
名 称	住友精化株式会社テニスコート
面積等	826.22m ²

（支援協力の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について支援協力を要請することができる。

- (1) 施設の一部を災害対応に係る関係機関の活動拠点等として災害発生時に提供すること。
- (2) 施設の一部を指定緊急避難場所として、災害発生時における住民及び帰宅困難者等に提供すること。

(3) 甲の災害業務に可能な範囲内で協力すること。

(支援協力要請の手続)

第4条 甲は、前条第1号及び第2号に掲げる支援協力を要請する場合は、乙に対し、要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請するとともに、後日要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力をを行うものとする。

(費用負担)

第5条 支援協力をを行う施設については、甲乙協議の上、費用の負担を決定するものとする。

(施設等の損害に対する負担)

第6条 甲又は、甲の要請により受け入れた住民等が、施設及び施設内の物品に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するなど、甲の責任において必要な処置を講じるものとする。

(避難時における事故等の責任)

第7条 乙は、甲の要請により受け入れた住民等が、施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(施設使用の終了)

第8条 甲は、支援協力として施設の使用が終了したときは、終了報告書（別記様式第2号）により乙に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1箇月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年11月7日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古郡播磨町宮西346番地の1
住友精化株式会社
別府工場長 山本 正人

様式

別記様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

住友精化株式会社
様

播磨町長 印

要請書

「災害時における支援協力に関する協定」第4条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1　日時　　年　　月　　日（　）　　時　　分　から
　　　　　　年　　月　　日（　）　　時　　分　まで

2　場所

3　使用目的

4　その他

記様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住友精化株式会社
様

播磨町長 印

終了報告書

「災害時における支援協力に関する協定」第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　日時　　年　　月　　日（　）　　時　　分　から
　　　　　　年　　月　　日（　）　　時　　分　まで

2　場所

3　使用目的

4　その他

28. 災害時における支援協力に関する協定書（多木化学株式会社）

協定書

播磨町（以下「甲」という。）と多木化学株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）時において、甲が乙の協力を得て被災者に対し、適正かつ円滑に支援活動を行うため、乙の所有する敷地（以下「敷地」という。）を使用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（敷地）

第2条 前条に掲げる敷地は次のとおりとする。

所在地	加古郡播磨町宮西2丁目198番地の1他
名称	多木化学株式会社従業員駐車場
所有者	多木化学株式会社
面積等	3, 914 m ²

（支援協力の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について支援協力を要請することができる。

- (1) 敷地を一時避難地（指定緊急避難場所）として災害発生時における住民及び帰宅困難者等に提供すること。
- (2) 乙が所有する非常用発電設備等を活用し、電気の供給を行うこと。
- (3) 乙が所有する井戸及び浄水ろ過装置を活用し、生活用水の供給を行うこと。
- (4) その他、甲の災害業務に可能な範囲内で協力すること。

（支援協力要請の手続）

第4条 甲は、前条第1号及び第2号に掲げる支援協力を要請する場合は、乙に対し、要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請するとともに、後日要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力をを行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、第3条に規定する支援協力については無償で行うこととする。

(敷地等の損害に対する負担)

第6条 甲又は甲の要請により受け入れた住民等が、敷地及び敷地内の物品に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するなど、甲の責任において必要な処置を講じるものとする。

(避難時における事故等の責任)

第7条 乙は、甲の要請により受け入れた住民等が、敷地に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(支援協力の終了)

第8条 甲は、要請した支援協力を終了するときは、終了報告書（別記様式第2号）により乙に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1箇月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月9日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

乙 加古川市別府町緑町2番地
多木化学株式会社
代表取締役社長 多木 隆元

様式

別記様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月

多木化学株式会社

様

播磨町長 印

要請書

「災害時における支援協力に関する協定」第4条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日 () 時 分 から
年 月 日 () 時 分 まで

2 要請する支援協力の内容

- ① 敷地を一時避難地（指定緊急避難場所）として災害発生時における住民及び帰宅困難者等に提供すること。
- ② 乙が所有する非常用発電設備等を活用し、電気の供給を行うこと。
- ③ 乙が所有する井戸及び浄水ろ過装置を活用し、生活用水の供給を行うこと。
- ④ その他、甲の災害業務に可能な範囲内で協力すること。

3 その他

別記様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

多木化学株式会社
様

播磨町長 印

終了報告書

「災害時における支援協力に関する協定」第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 日時 年 月 日 () 時 分 から
年 月 日 () 時 分 まで

2 終了する支援協力の内容

- ① 敷地を一時避難地（指定緊急避難場所）として災害発生時における住民及び帰宅困難者等に提供すること。
- ② 乙が所有する非常用発電設備等を活用し、電気の供給を行うこと。
- ③ 乙が所有する井戸及び浄水ろ過装置を活用し、生活用水の供給を行うこと。
- ④ その他、甲の災害業務に可能な範囲内で協力すること。

3 その他

29. 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

協定書

播磨地域の12市9町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
- (2) 地域見守り支援に関すること。
- (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
- (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
- (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月31日

- 甲 播磨広域連携協議会
(構成市)
兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長
- (構成市)
兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 樽本 庄一
- (構成市)
兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市
たつの市長 西田 正則
- (構成市)
兵庫県小野市王子町806番地の1
小野市
小野市長 蓬萊 務
- (構成市)
兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 登 幸人
- (構成市)
兵庫県西脇市郷瀬町605番地
西脇市
西脇市長 來住 壽一
- (構成市)
兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 藤本 吉秀
- (構成市)
兵庫県加西市北条町横尾1000番地
加西市
加西市長 西村 和平
- (構成市)
兵庫県加東市社50番地
加東市
加東市長 安田 正義
- (構成市)
兵庫県相生市旭1丁目1番3号
相生市
相生市長 谷口 芳紀
- (構成市)
兵庫県赤穂市加里屋81番地
赤穂市
赤穂市長 豆田 正明

(構成市)

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 1 3 3 番地 6

宍粟市

宍粟市長

福元 晶三

(構成町)

兵庫県加古郡稻美町国岡 1 丁目 1 番地

稻美町

稻美町長

古谷 博

(構成町)

兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 3 0 号

播磨町

播磨町長

清水 ひろ子

(構成町)

兵庫県多可郡多可町中区中村町 1 2 3 番地

多可町

多可町長

戸田 善規

(構成町)

兵庫県神崎郡神河町寺前 6 4 番地

神河町

神河町長

山名 宗悟

(構成町)

兵庫県神崎郡市川町西川辺 1 6 5 番地の 3

市川町

市川町長

岡本 修平

(構成町)

兵庫県神崎郡福崎町南田原 3 1 1 6 番地の 1

福崎町

福崎町長

鳴田 正義

(構成町)

兵庫県揖保郡太子町鵜 1 3 6 9 番地 1

太子町

太子町長

北川 嘉明

(構成町)

兵庫県赤穂郡上郡町大持 2 7 8 番地

上郡町

上郡町長

工藤 崇

(構成町)

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 番地 1

佐用町

佐用町長

庵溢 典章

乙

日本郵便株式会社近畿支社

大阪府大阪市中央区北浜東 3 番 9 号

支社長

実施細目

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条第2項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）は、協定書第2条に列記する甲の構成市町（以下「市町」という。）ごと及び協定書第3条第1項で定める事項（以下「協力事項」という。）ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

(協力事項の細目)

第3条 協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況、避難者リスト（本人同意の上で作成したもの）及び災害時要援護者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関するここと。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関するここと。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

（ア） 不法投棄の発見及び通報に関するここと。

（イ） 不法投棄に係る情報の収集及び交換に関するここと。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならない。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあっては、関係警察署へ通報するものとする。

(ア) 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

(イ) 道路上への土砂崩落や土砂流出

(ウ) 道路上への倒木や街路灯の障害

(エ) その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

2 前項第2号から第4号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。

3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力をを行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。

4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

(経費の負担)

第4条 協力に要した経費は、第3条第1項第2号から第4号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(免責)

第5条 乙は、第3条の規定による情報提供を行うことができなかつた場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

(補則)

第6条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

連絡責任者表

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目にかかる連絡責任者

実施細目第2条第1項に定める連絡責任者を下記のとおりとします。

	播磨町			播磨本荘郵便局	
担当 グループ	連絡 責任者	電話番号 FAX 番号	連絡 責任者	電話番号 FAX 番号	
災害時における相互協力に関すること	危機管理	統括	435-0991 435-7901	局長	435- 2323 435- 5443
地域見守り支援に関すること	福祉	統括	435-2361 435-0831		
不法投棄の情報提供に関すること	すこやか 環境	統括	435-2721 435-0831		
道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること	土木	統括	435-2365 435-0592		
その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	企画	統括	435-0356 435-0609		

連絡・協力連絡票

連携・協力連絡票

播磨町 ⇄ 播磨本荘郵便局

日時 平成 年 月 日 :

①発信区分 ((1)か(2)の該当する事項に○を付けてください)

(1)

播磨本荘郵便局
担当者名

播磨町役場
グループ



(2) ②(1)のみ

播磨町役場
グループ
担当者名

播磨郵便局



②連携・協力事項 ((1)から(5)までの該当する事項に○を付けてください)

- (1) 災害時における相互協力に関する事項 (3条1項1号)
- (2) 地域見守り支援に関する事項 (3条1項2号)
- (3) 不法投棄の情報提供に関する事項 (3条1項3号)
- (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関する事項 (3条1項4号)
- (5) その他地域の活性化・住民サービスの向上に関する事項 (3条1項5号)

③ ②連携・協力事項の内容

状況	・内容、覚知年月日時分等
連携・協力要請の内容	・連携・協力要請の内容、理由等

※ 以下受信側処理欄

受信グループ・受信日時	グループ チーム 担当者名	平成 年 月 日 :
協力の内容	・対応内容、場所、対応日時等	
その他		

30. 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

協定書

播磨町（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合加古川支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う電気設備等の復旧に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、播磨町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 播磨町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

（要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式2）を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した費用については、災害発生時直前における通常の実費用を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- (1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め、別紙様式3により報告するものとする。
- (2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第11条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有す

る。

平成26年2月4日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
代表者 播磨町長 清水ひろ子

乙 加古川市加古川町北在家2637
兵庫県電気工事工業組合 加古川支部
代表者 支部長 栗山雅博

様式

様式1 (第3条関係)

平成 年 月 日

兵庫県電気工事工業組合
加古川支部長 栗山 雅博 様

播磨町長 清水 ひろ子

支 援 要 請 書

平成26年2月4日付けで締結した「災害時における電気設備等の復旧に関する協定」
第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1. 支援協力の種類

- 電気設備等の復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと

2. 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・ 施設名 : _____
- ・ 場所（住所） : _____
- ・ 責任者名：職名 _____ 氏名 _____
- ・ 電話番号 _____ FAX _____
- ・ 携帯番号 _____

3. 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日

播磨町長 清水 ひろ子様

兵庫県電気工事工業組合
加古川支部長 栗山 雅博

災害復旧業務完了報告書

「災害時における電気設備等の復旧に関する協定」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので、報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当者責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

様式3（第10条関係）

甲の第1連絡責任者 (播磨町)			
氏名		電話(直通)	
所属		電話(携帯)	
職名		F A X	
携帯メール			

甲の第2連絡責任者 (播磨町)			
氏名		電話(直通)	
所属		電話(携帯)	
職名		F A X	
携帯メール			

乙の第1連絡責任者 (兵庫県電気工事工業組合)			
氏名		電話(直通)	
所属支部名		電話(携帯)	
乙での役職		F A X	
自己の職場名		職場での役職	
携帯メール			

乙の第2連絡責任者 (兵庫県電気工事工業組合)			
氏名		電話(直通)	
所属支部名		電話(携帯)	
乙での役職		F A X	
自己の職場名		職場での役職	
携帯メール			

31. 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書

協定書

災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る 相互連携・協力に関する覚書

播磨町（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

（運用方法）

第3条 支障となる障害物の移動その他必要な措置（以下「移動作業」という。）は『道路啓開に向けた連携フロー』に基づき実施する。

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。

（損失補償）

第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。

2 第3条に基づいて実施した事項に起因する、障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

（意見交換）

第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び『道路啓開に向けた連携フロー』の変更を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 4月 1日

甲 播磨町長

清水 ひろ子

乙 関西電力送配電株式会社

兵庫支社 姫路電力本部長

乾 直樹

32. 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書(兵庫県行政書士会)

協定書

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

播磨地域の13市9町で構成する播磨広域連携協議会（本協定については、明石市を除く。以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 各市町において、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、該当の市町（以下「被災市町」という。）は乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第2条 前条の規定による被災市町の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 被災市町への乙の会員の派遣
- (3) その他被災市町が必要と認める業務

（要請手続等）

第3条 第1条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を被災市町に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるとときは、被災市町の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第1条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第6条 被災市町の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（損害の補償）

第7条 被災市町の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、被災市町は負担を負わないものとする。

(情報交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもつて協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年（2016年）10月1日

甲 播磨広域連携協議会

姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 石見 利勝

相生市旭1丁目1番3号

相生市

相生市長 谷口 芳紀

加古川市加古川町北在家2000

加古川市

加古川市長 岡田 康裕

赤穂市加里屋81番地

赤穂市

赤穂市長 明石 元秀

西脇市郷瀬町605番地

西脇市

西脇市長 片山 象三

三木市上の丸町10番30号

三木市

三木市長 藤本 吉秀

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長 登 幸人

小野市王子町806番地の1

小野市
小野市長

蓬萊 務

加西市北条町横尾1000番地

加西市
加西市長

西村 和平

宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市
宍粟市長

福元 晶三

加東市社50番地

加東市
加東市長

安田 正義

たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市
たつの市長

栗原 一

多可郡多可町中区中村町123番地

多可町
多可町長

戸田 善規

加古郡稻美町国岡1丁目1番地

稻美町
稻美町長

古谷 博

加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町
播磨町長

清水 ひろ子

神崎郡市川町西川辺165番地の3

市川町
市川町長

岩見 武三

神崎郡福崎町南田原3116番地の1

福崎町
福崎町長

橋本 省三

神崎郡神河町寺前64番地

神河町
神河町長

山名 宗悟

揖保郡太子町鵜280番地1

太子町
B-313

太子町長 服部 千秋

赤穂郡上郡町大持278番地
上郡町
上郡町長 遠山 寛

佐用郡佐用町佐用2611番地1
佐用町
佐用町長 庵溢 典章

乙 神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号
神戸クリスタルタワー13階
兵庫県行政書士会
会長 村山 豪彦

(別記様式)

年 月 日

兵庫県行政書士会 会長 様

(要請市町長名) _____

協 力 要 請 書

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 氏名・電話番号	所属	職名
	氏名	電話
電話・FAX 等による要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
期 間		
備 考		

33. 災害支援ボランティア活動に関する協定書(社会福祉法人播磨町社会福祉協議会)

災害支援ボランティア活動に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と社会福祉法人播磨町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害支援ボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、播磨町内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害支援ボランティアの活動支援や円滑な被災者等の支援を図ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（情報の収集及び提供）

第2条 甲及び乙は、災害時において、連携して災害支援ボランティアに関する情報を収集し、被災者等及び関係機関等に対して情報を提供するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害支援ボランティアの活動についての情報交換を行うこと等により、災害時に円滑な連携・協力体制がとれるよう努めるものとする。

（災害ボランティアセンターの開設及び運営）

第3条 甲は、災害時において、災害の状況を早期に把握し、乙と協議のうえ、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設を決定するものとする。

2 乙は、センターの開設及び運営を行うものとする。

3 甲は、センターの運営に協力するものとする。

4 甲及び乙は、連携して被災者等及び関係機関等からの災害ボランティアの活動に関する問い合わせ及び相談に応じることとする。

（センターの閉鎖）

第4条 甲は、災害による被災状況が改善し、センターの閉鎖が必要であると判断した場合は、乙と協議のうえ、閉鎖を決定するものとする。

（人材育成）

第5条 乙は、センターの運営を円滑に行うため人材を育成し、その資質の向上に努めるものとする。

2 甲は、乙に必要な協力をするものとする。

（資機材等の確保）

第6条 甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

- 第7条 センターの開設及び運営に関する費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。
- 2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用については、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。
- 3 乙は、費用（この条における費用をいう。次項においても同じ。）の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。
- 4 費用の支払方法は、甲乙協議して決定する。

（補償）

- 第8条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に関する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
- 2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用は、ボランティアの自己負担とする。

（支援体制の整備）

- 第9条 乙は、兵庫県社会福祉協議会、近隣市町の社会福祉協議会、広域災害支援を行うNPO法人等との連携を強化し、災害時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

- 第10条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1箇月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年5月1日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水ひろ子

乙 加古郡播磨町南大中1丁目8番41号
社会福祉法人播磨町社会福祉協議会
会長 近藤龍樹

34. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン)

協定書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、播磨町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、播磨町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用できるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年7月23日

甲) 播磨町

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町長 清水 ひろ子

乙) 株式会社ゼンリン

大阪府大阪市西区川口3丁目3番9号
ダイケイビル4F
関西支社長 松井 仁

協定書細目

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、播磨町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	播磨町 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	播磨町を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	播磨町 危機管理グループ 利用 閲覧地区：播磨町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1 (通常時)	播磨町危機管理グループ	住所：兵庫県加古郡播磨町 東本荘 1 丁目 5 番 3 0 号 電話：079-435-0991 FAX：079-435-7901
	連絡先 2 (災害時)	播磨町災害対策本部	住所：兵庫県加古郡播磨町 東本荘 1 丁目 5 番 3 0 号 電話：079-435-0355 FAX：079-435-7901
乙	連絡先 1	事業統括本部 総合販売本部 関西支社 神戸営業所	住所：兵庫県神戸市中央区 御幸通 4 丁目 2 番 2 0 号 三宮中央ビル 1 F 電話：078-252-3223 FAX：078-252-1633
	連絡先 2	事業統括本部 総合販売本部 関西支社	住所：大阪府大阪市西区 川口 3 丁目 3 番 9 号 ダイケイビル 4 F 電話：06-6584-0334 FAX：06-6584-0006

以上

平成 年 月 日

(株)ゼンリン 殿

播磨町長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	納品 希望場所	納品 希望日時	備考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

平成 年 月 日

播磨町長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、平成 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

＜物資納入者＞

＜物資受領者＞